

第4次鳴門市男女行動計画

(鳴門パートナーシッププランIVステージ)

— 素案 —

令和7（2025）年12月
徳島県 鳴門市

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって -----	1
【1】社会的背景と趣旨 -----	1
【2】男女共同参画社会について -----	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き -----	3
第2章 計画の概要 -----	10
【1】本計画の位置付け -----	10
【2】計画の期間 -----	11
【3】計画の策定体制 -----	11
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題 -----	13
【1】統計でみる本市の現状 -----	13
【2】第3次計画期間における取組内容の点検と評価 -----	29
【3】第3次計画における数値目標の達成状況 -----	43
【4】アンケート調査結果等から読み取れる現状 -----	47
【5】関係団体調査結果の概要（回答要旨） -----	67
【6】各種調査結果等から読み取れる本市の課題 -----	72
第4章 計画の内容 -----	75
【1】基本理念と基本目標 -----	75
【2】基本目標 -----	75
【3】施策の体系 -----	76
第5章 施策の展開方向と具体的な取組 -----	77
【基本施策1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり -----	77
【基本施策2】学びの場における男女共同参画の意識づくり -----	79
【基本施策3】女性が活躍できる社会基盤づくり -----	81
【基本施策4】誰もが希望する働き方を選択できる職場づくり -----	83
【基本施策5】地域社会における男女共同参画の推進 -----	86
【基本施策6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止基本計画） ---	88
【基本施策7】生涯を通した健康づくりへの切れ目ない支援 -----	91
【基本施策8】誰一人取り残さない福祉のまちづくり -----	93
第6章 計画の推進に当たって -----	96
【1】計画の推進体制 -----	96
【2】計画の周知及び点検・評価 -----	96
【3】数値目標の設定一覧表 -----	97
資料編-----	未

第1章 計画の策定に当たって

【1】社会的背景と趣旨

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

令和7（2025）年は、国連が3月8日を「国際女性デー」として定めてから50年、また、国内においては昭和60（1985）年に「男女雇用機会均等法^{※1}」が成立して40年が経過し、初の女性総理大臣が誕生するなど、節目の年となっています。その間、男女平等を目指す取組には、一定の成果がうかがえます。

しかし、職場や地域社会においては、従来の慣習やしきたりなどによる、リーダーは男性であるという思い込みや性別に基づいて役割を硬直的に決めてしまい、責任を伴う業務から結果的に女性を遠ざけていることなど、社会のあらゆる分野で「男性優遇」が根強い状況にあります。

我が国においては、総人口の減少をはじめ出生数の減少や高齢化の進行を背景に、今後も少子高齢化が一層進行していくことが見込まれており、社会保障費の増加や労働力人口の減少などが危惧されています。また、現在は第5類に移行した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会にさまざまな影響を及ぼしてきました。

社会の持続的な発展のために、男女共同参画社会の形成を推進していくことは、引き続き重要な政策課題として位置付けられます。

そのような中、ICT（情報通信技術）の進化や社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※2}の加速など、先端技術の急速な進展は、産業や働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。また、令和3（2021）年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正^{※3}をはじめ、令和5（2023）年では「性の多様性に関する法律^{※4}」の施行、令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律^{※5}」や「育児・介護休業法」の改正^{※6}など、さまざまな関係法令の改正等も進められており、男女共同参画社会の形成に向けた取組は新たなステージを迎えていました。

※1 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」

※2 デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。（Digital Transformation）

※3 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」

※4 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」

※6 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」

2 計画策定の趣旨

本市では、令和3（2021）年3月に「鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢ（サード）ステージ）」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。この度、第3次計画期間の満了に伴い「第4次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅣ（フォース）ステージ）」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、第3次計画を受け継ぐ計画です。

なお、本計画は「女性活躍推進法^{※1}」の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法^{※2}」の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

【2】男女共同参画社会について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、その考え方に基づき5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（概要）】

男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none">男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	<ul style="list-style-type: none">固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	<ul style="list-style-type: none">男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	<ul style="list-style-type: none">男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画の社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切であることから、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

令和7（2025）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は148か国中118位と前年と同順位となっており、依然としてO E C D加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【 ジェンダー・ギャップ指数 】

(148か国中の順位)	総合スコア	経済	教育	健康	政治
アイスランド(1位)	0.926	0.798	0.990	0.960	0.954
フィンランド(2位)	0.879	0.815	1.000	0.971	0.728
ノルウェー(3位)	0.863	0.776	0.995	0.959	0.721
英国(4位)	0.838	0.744	1.000	0.965	0.643
ドイツ(9位)	0.803	0.680	0.988	0.966	0.579
↓					
フィリピン(20位)	0.781	0.790	0.988	0.967	0.377
↓					
カナダ(32位)	0.767	0.751	1.000	0.969	0.350
南アフリカ共和国(33位)	0.767	0.657	0.996	0.974	0.443
フランス(35位)	0.765	0.725	1.000	0.969	0.364
↓					
米国(42位)	0.756	0.762	1.000	0.973	0.291
シンガポール(47位)	0.748	0.789	1.000	0.972	0.232
↓					
ブラジル(72位)	0.720	0.662	1.000	0.977	0.240
ベトナム(74位)	0.713	0.759	0.972	0.949	0.173
↓					
イタリア(85位)	0.704	0.599	0.998	0.966	0.255
↓					
インドネシア(97位)	0.692	0.668	0.978	0.968	0.153
韓国(101位)	0.687	0.608	0.980	0.976	0.182
中国(103位)	0.686	0.726	0.935	0.947	0.135
↓					
日本(118位)	0.666	0.613	0.994	0.973	0.085
↓					
パキスタン(148位)	0.567	0.347	0.851	0.959	0.110

資料：Global Gender Gap Report 2025

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し順位づけした指標のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

2 SDGsと男女共同参画

SDGs^{※1}は、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、全ての国が目指すべき「持続可能な開発目標」であり、17のゴールから構成されるものです。

SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等^{※2}を実現しよう」は本計画に深く関連しています。そして、SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメント^{※3}を達成すること」を目指しております。ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

3 男女共同参画に関する国内の動き

(1) 第6次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和●（20●）年●月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

「第6次男女共同参画基本計画」においては、我が国における経済、社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意等の着実な履行、実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて次の4つを提示し、その実現を通して「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成を促進することとしています。

注 ●部分は決まり次第入力、下線部分は予定

【 第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

-
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
-

(2) 女性版骨太の方針2025の策定

令和7（2025）年6月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が決定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、地方における人口減少、女性の転出超過という課題を踏まえ「女性に選ばれる地方」を実現することが急務となっており、女性がやりがいを持って取り組める仕事の創出をはじめ、女性にとって魅力的な職場づくり、そのための人材確保、育成及びその体制づくり等に取り組むとしています。

【 女性活躍・男女共同参画の重点方針2025 】

-
- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
 - II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
 - III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
 - IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
 - V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化
-

(3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{※1}の改正

令和3（2021）年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」が施行されました。

我が国において、政治分野への女性の参画は進められているものの、諸外国に比べ大きく遅れていることや性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が必要である、といった社会的背景を踏まえ、この改正では、政党その他の政治団体、国、地方公共団体において、男女の候補者数の目標設定をはじめ、候補者の選定方法、セクシュアルハラスメント対策の明記等が定められました。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要（要旨）】

1 政党その他の政治団体の取組の促進

- ・ 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
- ・ 各種ハラスメント対策 等

2 国・地方公共団体の施策の強化

- ・ 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
- ・ 人材の育成 等

3 関係機関の明示

4 国・地方公共団体の責務等の強化

※1 平成30年法律第28号

(4) 育児・介護休業法^{※2}の改正

令和6（2024）年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるようにするために、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況の公表義務の対象の拡大、次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとしています。

【「育児・介護休業法」改正の概要（要旨）】

1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化

3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

※2 平成3年法律第76号

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たって、女性であることできまざまな困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

【 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念（要旨）】

- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年3月に、厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（厚生労働省告示第111号）を定めました。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における「困難な問題を抱える女性」とは、同法の第2条において、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

以下は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の第2条に規定されている定義を、厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」も参考にして、例示したものです。

【 「困難な問題を抱える女性」の例示*】

- ・ 性暴力などの性的な被害を受けた又は受けるおそれがある女性（本人の意思に反して性を利用される場合を含む。）
- ・ 家庭内暴力や虐待、家族関係の破綻など、家庭の状況によって生活が困難な女性
- ・ 孤立やいじめ、差別等で地域社会との関係性に問題を抱える女性
- ・ 経済的困窮、予期せぬ妊娠など、その他の事情で生活に困難を抱える女性
- ・ 国籍や文化的背景、言語の違いなどにより、地域社会との関係性や生活に困難な問題を抱える女性
- ・ 特定の一つの問題だけでなく、上記のような問題が複合的に重なり、生活に困難を抱える女性及び困難になるおそれがある女性

* あくまでも「例示」であり、困難な問題には、このほかにも多様な形態がある。

(6) 性の多様性に関する法律

令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」が施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現をその目的としています。

【「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

4 徳島県の動き

徳島県では、令和5（2023）年10月に「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を策定し、多様な個性や価値観を大切にし、家庭でも職場でも、男女が互いに尊重し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指すとしています。

【「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の施策体系】

基本目標とめざすべき将来像	
基本目標	「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」
めざすべき 将来像	誰もが個性に応じて活躍し、多様性が受容されるダイバーシティ社会が創り出されている
基本方針と主要課題	
<u>基本方針Ⅰ</u> あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進 主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備 主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
<u>基本方針Ⅱ</u> 安全・安心に暮らせる環境づくり	主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援 主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援 主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進
<u>基本方針Ⅲ</u> 地域でともに支え合う社会づくり	主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発 主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進 主要課題12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現
総合的な 推進体制の整備	(1) 県の推進体制の充実 (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ※」を核とした男女共同参画の推進 (3) 県民、事業者、市町村、N P O等との連携 (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※ 令和7（2025）年6月1日より「ときわプラザ」は「パーク テレコメディア」に改称

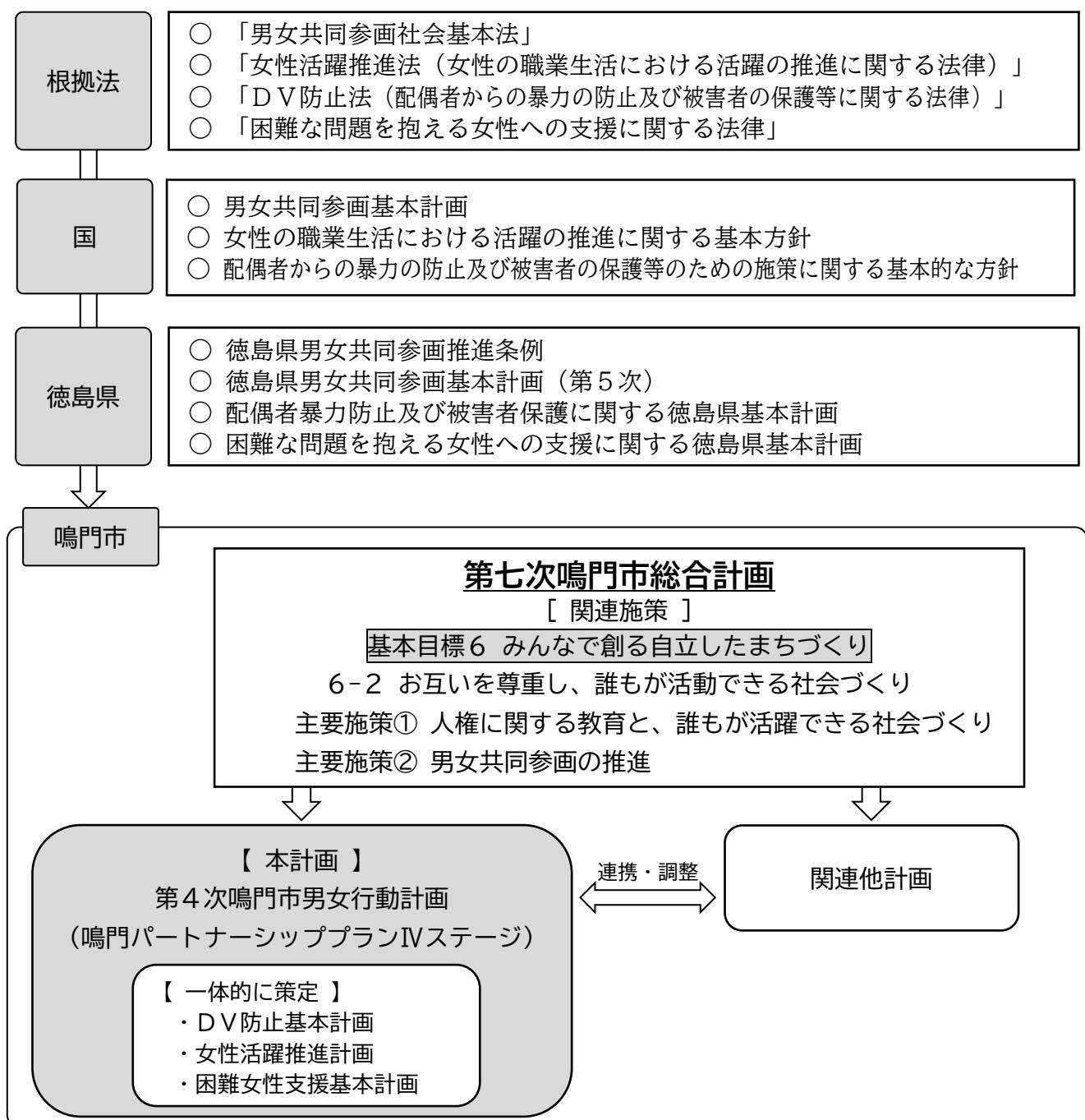
第2章 計画の概要

【1】本計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」をはじめ「鳴門市総合戦略」「鳴門市地域福祉計画」「(仮称) 鳴門市こども計画」や「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく鳴門市特定事業主行動計画」「鳴門市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【本計画の位置付け】



【2】計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 鳴門市男女共同参画推進審議会等における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。また、庁内では「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」「鳴門市男女行動計画ワーキンググループ」において、内容の検討を行いました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たって、本市在住の18歳以上の市民及び市内の事業所を対象としたアンケート調査、また、中学生を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討するまでの基礎資料としました。

	鳴門市 人権・男女共同参画 に関する市民意識調査	鳴門市 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査	鳴門市 男女共同参画に関する 中学生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所*	市内の中学校に 在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収、 インターネットによる回答	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配布、 インターネットによる回答
調査期間	令和7（2025）年3月	令和7（2025）年3月	令和7（2025）年7月
回答状況	配布数 2,000件 有効回答数 563件 (インターネットによる 回答188件を含む) 有効回答率 28.2%	配布数 500件 有効回答数 173件 有効回答率 34.6%	配布数 1,112件 有効回答数 943件 有効回答率 84.8%

* 本社や支社などが他の地域に所在する事業所を含む。

3 関係団体調査の実施

市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に向けての取組の在り方やアイデア等について伺い、本市の今後の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として実施しました。

調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
調査期間	令和7（2025）年9月
回答状況	各団体の代表者等 14件（配布は21件）、回収率66.7%

4 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を市役所の窓口及び市公式ウェブサイトで公開し、パブリックコメントを実施しました。

注 下線部分は予定

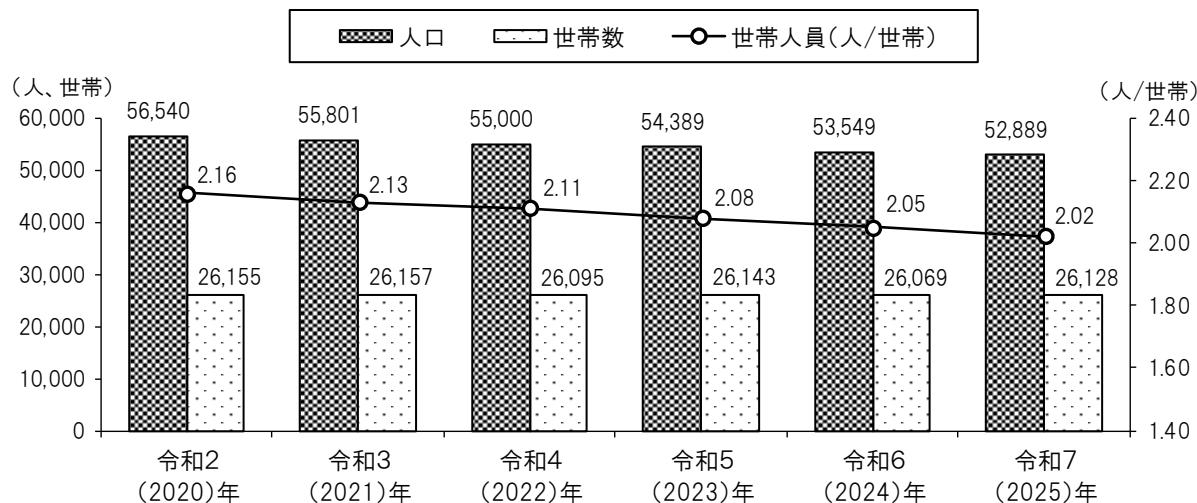
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

【1】統計でみる本市の現状

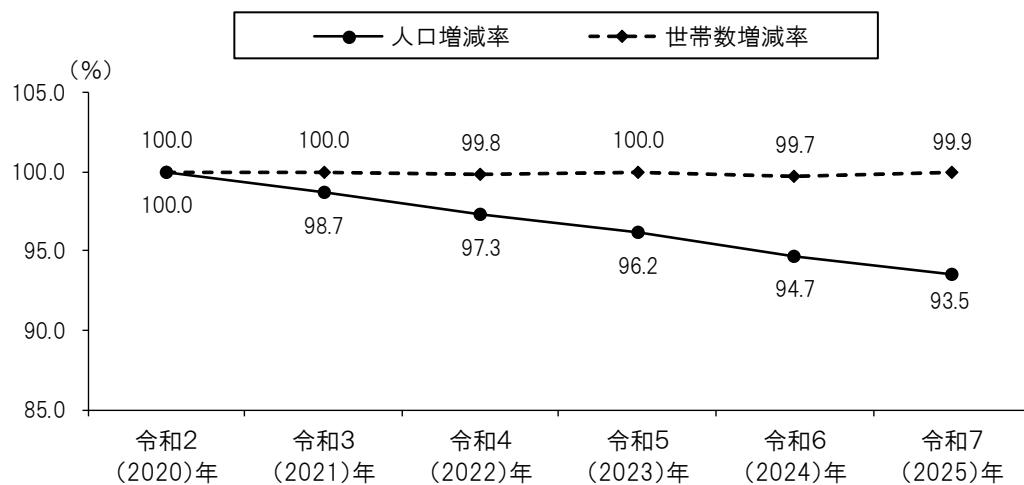
1 人口等の現状

本市の人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年3月現在52,889人となっています。世帯数はおおむね横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和2（2020）年の2.16人から令和7（2025）年で2.02人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、令和2（2020）年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和6（2024）年では、合計796人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

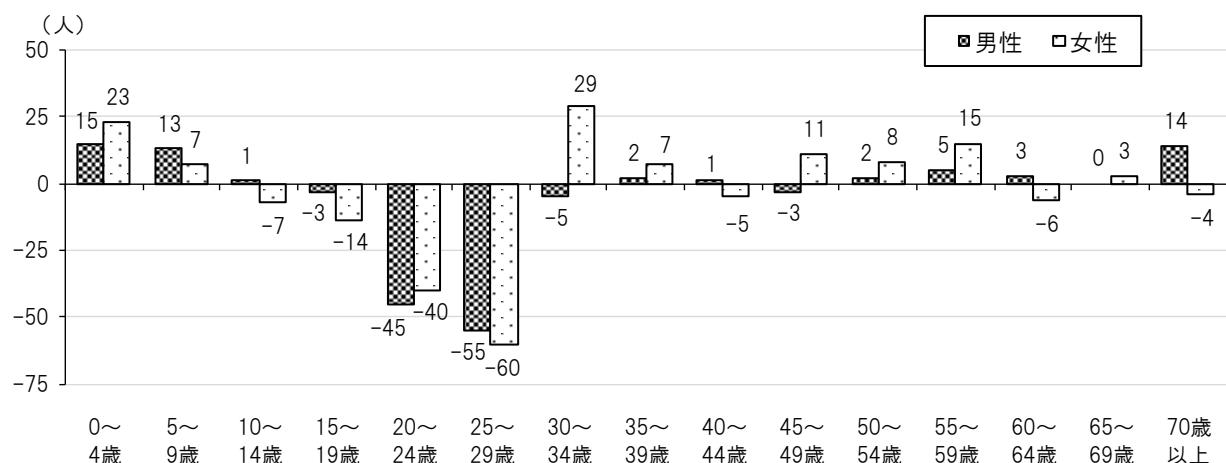
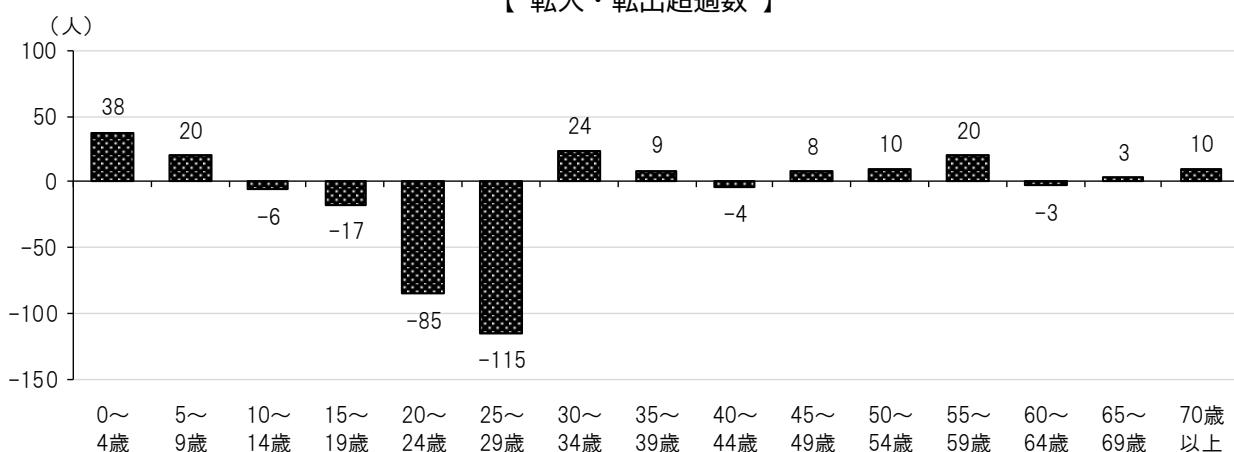
	自然動態			社会動態		人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)
令和4(2022)年	229	867	-638	1,925	2,011	-86
令和5(2023)年	214	876	-662	1,843	1,893	-50
令和6(2024)年	220	928	-708	1,677	1,765	-88
						-796

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：徳島県人口移動調査年報

令和6（2024）年の人口移動状況についてみると、20代の転出が目立っており、就職などを機に転出していることがうかがえます。

【転入・転出超過数】

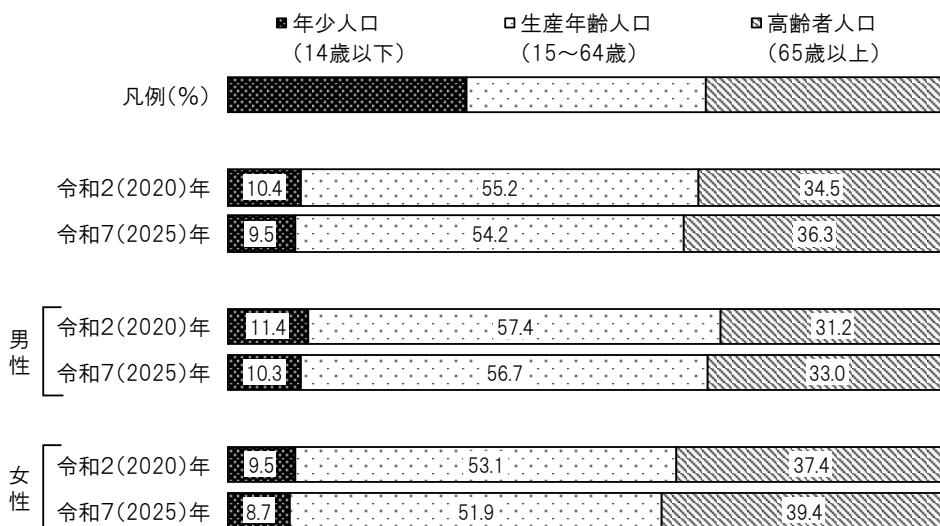


資料：徳島県人口移動調査年報（令和6（2024）年）

本市の年齢別人口をみると、令和7（2025）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.5%、「生産年齢人口（15～64歳）」が54.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が36.3%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2（2020）年の34.5%から令和7（2025）年で36.3%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

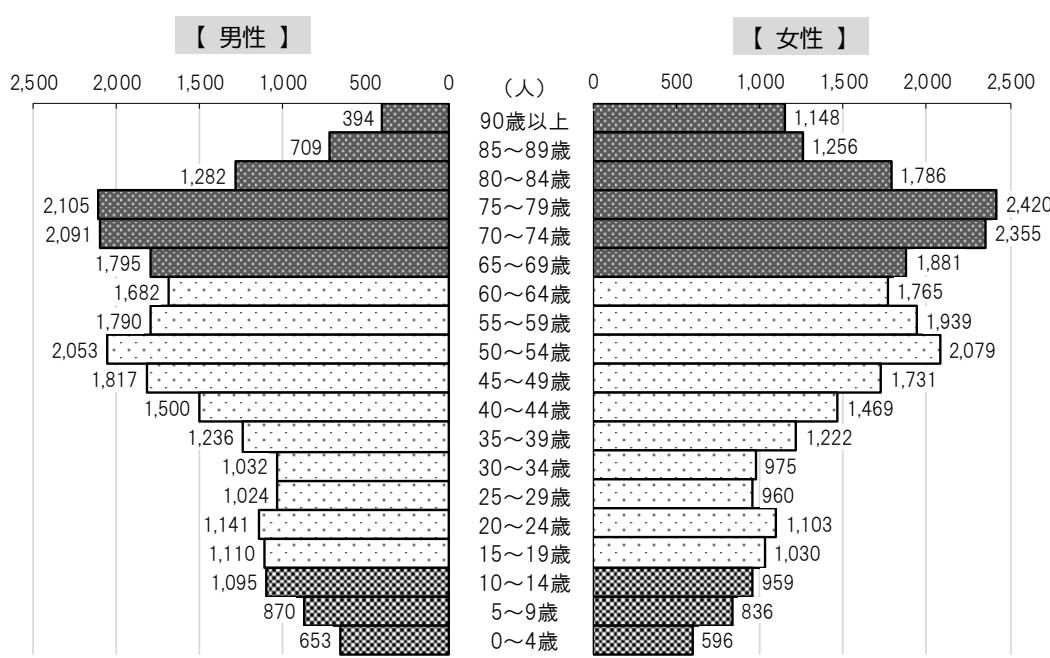
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代後半のいわゆる「団塊の世代」及びそのことも世代である50代前半の「団塊ジュニア層」が、最も多くなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

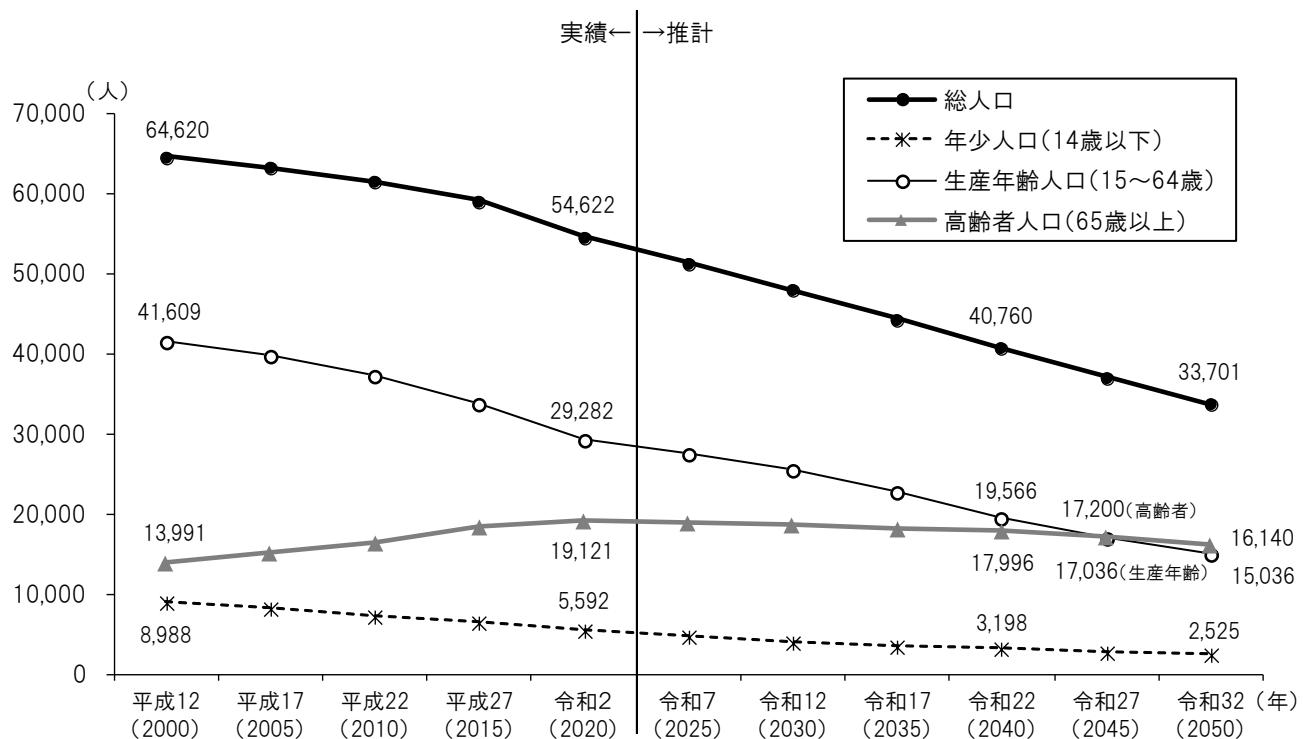


資料：住民基本台帳（令和7（2025）年3月末日現在）

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、令和27(2045)年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

【 将来推計人口 】



注：総人口は年齢不詳を含む。

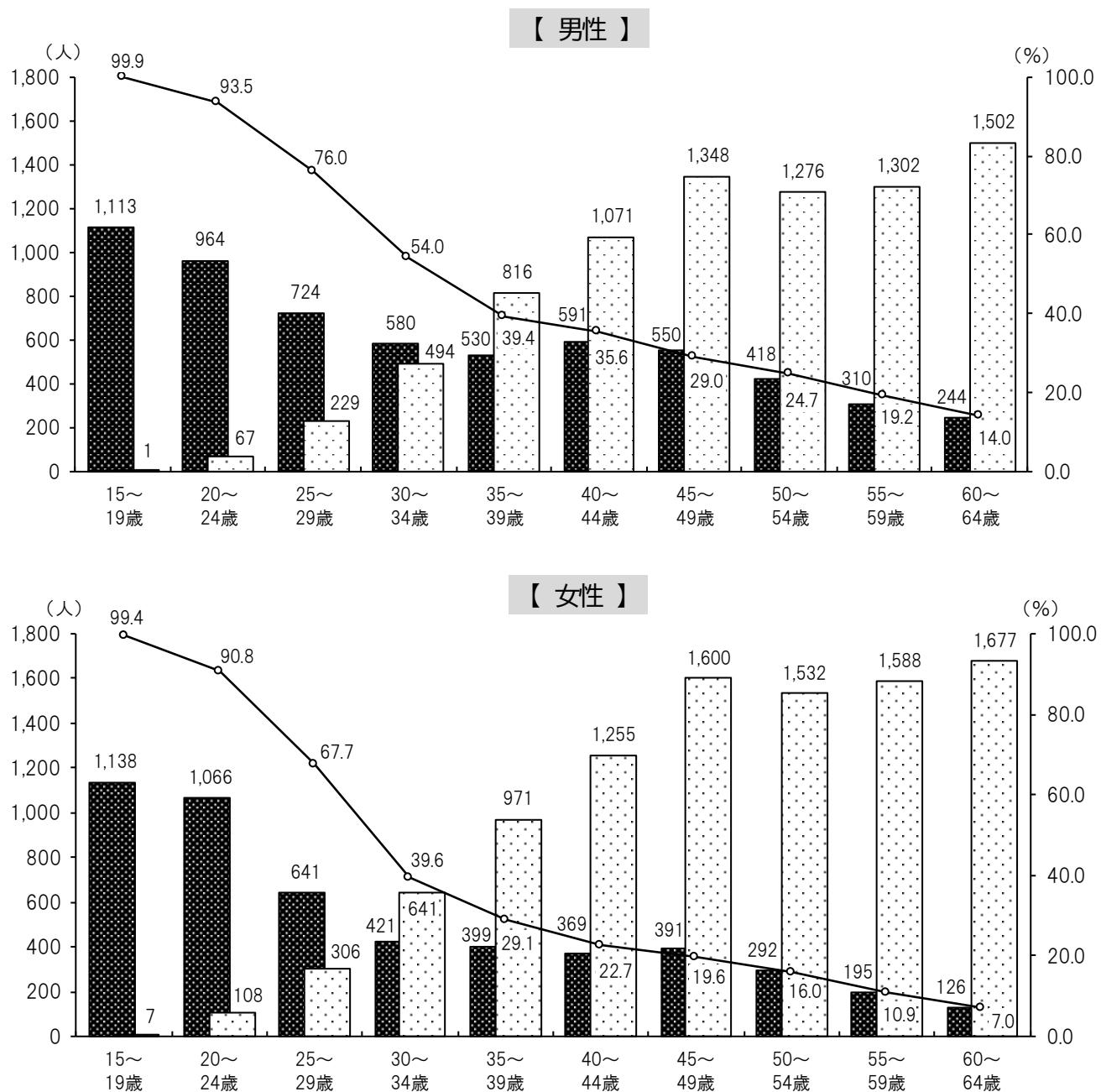
資料：平成12（2000）年～令和2（2020）年は国勢調査、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っています。

【 年齢別未既婚者数と未婚率 】

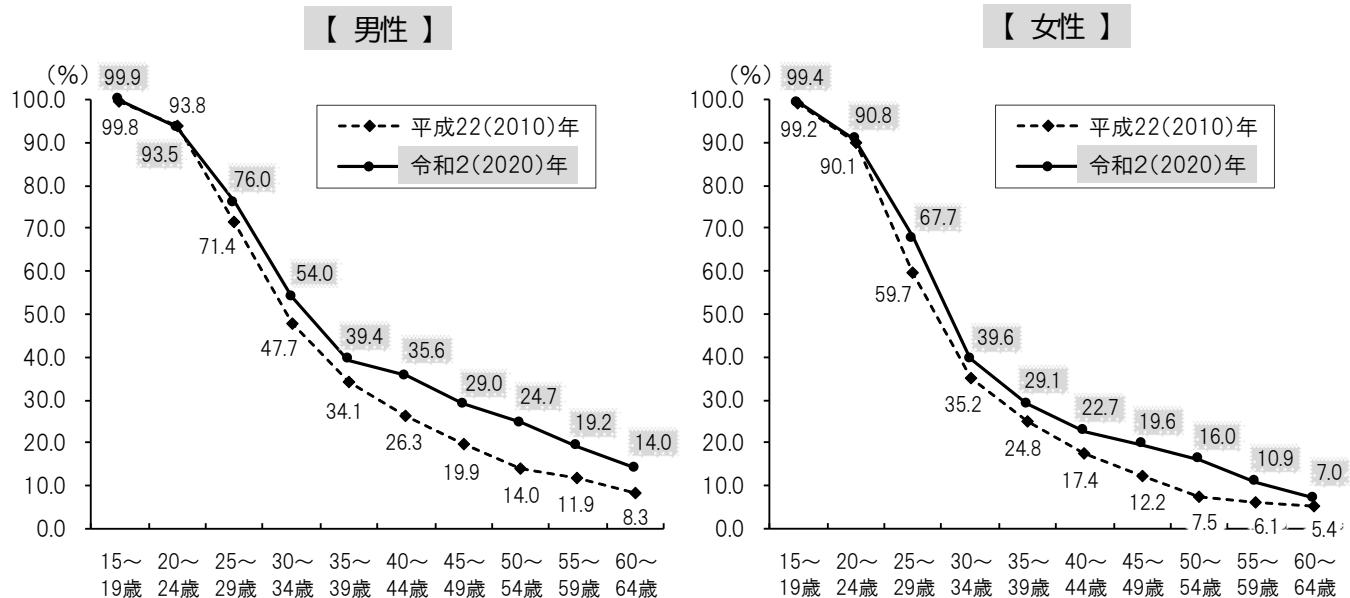
■ 未婚者数 □ 既婚者数 ○ 未婚率



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

令和2（2020）年における本市の未婚率は、平成22（2010）年に比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】

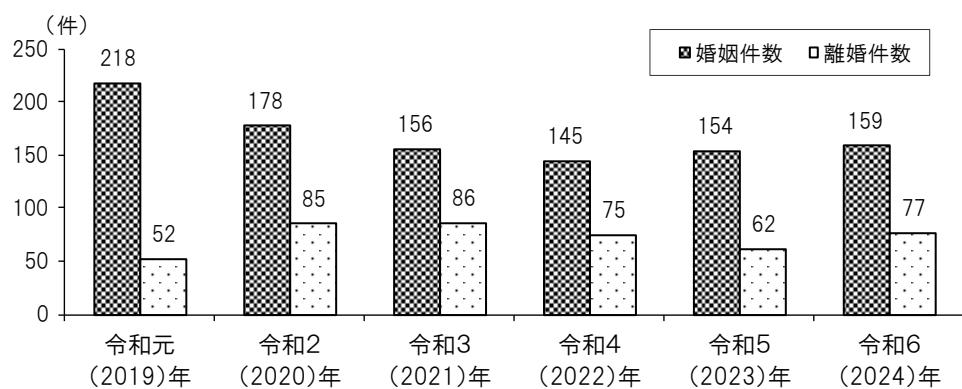


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

3 婚姻件数・離婚件数

本市の婚姻件数は減少傾向にありました。令和5（2023）年に増加に転じ、令和6（2024）年では159件となっています。離婚件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和6（2024）年では77件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

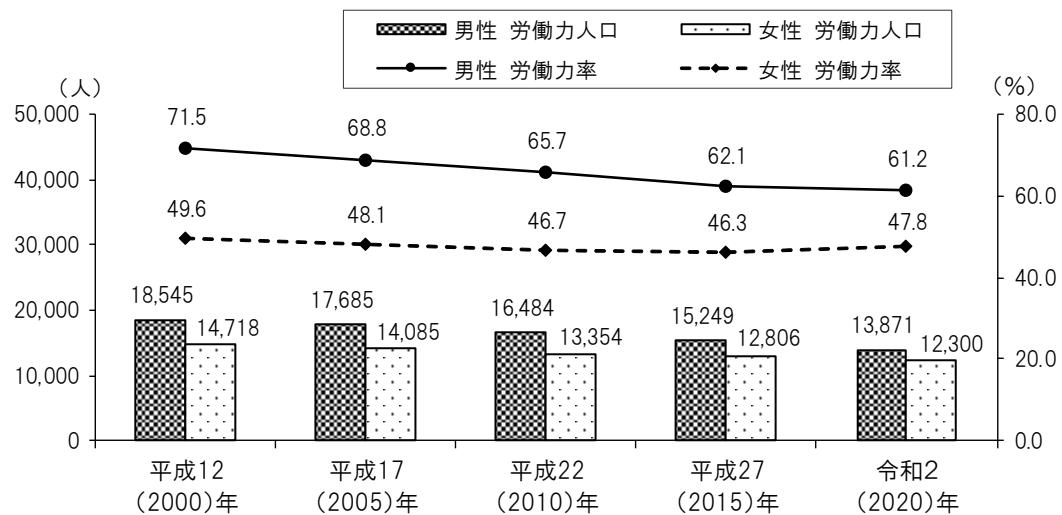


資料：厚生労働省「人口動態統計」

4 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。労働力率については、男女共に減少傾向にありましたが、女性は令和2（2020）年に増加に転じています。

【労働力人口・労働力率の推移】

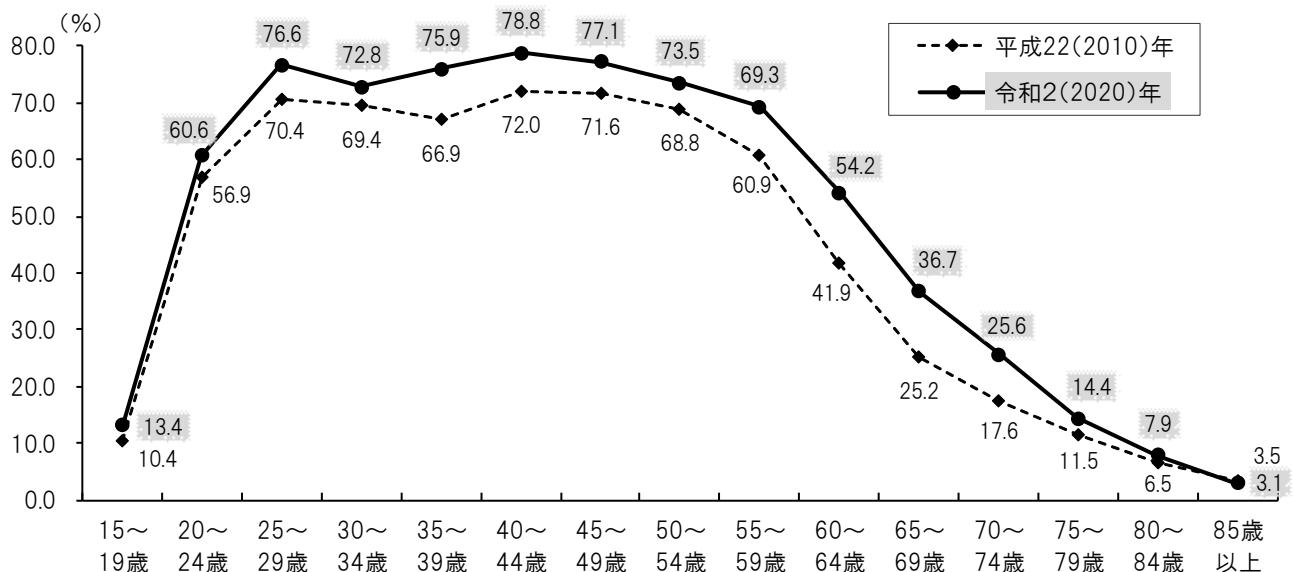


資料：国勢調査

5 就業率

令和2（2020）年における本市の女性の就業率をみると、平成22（2010）年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚してこどもができても働き続ける女性が増えています。また、平成22（2010）年では、30代後半の就業率が低下していましたが、令和2（2020）年では30代前半の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられます。

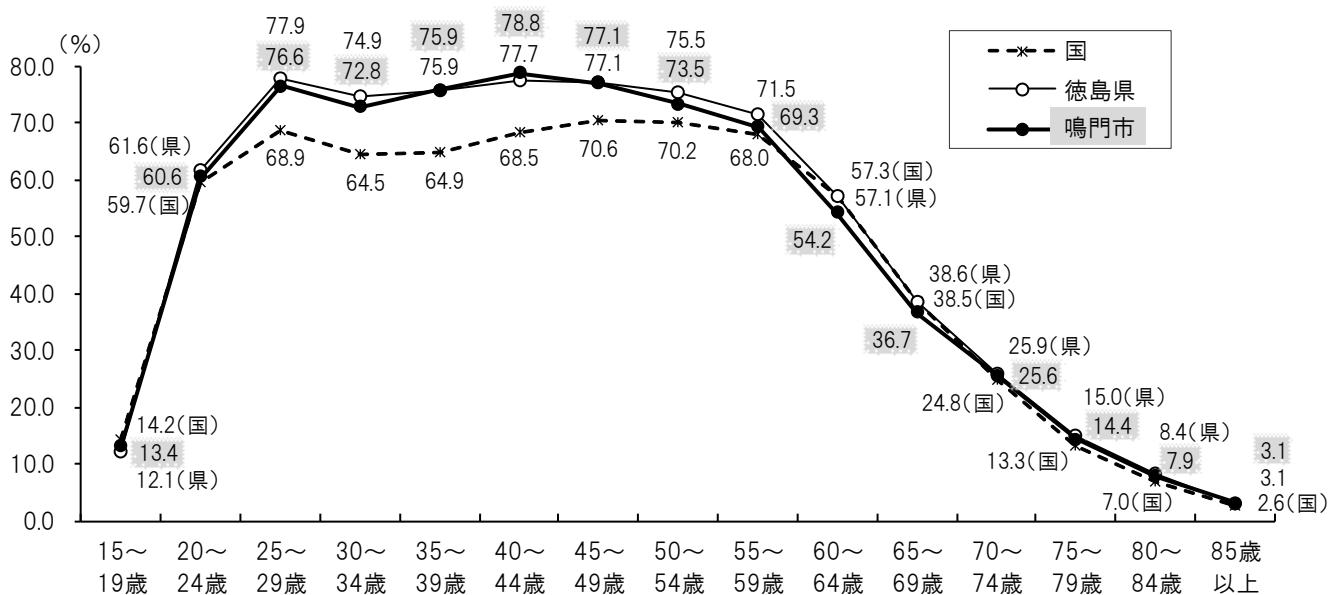
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、おおむね国の平均を上回っています。

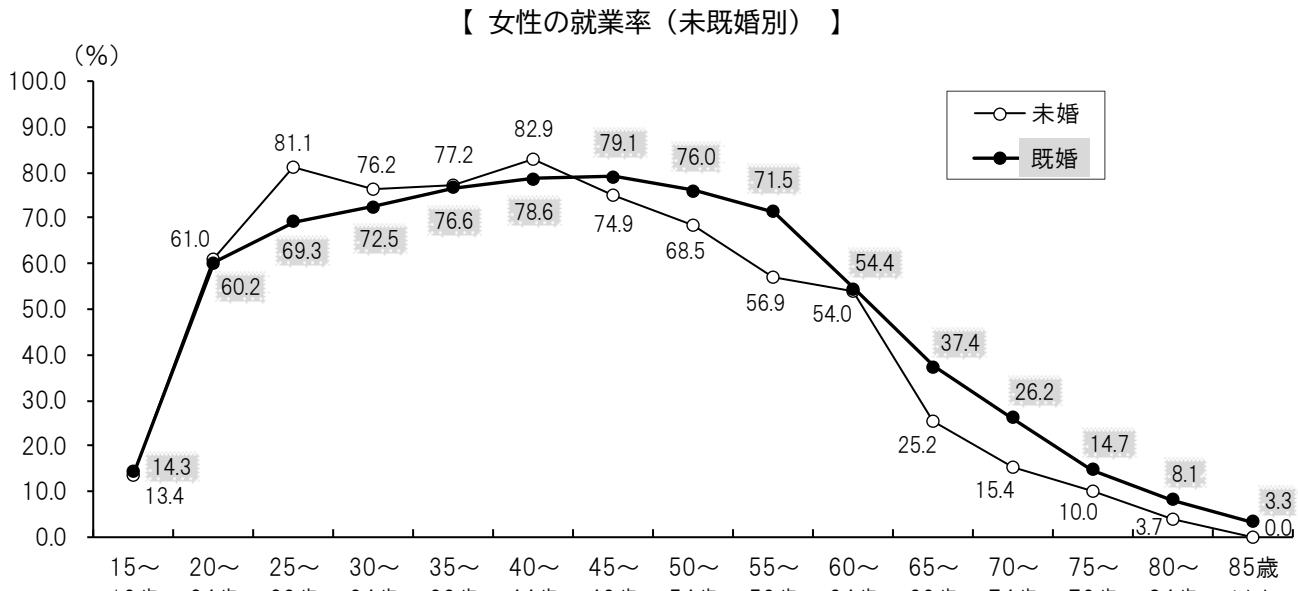
【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

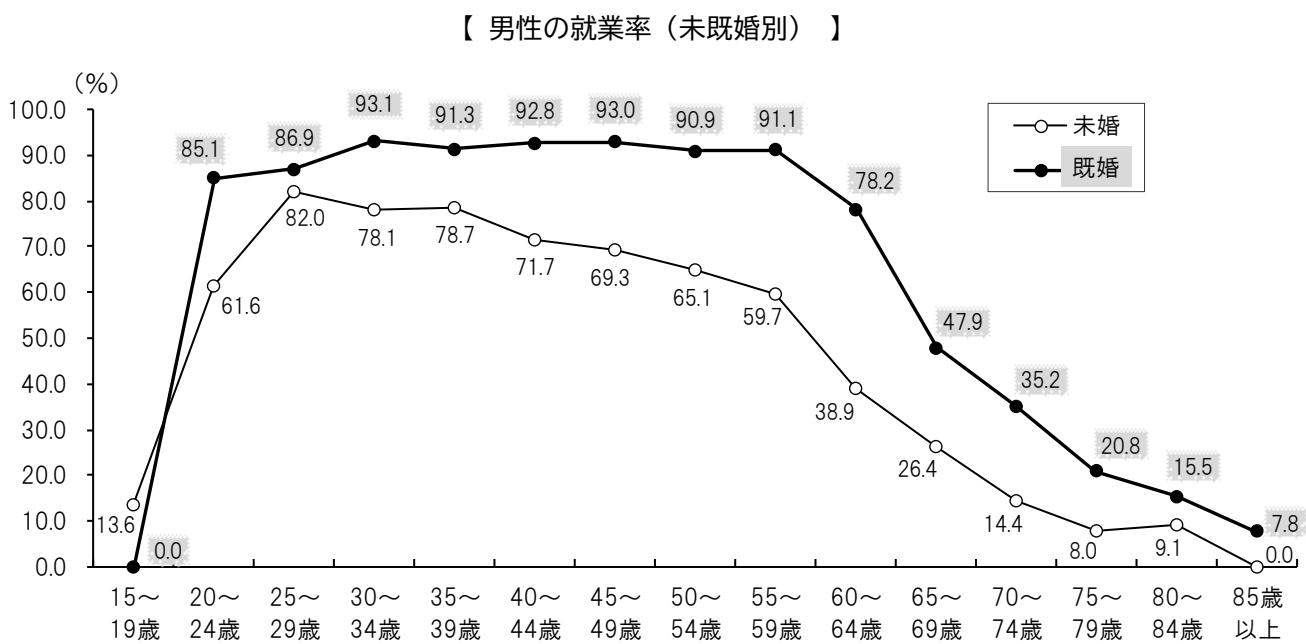
※ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別でみると、20～40代前半では既婚者の就業率は未婚者を下回っていますが、45歳以上になると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

男性の就業率を未既婚別でみると、特に40代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。



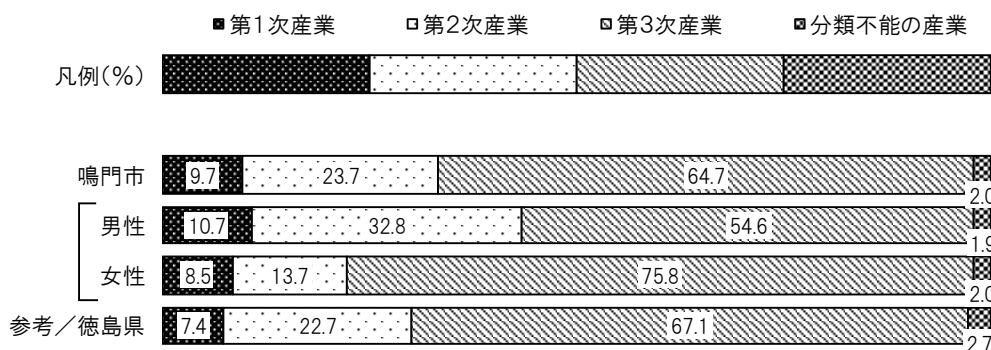
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

6 産業別就業者構成比

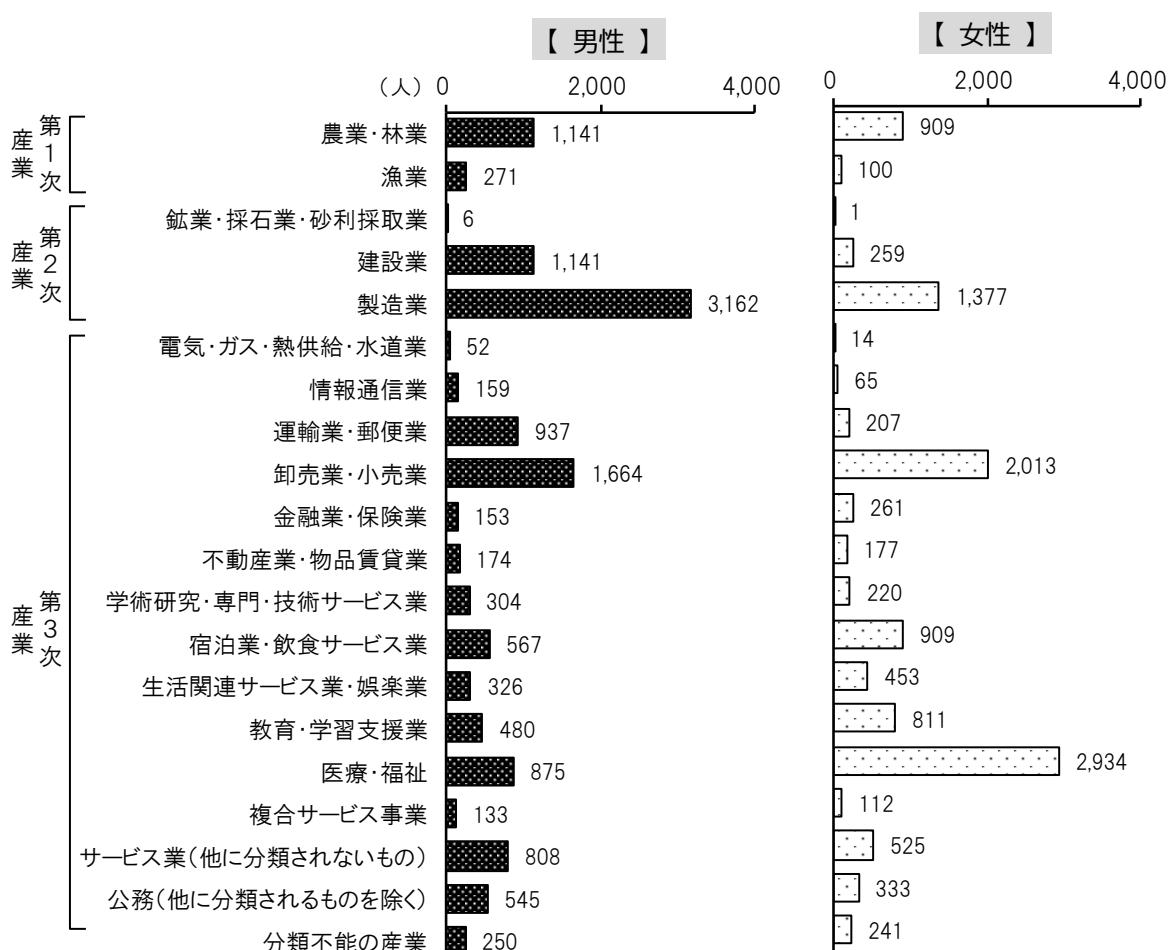
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が9.7%、第2次産業が23.7%、第3次産業が64.7%となっています。徳島県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

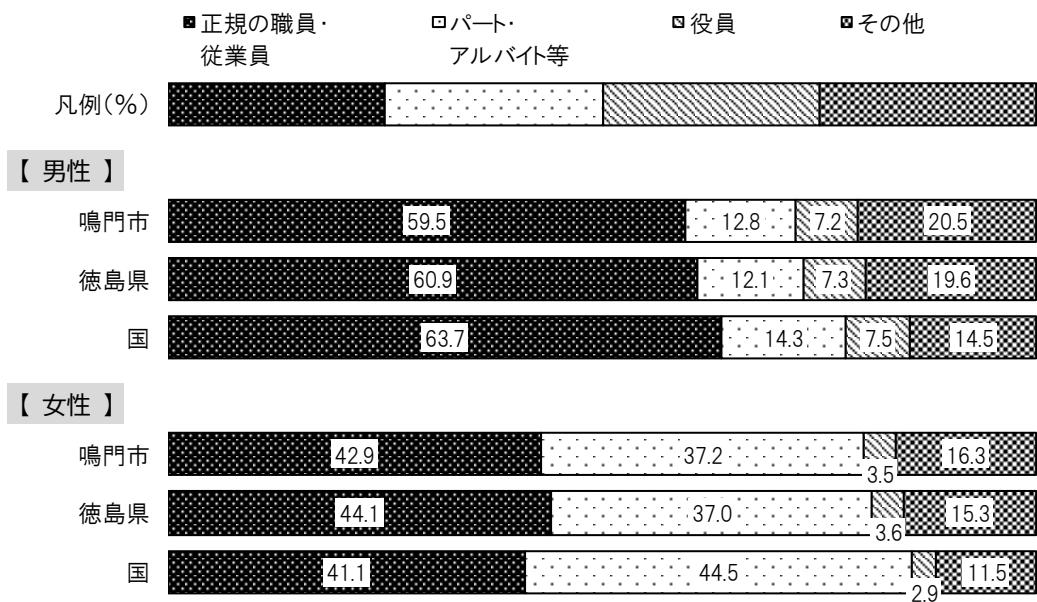


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

7 雇用形態別雇用者数の構成比

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2（2020）年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が59.5%、女性が42.9%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方、「パート・アルバイト等（派遣社員を含む）」の割合は、男性が12.8%、女性が37.2%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】



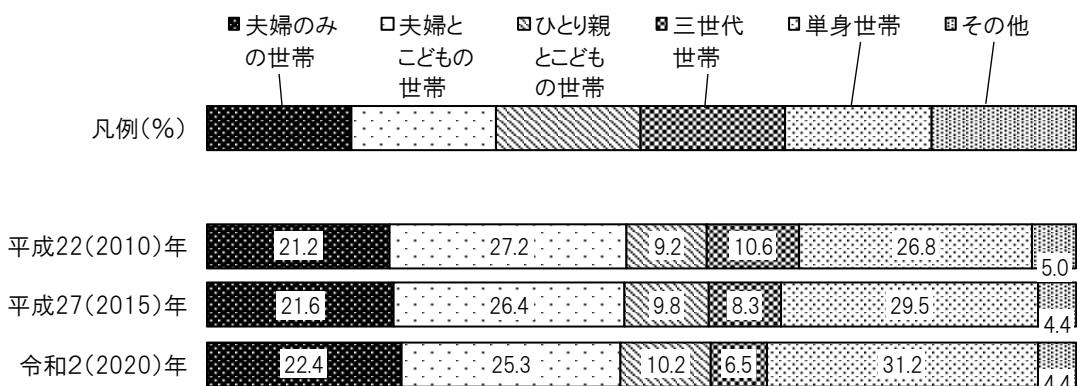
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

8 世帯構成

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

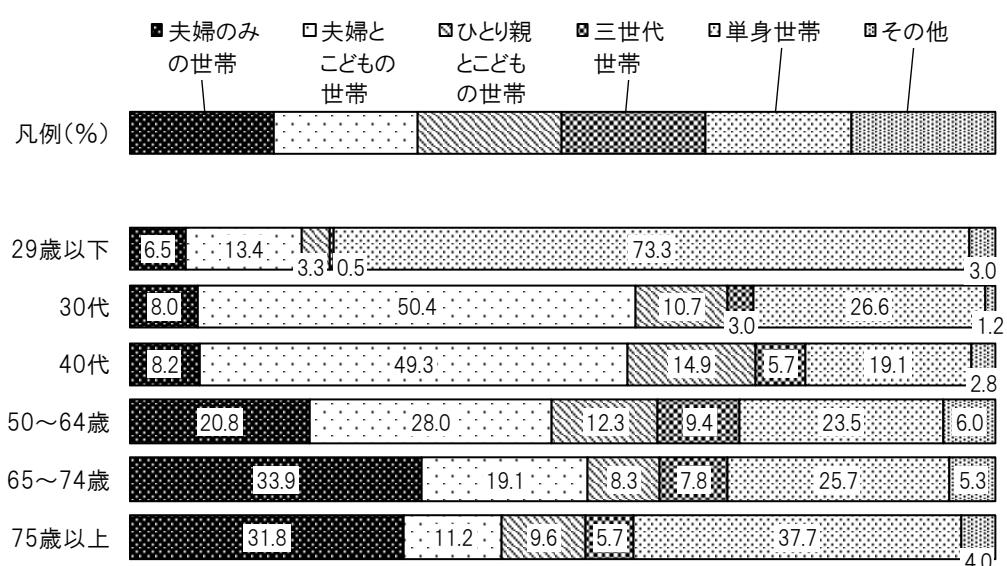
また、年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下や 75 歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

9 ひとり親家庭の状況（20歳未満のこどもがいる世帯）

本市の20歳未満のこどもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では336世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	373	398	336
母子世帯数	328(87.9%)	350(87.9%)	293(87.2%)
父子世帯数	45(12.1%)	48(12.1%)	43(12.8%)

資料：国勢調査

10 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

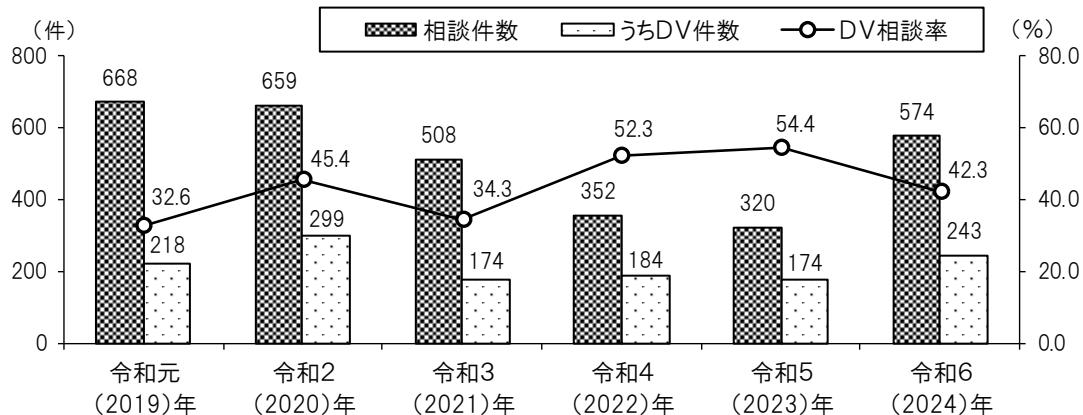
	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率(%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	23,153	100.0	22,406	100.0	-3.2
65歳以上の高齢者のいる世帯	11,537	49.8	11,788	52.6	2.2
高齢者単身世帯	3,031	13.1	3,270	14.6	7.9
高齢者夫婦世帯	2,721	11.8	2,997	13.4	10.1
高齢者同居世帯	5,785	25.0	5,521	24.6	-4.6

資料：国勢調査

11 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」における相談支援状況

鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」における相談延べ件数は、減少傾向にあります。令和6（2024）年は574件と増加しています。そのうちDV件数が243件と、4割程度を占めています。

【相談件数の推移】



資料：府内資料

12 鳴門市女性人材バンク登録者数

「鳴門市女性人材バンク」の登録者数をみると、近年は増加傾向にあり、令和6（2024）年は22人となっています。

【「鳴門市女性人材バンク」登録者数】

(単位：人)

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
登録者数(累計)	0	7	11	11	15	22

資料：府内資料（各年4月1日現在）

13 保育士の状況

本市の公立施設（保育所）における保育士数（正規職員）は、「鳴門市公立保育所再編計画」に基づく再編、統合に伴い、緩やかな減少傾向にあり、令和6（2024）年では18人となっています。

【保育所数・保育士の状況】

(単位：人)

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
保育所数(か所)	3	3	2	2	1	1
保育士(合計)	23	23	22	21	20	18
男性保育士	0	1	1	1	0	0
女性保育士	23	22	21	20	20	18

注1：休所施設は除く。

注2：保育士数は、公立施設（保育所）における正規職員の人数

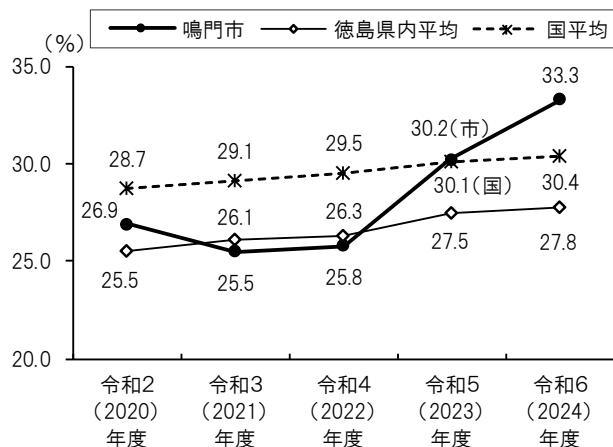
資料：府内資料（各年4月1日現在）

14 女性の参画の状況

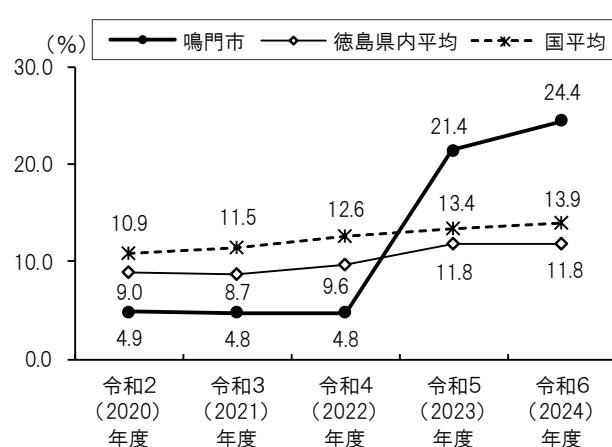
本市における審議会委員や防災会議委員に占める女性割合をみると、令和6（2024）年度は徳島県内市町村や国の平均を上回っています。

市職員管理職に占める女性割合は、国の平均は上回っていますが、徳島県内市町村の平均を下回って推移しています。また、市議会議員に占める女性割合は、徳島県内市町村や国の平均を下回って推移しています。

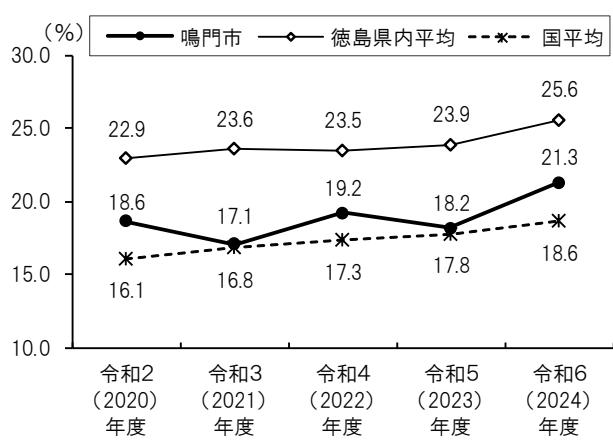
【 審議会委員に占める女性割合の推移 】



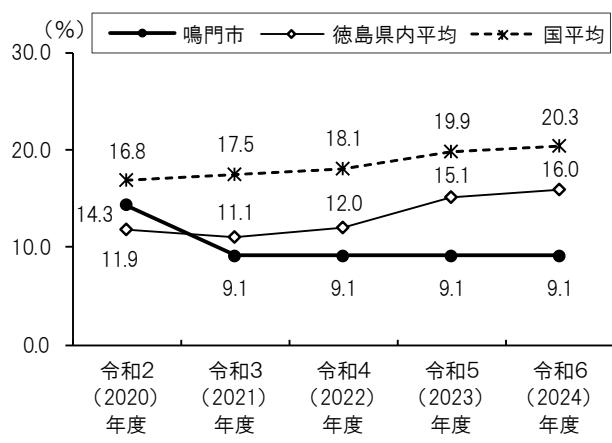
【 防災会議委員に占める女性割合の推移 】



【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】



【 市議会議員に占める女性割合の推移 】



注1：国平均の数値は「市区平均」の値

注2：徳島県内平均の数値は「徳島県内市町村の平均」の値

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

（「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在）

【徳島県内の審議会委員及び市職員管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合】

	審議会委員			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
徳島市	439	137	31.2	149	20	13.4
鳴門市	576	192	33.3	80	17	21.3
小松島市	362	89	24.6	60	11	18.3
阿南市	1,350	455	33.7	81	15	18.5
吉野川市	470	144	30.6	64	16	25.0
阿波市	267	64	24.0	53	11	20.8
美馬市	138	28	20.3	76	19	25.0
三好市	522	115	22.0	57	22	38.6
勝浦町	128	45	35.2	12	4	33.3
上勝町	55	8	14.5	17	7	41.2
佐那河内村	78	15	19.2	9	1	11.1
石井町	208	52	25.0	30	14	46.7
神山町	134	30	22.4	12	5	41.7
那賀町	143	37	25.9	26	2	7.7
美波町	146	33	22.6	20	4	20.0
海陽町	447	89	19.9	26	5	19.2
松茂町	292	103	35.3	24	14	58.3
北島町	162	41	25.3	17	7	41.2
藍住町	131	50	38.2	24	14	58.3
板野町	126	33	26.2	17	6	35.3
上板町	254	65	25.6	31	8	25.8
つるぎ町	198	26	13.1	64	17	26.6
東みよし町	182	41	22.5	23	10	43.5
徳島県内市町村平均	-	-	27.8	-	-	25.6
全国市区平均	-	-	30.4	-	-	18.6

注：牟岐町についてはデータ未公表のため、表記から省略している。

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和6（2024）年4月1日現在）

【2】第3次計画期間における取組内容の点検と評価

1 事業評価

本市では、第3次計画に基づいて実行している事業について、P D C Aサイクルの考え方を踏まえ、毎年度その進捗状況を点検し、評価しながら次年度の取組に反映させてきました。

ここでは、第3次計画期間における取組内容の点検と評価結果を総括し、今後の課題を示しています。

事業の点検、評価に当たっては、事業ごとに「A 取組目標を達成できた」「B 取組目標をおおむね達成できた」「C 取組目標をあまり達成できなかった」「D 取組目標を達成できなかった」の4区分で評価しており、次表のような結果となっています。

【事業評価件数】

() 内数値は構成比%

	令和4年度 (令和3年実施分)	令和5年度 (令和4年実施分)	令和6年度 (令和5年実施分)	令和7年度 (令和6年実施分)
A 取組目標を達成できた	70 (64.2%)	85 (78.0%)	89 (82.4%)	93 (86.1%)
B 取組目標をおおむね達成できた	39 (35.8%)	24 (22.0%)	19 (17.6%)	15 (13.9%)
C 取組目標をあまり達成できなかった	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
D 取組目標を達成できなかった	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	109 (100.0%)	109 (100.0%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)

2 個別評価

基本目標1 お互いを認め合うまち なると

基本施策1 男女共同参画の意識づくり

施策の方向	1 人権を尊重する意識づくり
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 人権パネルの移動展示、市内の高校で男女共同参画についての出前講座の開催 部落差別やDV、性の多様性、アンコンシャス・バイアスに関する人権セミナーの開催 人権問題啓発推進者養成講座や人権行政研修、男女共同参画に関する職員研修会など、職階に応じた研修の実施 職員を対象としたワーク・ライフ・バランスの必要性等についての研修の実施 部落解放・人権徳島地方研究集会への職員の参加を促進
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 高い人権意識を兼ね備えた人材の育成を図るため、職員に対する研修等への参加を促進するとともに、効果的な研修を実施することが重要です。

施策の方向	2 男女共同参画の理解促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙に人権問題や同和問題、男女共同参画社会の実現に関する内容や「アンコンシャス・バイアス」の記事を掲載 はたちの記念式典、人権フェスティバル等におけるパンフレットの配布、小学校6年生の学習時期に合わせ、「鳴門市男女共同参画推進条例」について学ぶ資料を配布 広報紙等の掲載記事には、性別に偏りが出ないよう配慮 男女共同参画週間に合わせ、鳴門市立図書館に特設コーナーを設置、婚姻届や出生届の提出時に関連資料を配布
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙等の周知媒体、頻度や構成内容を工夫し、幅広い世代の活動を伝え、市民の社会参加につなぐことが重要です。 市民が各種施策に興味を持てるよう、イラストや図表などを用いた分かりやすい説明に努めることが重要です。 妊娠、出産は家事の分担を見直すタイミングになるため、妊娠届の提出時の配布についても検討する必要があります。

施策の方向	3 マイノリティに関する啓発
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平社創立 100 周年や徳島県の解放運動をテーマに、人権セミナーを開催 ・ 広報紙に「ヘイトスピーチ解消法について」の記事を掲載 ・ 市公式ウェブサイトに「L G B T (Q+)」「性的マイノリティ」や S O G I についての説明を掲載
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的少数者に対する理解を促進するため、継続的な人権セミナーの開催をはじめ、周知、啓発活動の推進が必要です。

基本施策 2 学びの場における男女共同参画の意識づくり

施策の方向	1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前モデルカリキュラムの研修、実践を進め、連携小学校区で取組内容を共有 ・ 保育施設、学校教職員へ「鳴門市男女共同参画推進条例」を周知 ・ 「ふれあい新聞」の定期配布や保育施設、幼稚園による県研究大会での保育公開を実施 ・ 学校便りや校内掲示物等で、人権に配慮した表現、内容を徹底 ・ 市人権教育研究指定校における研究の実践と、新転入、中堅、事務栄養職員向け人権研修を実施
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の理解が得られやすいよう、引き続き人権に関する各種情報を伝える印刷物や掲示物は、表現や内容を工夫して作成することが必要です。

施策の方向	2 多様な社会教育機会の充実
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化展、華道展、文化協会記念事業など、文化行事を開催 ・ 高齢者学級や女性学級、成人学級、出前講座など、多様な学習の機会を提供 ・ 「第 4 次子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書、学びの基盤を整備 ・ 広報紙等で講演会情報を周知し、地区自治振興会にも情報を提供 ・ 市民向けドイツ語・中国語講座、こども向け中国のおはなしタイム、ドイツのクリスマスワークショップ等を開催し、国際理解を促進

これまでの 主な取組内容 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 中学生に内閣府冊子「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」を配布 市公式ウェブサイトでジェンダー・ギャップ指数等の情報を提供
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級や講座においては、防災や人権を必須にするとともに、SDGsなど幅広い学習内容を提供し、課題意識を持った学習活動につなぐ必要があります。 講演会等の開催を、SNS等を活用して周知し参加を促進することが必要です。

基本目標2	誰もが活躍できるまち なると（女性活躍市町村推進計画）
-------	-----------------------------

基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり

施策の方向	1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 係長級以上の女性職員を対象とした女性活躍推進研修（ダイバーシティ研修）の実施 ワーキンググループ委員会で女性の意思決定の場への参画拡大の現状と課題、女性人材バンクの活用について意見交換 鳴門商工会議所の会報の送付時など、多様な場面で女性人材バンクや登録者の募集を周知 広報モニターの男女比均等に向けた取組の実施 広報紙に自治基本条例特集記事の掲載、10周年記念グッズの作成 「一日鳴門市長体験」や「一緒にわきあいあいコラボ市長室」の実施 農協や漁協、県等と連携し、農業委員等への女性の登用を推進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 研修等を通して女性職員の意識の向上を図り、次代の女性リーダーの育成に努めることが必要です。 女性人材バンクの登録者数と活用の拡大を目指し、継続的な周知とともに、登録に際して過度な負担感を与えないよう啓発方法を検討していく必要があります。 女性グループを含めた地域団体等に対して、より活発な活動につながるよう、広報面での周知や適切な支援の継続的な実施が必要です。 農協や漁協、県と連携し、女性の積極的な参画を図ることが必要です。

施策の方向	2 女性の人材育成支援
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性グループ活動状況報告書の作成、各グループの代表への送付 女性リーダー育成のためのSDGsを踏まえた女性学級の実施 漁協女性部と連携しテレビ鳴門の情報番組「漁協新鮮食堂」を収録 市主催研修及び県自治研修センター等の研修への参加を呼びかけ
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 女性グループ活動状況報告書に含まれる個人情報を守りながら、広く情報共有を図るための方法について検討する必要があります。 女性グループの現状の洗い出しや課題の集約を行い、活動の活性化を図るための取組の検討などが必要です。 女性学級を含む各種学級へ、女性の参加を促進することが必要です。 農協や漁協等の団体や組織の女性部による料理講習会等の活動を、継続的に支援することが必要です。 研修等を通した職員の計画的な人材の育成や意欲の向上を図ることが必要です。

基本施策4 働く場における男女共同参画の促進

施策の方向	1 雇用の機会均等と待遇の確保の促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体や機会を活用した「鳴門市男女共同参画推進条例」等関係法令に関する情報を発信 徳島県の労働関係法令や働きやすい職場づくりに関するパンフレットの掲示や配布、人権文化祭でのパネル展示 徳島県立テクノスクールなど、労働関係機関が実施する各種講座のパンフレットの掲示や配布、技能検定等に関する情報の周知 家族経営協定締結を促進
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に関する関係法令の情報提供の充実が必要です。 「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知や啓発、労働関係機関が実施する各種講座の周知に努めることが必要です。 県や農協と連携し、家族経営協定の締結の促進が必要です。

施策の方向	2 共に働きやすい職場環境の整備促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自治研修センター主催の育休等職場復帰支援講座への職員の参加 ・ 市主催でハラスマント対策研修の実施、所属長を対象とした時間外勤務に関する研修、ヒアリング等を通した業務の平準化、効率化、全庁への有給休暇取得促進に関する通知等を実施 ・ 関係機関が発行するパンフレット等を活用し、徳島県はぐくみ支援企業認証制度や支援窓口を周知 ・ 大麻町商工会にコワーキングスペースを整備し、子育て中のママを対象としたSNS講座、在宅ワークでの収入確保を支援するための講座等の実施
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外勤務の抑制、有給休暇取得の促進等に関する啓発を充実し、職員が働きやすい職場環境づくりに努めることが必要です。 ● 徳島県はぐくみ支援企業認証制度について周知し、事業主に対して、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組んでもらうことが必要です。

基本施策5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内のネットワークに子育て支援制度の概要を掲示、該当する男性職員には個別に案内を実施 ・ 全府的なテレワークの推進、育児や介護のための早出遅出勤務制度の導入、周知、活用の推進 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組の推進 ・ 夫婦の家事分担や男性の家事、育児への参画を促すパンフレットを配布 ・ 妊娠届出時や妊娠後期時の面談、沐浴実習を実施 ・ 漁協と連携し「魚のきばき方教室」を開催 ・ コミュニティ・ビジネス※の意義や内容を啓発 ・ シルバー人材センターの運営に関する財政支援、生活支援サポーター養成講座の開催
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性職員のキャリア形成支援等による女性職員の積極的な登用を図るとともに、男性の育児休業制度について、積極的に制度の周知を図ることが必要です。 ● 各支援制度の周知に努めるとともに、仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備に努めることが必要です。 ● 柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努めることが必要です。 ● より多くの市民がコミュニティ・ビジネスの意義や内容を理解し、実施してみようと思えるような周知に努めることが必要です。

※ コミュニティ・ビジネスとは、高齢化や子育て支援、地域の空き家活用など、地域の困りごとを解決しつつ、同時に収益も上げられる事業のこと。（Community Business）

施策の方向	2 仕事と子育て・介護の両立への支援
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やSNS等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知、啓発、依頼会員の利用料の一部を助成 ・ 休日保育や子育て短期支援など、就労形態に応じた子育て支援サービスの充実 ・ 「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・ シニアメンズクッキングの開催、自主クラブ等の支援 ・ 介護者家族の会定期相談会、電話による相談や訪問相談、有識者による研修会の開催、先進地の視察
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が安心して働けるよう、就労形態に応じた子育て支援事業を継続的に実施することが必要です。 ● 家族介護者を支援する事業への参加を促進するため、周知に努める必要があります。

基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向	1 地域活動における男女共同参画の促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等多様な媒体を活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員、参加者の募集などの周知 ・ We Loveなるとまちづくり活動応援補助金を通した「フェーズフリー*」への理解の促進 ・ 市民企画のまちづくり活動を支援し「一緒にわきあいあいコラボ市長室」で団体と意見交換 ・ ヘルスマイト事業の開催 ・ パッチワーク教室など、環境問題に関するイベントや講座等の開催
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体と連携し、SNS等を活用した周知や理解の促進、備品の貸し出しなど、活動の継続や強化につながる支援を実施する必要があります。 ● 男性の栄養教室等への参加を促進するため、周知、啓発の充実が必要です。

* 身の回りにあるモノやサービスを、日常時、非常時というフェーズ（社会の状態）にとらわれず役立てることができるという考え方のこと。世界でも有数の災害大国である日本においては、今後ますますその重要性が高まっていく理念と言われている。（Phase Free）例：「普段何気なく使っている紙コップに目盛りが入ると、避難所でも赤ちゃんのミルクを作りやすい・・・など。

施策の方向	2 防災分野における男女共同参画の促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「鳴門市地域防災計画」や「鳴門市南海トラフ地震等・防災減災対策推進計画」に必要な取組として「フェーズフリー」の普及、啓発や取組の推進に努めることを明記し、自主防災会や地域住民等に対して「フェーズフリー」の考え方に基づく日頃からの備えの重要性の周知、啓発など各種取組を推進 ・ 男女共同参画の視点からの防災をテーマに、市職員、地域の自主防災会及び地域防災リーダーを対象に研修会を開催し、防災対策への多様な視点の導入の必要性や重要性について、自助、共助、公助のそれぞれの担い手の意識向上を推進 ・ 自主防災会や関係機関と連携した避難所開設、運営訓練等を通して、避難所における授乳室やベビーベッドなど、女性の視点を踏まえた資材や機材の配備など、多様性を考慮した実践的な訓練を実施 ・ 防災会議の委員における女性委員の占める割合を向上するため、関係機関への呼びかけ等の各種取組を推進 ・ 令和5（2023）年度から7（2025）年度までの3年間で、市の地域防災の担い手となる「地域防災リーダー」を養成する講座を開催し、203人の市民等が防災士資格を取得し、そのうち88人の女性防災士が誕生（令和7（2025）年12月現在） ・ 女性消防団員と地元消防団が連携した消防団のPR活動等の実施
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「フェーズフリー」意識の更なる浸透を図るため、自主防災会以外にも、市内事業所や各地域コミュニティ等への一層の周知、啓発が必要です。 ● PR活動等を通して、幅広く消防団活動への理解や消防団への入団を促進する必要があります。

施策の方向	3 國際活動における男女共同参画の促進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ・リューネブルク市との姉妹都市盟約締結 50 周年記念事業の実施をはじめとする交流を推進 ・ 中国・張家界市との友好都市 10 周年記念展示を市内ギャラリーで実施したほか、中国人国際交流員を活用した事業を実施 ・ バングラデシュ・ナラヤンガンジ市と友好都市提携を締結し、交流を推進 ・ 中国人国際交流員を受け入れ、友好都市 10 周年記念展示を市内ギャラリーで実施 ・ 市内小学校に留学生を招き、児童との交流を実施 ・ 観光ボランティアガイドの養成、多言語案内板設置、英語動画制作、台湾、香港向けサイトでの多言語による情報発信、インフルエンサーの活用や多言語観光サイトを充実
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツをはじめとする姉妹・友好都市との交流等、多くの国際交流事業を積極的に進められるよう、交流団体を支援していく必要があります。 ● 鳴門教育大学と連携し、児童・生徒と世界各国の留学生との国際交流の機会を充実し、国際理解を継続して推進します。 ● SNS等を活用した若い世代や外国人観光客への情報発信の強化、無料Wi-Fiサービスの整備やキャッシュレス決済の普及、多言語での観光情報の提供機能の強化など、外国人観光客受け入れ環境の更なる整備の促進が必要です。

基本目標3 誰もが 安心して健やかに暮らせるまち なると

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

施策の方向	1 暴力を許さない意識づくり
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育推進強調月間に、DVや児童虐待防止のリーフレットを配布 ・ 「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月12日～11月25日）に合わせ、鳴門市立図書館に関連書籍等を展示 ・ 鳴門ゾンタクラブ※と協力し、オレンジリボンを庁舎周辺樹木に結ぶ活動の実施、若年層の性暴力被害予防月間（4月）の周知、啓発 ・ はたちの記念式典参加者に、デートDV防止のパンフレット配布など、若年層への意識啓発活動を推進 ・ 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」のリーフレットを設置する協力事業者を募集 ・ 中学校にデートDVの予防教育について働きかけ、出前講座の開催 ・ 命の尊さや自己を大切にする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識を育成する学活や道徳、保健の授業の実践 ・ 多様な媒体を活用し、セクシュアルハラスメント等さまざまなハラスメントを周知、啓発 ・ 徳島県労働局や労働委員会などの関係機関による職場におけるハラスメントに関する相談会、相談窓口等の周知、啓発 ・ 「校長会」などでハラスメントの認識、理解を深めるための啓発
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● デートDVの被害防止に向け、より効果的な啓発方法を検討することが重要です。 ● 女性支援センター、こども家庭センターなど関係機関と連携し、正しい知識を育成する授業の実践に努めることが重要です。 ● ハラスメントに関する認識や理解を深めるための啓発、広報活動の充実が重要です。 ● 学校において、児童・生徒に対しハラスメントへの認識、理解を深めるための啓発や指導などを継続して推進することが重要です。

※ ゾンタクラブ (Zonta Club) は、女性の地位向上と社会奉仕を目的とした世界的な奉仕団体のこと。鳴門ゾンタクラブは昭和53（1978）年に日本で10番目のクラブとして設立された。「ゾンタ」とはアメリカ先住民の言葉で「誠実・信頼」を意味する。

施策の方向	2 きめ細かな相談支援体制づくり
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県主催のDV被害者等支援ネットワーク研修会や配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議、スーパービジョン研修などへの参加、庁内の情報共有、連携、DV対策会議を開催 ・ 相談員の資質向上に向けた研修やセミナー等への参加を促進 ・ DV被害者の緊急一時保護に備え、避難可能な施設と委託契約 ・ 支援措置対象者への配慮、状況に応じて庁内での相談、情報共有 ・ 市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制の整備、関係機関との連携、法律相談窓口の紹介等を実施 ・ 24時間365日受信が可能な「障がい者虐待通報専用ダイヤル」の設置 ・ 就労意欲のある一般就労が困難な生活困窮者等を対象とした社会体験や就労体験支援の実施 ・ 生活困窮者や生活保護受給者を対象とした就労支援の実施 ・ 要保護児童対策地域協議会において、DVと児童虐待の併存が懸念される事案に対する情報共有、協議、検討、対象者への適切な支援のためのリスクアセスメントの実施 ・ 家庭児童相談員等子育て支援事業者と保育施設との連携や円滑な情報共有、支援が必要な家庭に支援事業や制度の案内や支援 ・ 学校や女性支援センター「ぱあとなー」など、関係機関と連携し転校時のDV被害者の子どもの徹底した情報管理と就学への支援 ・ DV対策会議の実施を通しネットワークの構築、パートナーシップ協定を締結する他の自治体との連携
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者や生活保護受給者を対象とした就労支援を推進していくことが重要です。 ● DV被害者等支援措置対象者に対する情報を保護し、継続的に個別のケースに対応していくことが重要です。 ● DV相談や支援については、協定を締結している他自治体との連携も検討する必要があります。

基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援

施策の方向	1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和5（2023）年度で終了となった「鳴門市チャレンジデー」で根付いた運動習慣を継続するため、令和6（2024）年度から「NARUTOスポーツデー」を実施 集団がん検診や特定健診実施時、鳴門の祭りや夕暮れ市場の開催時に健康相談を実施 子宮がんや乳がん検診の受診を促進、より受診しやすい体制を整備 資料配布による食育の啓発、おやこの食育教室、ヘルスマイト事業を開催
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> NARUTOスポーツデーの実施など、市民の運動、スポーツの習慣化や健康管理、地域活性化につなぐことが必要です。 健康相談設定日に、より多くの市民の利用を促進する取組が必要です。 がん検診の重要性を継続的に周知し、受診を促進することが必要です。 食育の重要性について、周知、啓発を行うとともに、啓発機会の拡充を検討することが重要です。

施策の方向	2 妊娠・出産等に関する支援
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の構築 こども家庭センターを拠点とした体制にて相談支援 母子健康手帳交付時に、全ての妊婦にマタニティマークのグッズ等を配布、転入した妊婦にはマタニティマークの趣旨を説明 保健の授業で「男女の性差」や「命の尊さ」等の正しい知識を啓発
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない相談支援に関して、増加する若年妊婦や未婚妊婦、周産期メンタルヘルスなどさまざまな課題を抱える妊産婦や複数の問題を抱える困難事例に対しては、重層的、継続的な支援が必要であるため、関係機関との連携の強化が必要です。 児童・生徒の発達段階に応じた授業を実践し、継続的に正しい知識の育成を進めることができます。

施策の方向	3 心の健康づくりの推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康づくりについて、広報紙への記事を掲載 量販店と連携したキャンペーン、相談窓口リーフレットの作成等を通じた自殺予防についての啓発、社会福祉法人徳島県自殺予防協会と連携した、いのちの希望自殺予防講演会など、自殺予防講演会の開催
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺予防の周知、啓発のために、市民の関心や理解を深めるよう工夫する必要があります。

基本施策9 誰もが安心できるまちづくり

施策の方向	1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防教室の開催やいきいきサロンの活動への支援、フレイル予防推進事業、デジタル健康フェスタやオンライン介護予防事業、65歳定期の健康づくり講座等の実施 地域のさまざまなイベント等を活用し、高齢者が消費者トラブルに遭わないよう啓発、関係団体との連携 基幹型地域包括支援センターを中心とした連携、機能を強化 警察と連携した高齢者虐待の相談や通報への対応 障がいのある人を対象とした地域活動支援センター事業の実施、広報紙に障がいのある人への理解を促進するための記事を掲載 鳴門教育大学の学生ボランティアによる市内在住外国人を対象とした日本語講座などの外国人を支援する情報発信 性的マイノリティに関する電話相談、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入と支援の充実 「L G B T (Q+)」「性的マイノリティ」を取り巻く現状と課題についてのセミナーの開催、スーパービジョン研修等の開催
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防や生きがいづくりに関する事業を実施するとともに、高齢者等が消費者トラブルなどの被害に遭わないよう、啓発を行うことが必要です。 ● 多様性を認め合う施策の充実とともに、啓発活動の強化が必要です。

施策の方向	2 地域福祉の推進と生活支援の充実
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」で、相談やプランの作成、自立に向けた支援を実施 ・ ひとり親家庭への制度の周知、新規申請や現況届手続きの際に必要な支援サービスを案内 ・ 全ての中学生3年生に送付する文書や広報紙などで奨学金制度を周知 ・ 生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が求める、生活に必要な情報や就労に役立つ情報等を提供 ・ 性的マイノリティに関する電話相談、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入と支援の充実 ・ 市公式ウェブサイトにSOGIについての説明を掲載
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よりそい」での相談や支援については、各関係機関との情報共有を図り、切れ目のない支援につないでいくことが必要です。 ● 「L G B T (Q+)」「性的マイノリティ」支援に関する周知を、継続的に図っていくことが必要です。

【3】第3次計画における数値目標の達成状況

1 達成状況の評価、検証

第3次計画で定めた数値目標の達成状況をみると「基本施策1 男女共同参画の意識づくり」では「1 社会全体」における平等意識や「2 社会通念・慣習・しきたり」における平等意識を「増やす」という目標に対して、今回の調査ではやや減少しています。

一方で「3 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」や「4 男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」について否定的な市民の割合はいずれも増加し、目標を達成しています。さらに「5 L G B T (Q+)、性的マイノリティ」や「6 鳴門市男女共同参画推進条例」の言葉や意味を知っている市民の割合は増加しており、特に「L G B T (Q+)、性的マイノリティ」については、前回の数値を大きく上回りました。

これらのことから、市民においては、平等意識に対して以前よりも厳しい見方がなされている一方で、男女共同参画に関連する言葉や意味の認知割合が増加しているのは、多様なメディア等を通して男女共同参画の理解が少しずつ浸透し、そのため関連用語も、社会的に認知され始めている状況であることがうかがえます。

「基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり」の「7 学校教育の場」における平等意識は、前回から増加しました。

教育現場では、本市において児童・生徒や保護者、教職員に向けた啓発活動をはじめ、生涯学習等の社会学習の場における啓発活動等を継続的に推進しており、これらの幅広い年齢層に対する意識づくりの取組の成果がうかがえます。

「基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり」の「8 審議会等における女性委員の割合」は、本市の全部局において 40.0% の目標を掲げていましたが、僅かに及びませんでした。しかしその割合は着実に増加しています。

「基本施策5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」の「15 市男性職員の育児休業取得率」は前回から倍増しました。

引き続き、本市が率先して市民や事業所をけん引できるよう、全市一丸となって目標達成に向けた施策の推進が必要であることがうかがえます。

「基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり」の「23 鳴門市女性支援センターぱあとなー」の認知割合については、特に女性の若い年齢層における認知率が相対的に低いことから、より効果的、効率的な周知を図る取組が重要であることがうかがえます。

2 達成状況一覧表

評価項目	策定時	目標値	実績値 (直近値)	把握方法
	令和元 (2019) 年度	令和7 (2025) 年度	令和7 (2025) 年度	

【基本目標1】お互いを認め合うまち なると

基本施策1 男女共同参画の意識づくり					
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	13.8%	増やす	11.2%	市民意識調査※
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.1%	増やす	9.4%	市民意識調査
3	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的な市民の割合	69.4%	増やす	71.7%	市民意識調査
4	「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方について否定的な市民の割合	53.5%	増やす	65.2%	市民意識調査
5	「L G B T (Q+)」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っている市民の割合	74.3%	増やす	86.2%	市民意識調査
6	「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	39.7%	増やす	41.3%	市民意識調査
基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり					
7	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	48.9%	増やす	54.2%	市民意識調査

【基本目標2】誰もが活躍できるまち なると（女性活躍市町村推進計画）

基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり					
8	審議会等における女性委員の割合	27.9% (令和2年度)	40.0%	36.9%	全部局
9	市職員の女性管理職の割合	28.7% (令和2年度)	30.0%	29.6%	人事課
10	鳴門市女性人材バンク登録者数（累計）	11名 (令和2年度)	30名	22名	人権推進課
11	行政施策に女性の意見が反映されていると思う市民の割合	34.6%	増やす	36.6%	市民意識調査

※ 市民意識調査及び事業所アンケート調査は、令和7（2025）年3月実施（以下同様）

注：直近値は令和7（2025）年4月1日現在

評価項目	策定時	目標値	実績値 (直近値)	把握方法
	令和元 (2019) 年度	令和7 (2025) 年度	令和7 (2025) 年度	
基本施策4 働く場における男女共同参画の促進				
12 「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	42.6%	増やす	45.6%	市民意識調査
13 職場（仕事の場）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.3%	増やす	21.5%	市民意識調査
14 農業における家族経営協定の締結数（累計）	145戸	155戸	163戸	農林水産課
基本施策5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進				
15 市男性職員の育児休業取得率	25.0% (平成30年度)	30.0%	50.0%	人事課
16 ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5% (平成30年度)	70.0%	72.1% (令和5年度)	子育て支援課
17 家庭生活において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.2%	増やす	27.4%	市民意識調査
18 日常生活において「仕事と家庭生活を両立」している市民の割合	33.3%	増やす	35.5%	市民意識調査
19 ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の割合	35.8%	増やす	39.3%	事業所アンケート調査
20 市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日	12.0日	12.1日	人事課
基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進				
21 地域活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.3%	増やす	27.0%	市民意識調査
22 防災会議の女性委員の割合	4.9% (令和2年度)	増やす	21.4%	危機管理局

評価項目	策定時	目標値	実績値 (直近値)	把握方法
	令和元 (2019) 年度	令和7 (2025) 年度	令和7 (2025) 年度	

【基本目標3】誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）					
23	鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」を知っている市民の割合	30.8%	増やす	27.2%	市民意識調査
24	DVの被害を受けたことがある市民の割合	7.3%	減らす	6.2%	市民意識調査
25	DV経験者でどこ（だれ）にも相談しなかった市民の割合	33.0%	減らす	26.3%	市民意識調査
26	DV等啓発事業協力事業者数（累計）	52 事業所 (令和2年度)	75 事業所	70 事業所	人権推進課

基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援

27	特定健康診査の受診率（40歳～74歳の国保加入者）	32.2%	60.0%	40.4%※	保険課
28	がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値	4.6%	5.0%	5.4%	健康増進課

基本施策9 誰もが安心できるまちづくり

29	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1%	現状維持	83.6% (令和4年度)	長寿介護課
30	子育てに楽しみや喜びを感じることが多い保護者の割合	55.7% (平成30年度)	60.0%	59.7% (令和5年度)	子育て支援課

※ 令和7（2025）年11月現在

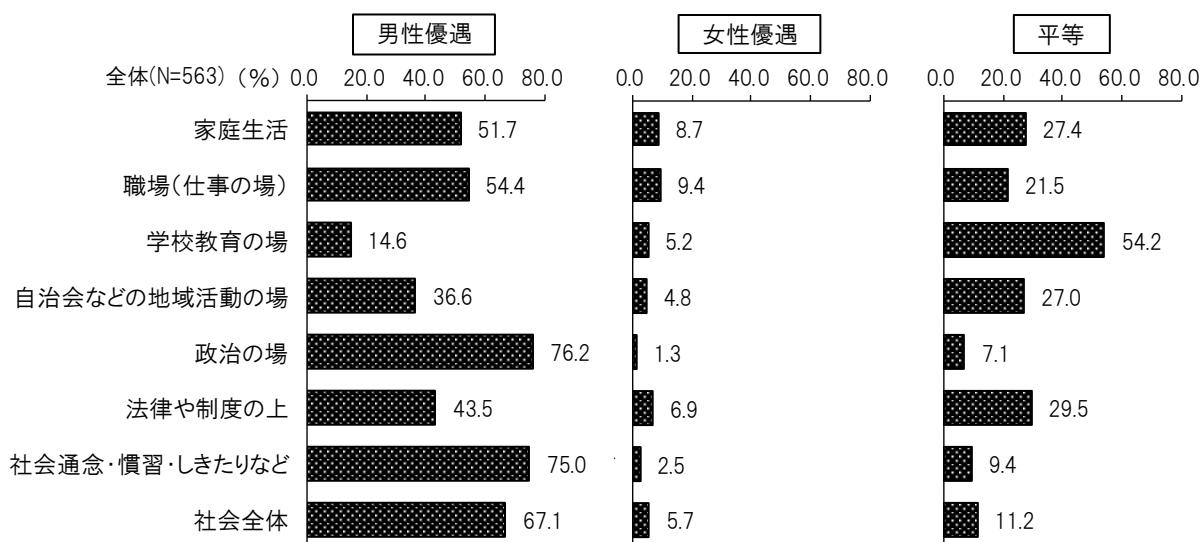
【4】アンケート調査結果等から読み取れる現状

1 市民アンケート調査結果（鳴門市人権・男女共同参画に関する市民意識調査）

（1）男女の平等意識と役割について

- 男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇」^{※1}が「女性優遇」^{※2}の割合を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。「平等」意識が高い分野としては「学校教育の場」があげられます。

【男女の平等意識】

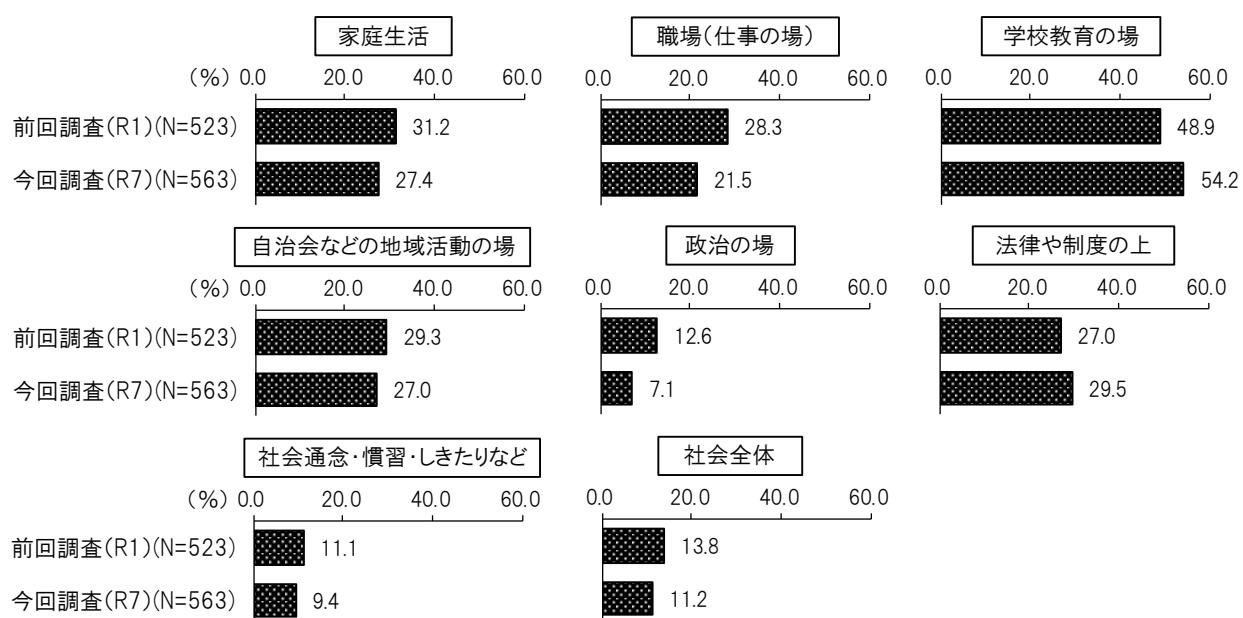


※1 「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

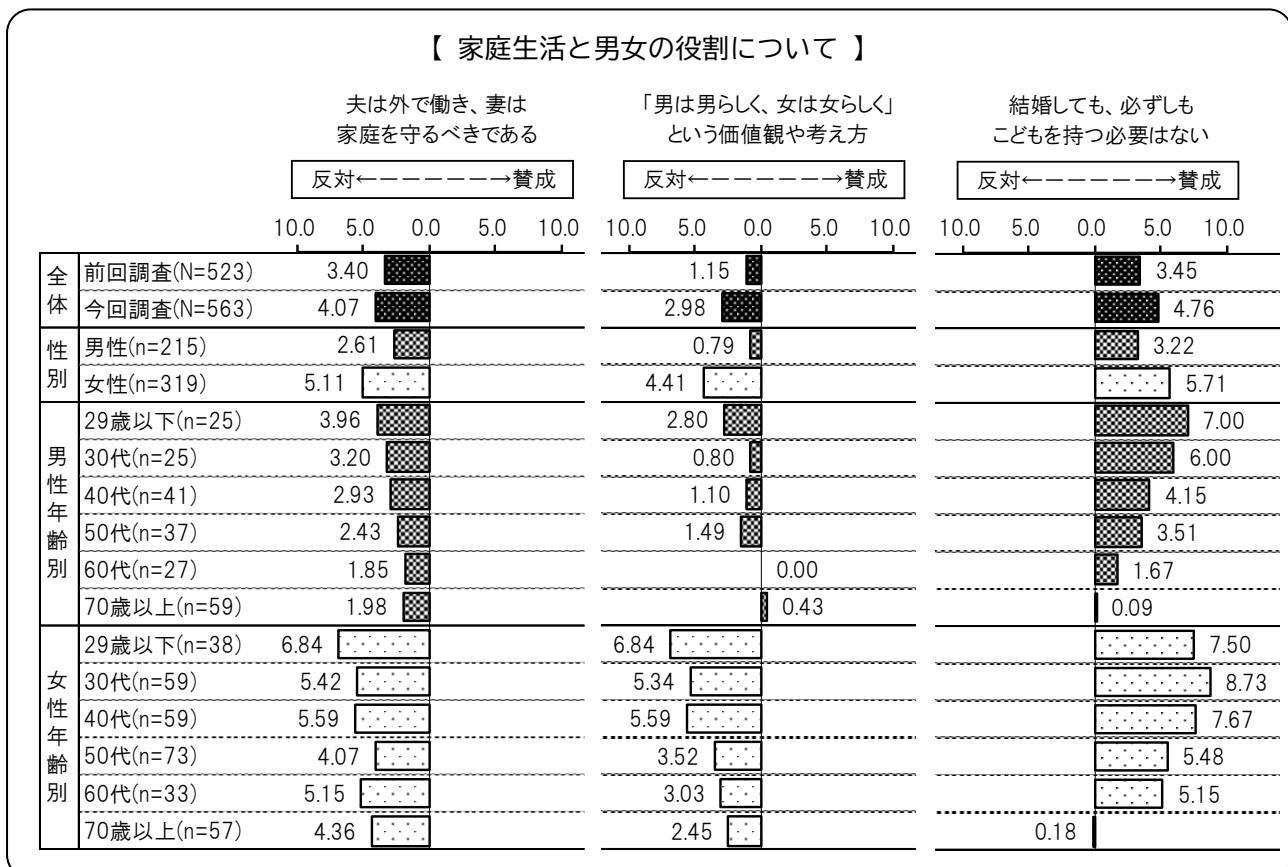
※2 「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計（以下同様）

- 前回調査結果と比べ「学校教育の場」で「平等」の割合が増加していますが、各項目共に大きな変化はみられません。

【平等の割合】



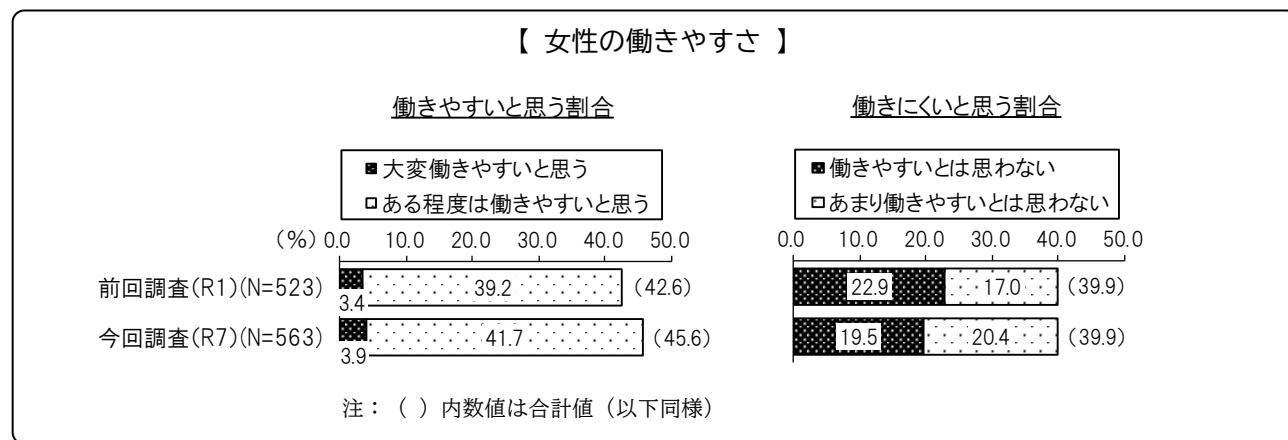
- 家庭生活と男女の役割をみると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、男性に比べ女性、また、若い年齢層ほど反対意識が高くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男性に比べ女性、若い年齢層ほど賛成意識が高く、性別や年齢による意識の差が顕著にうかがえます。



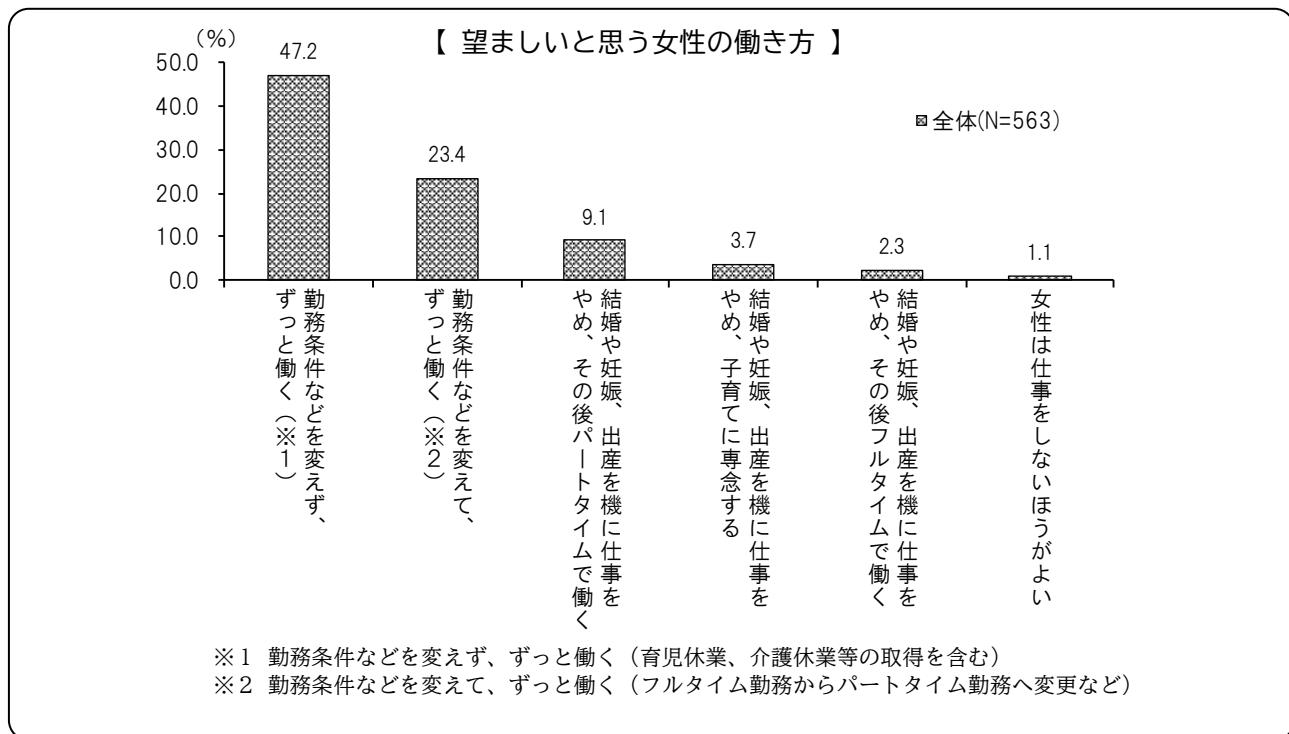
注：図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

(2) 女性の働きやすさについて

- 女性の働きやすさについては、半数近くが「働きやすい」と回答しており、前回調査結果と比べ、その割合はやや増加しました。

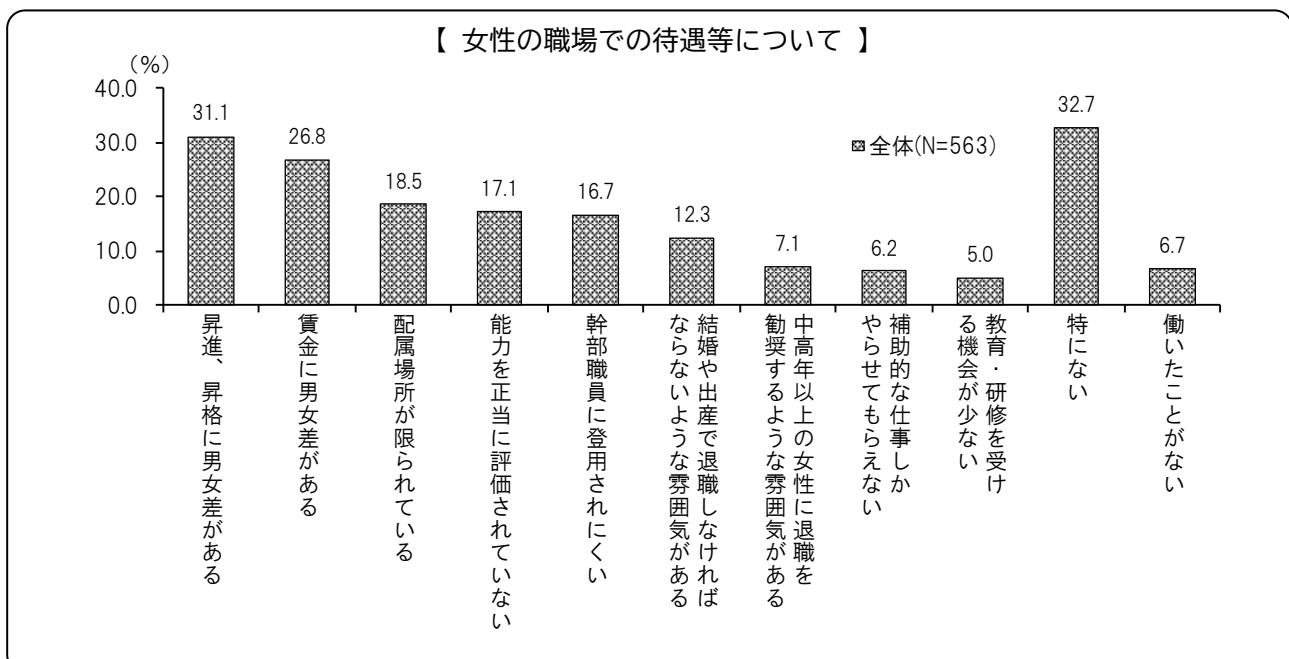


- 望ましいと思う女性の働き方については「勤務条件などを変えず、ずっと働く」が半数近くで最も高く「勤務条件などを変えて、ずっと働く」が続き、就労の継続に対するニーズが高くなっています。



(3) 女性の職場での待遇等について

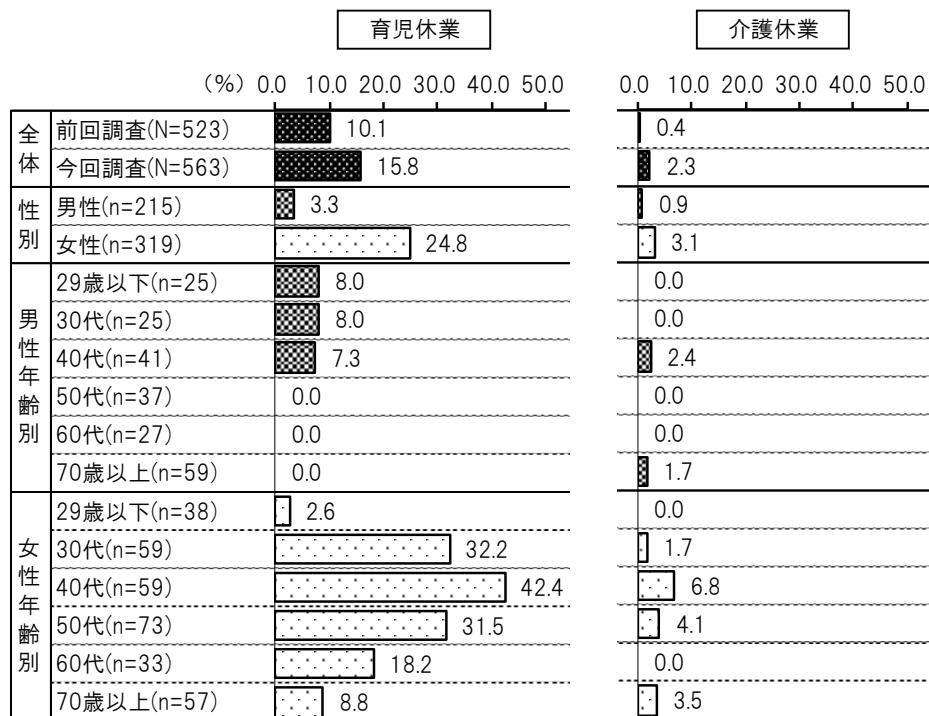
- 「昇進、昇格に男女差がある」を筆頭に、以下「賃金に男女差がある」「配属場所が限られている」「能力を正当に評価されていない」「幹部職員に登用されにくい」「結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある」「中高年以上の女性に退職を勧選するような雰囲気がある」「補助的な仕事しかやらせてもらえない」「教育・研修を受けられる機会が少ない」「特にない」「働いたことがない」の順に多く回答されています。



(4) 育児休業等の取得状況

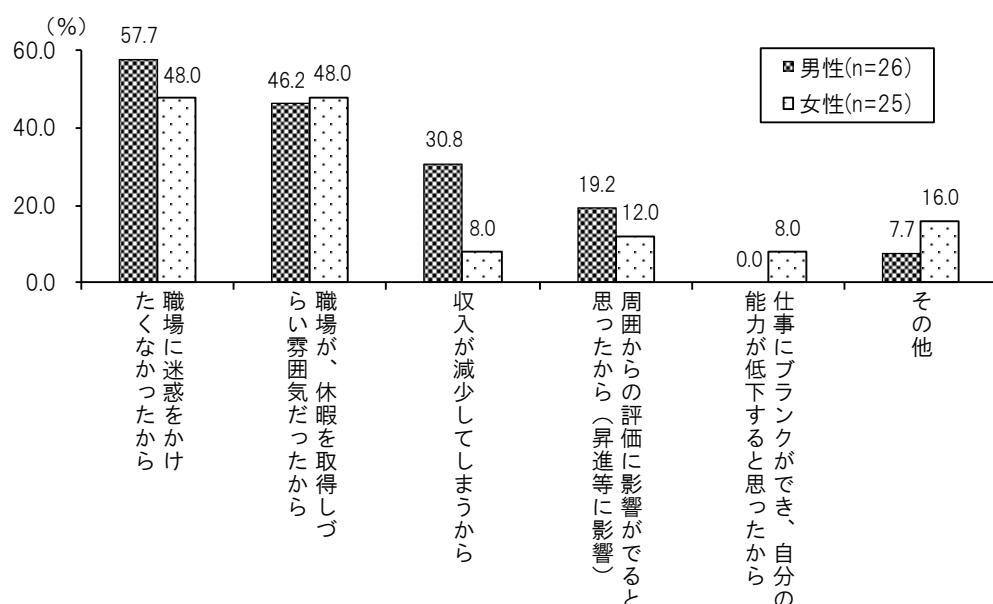
- 育児休業は、女性のおよそ4人に1人が取得していますが、男性は僅かです。一方で、介護休業については性別にかかわらず取得率は低い状況です。

【 育児休業や介護休業を「取得したことがある」割合 】



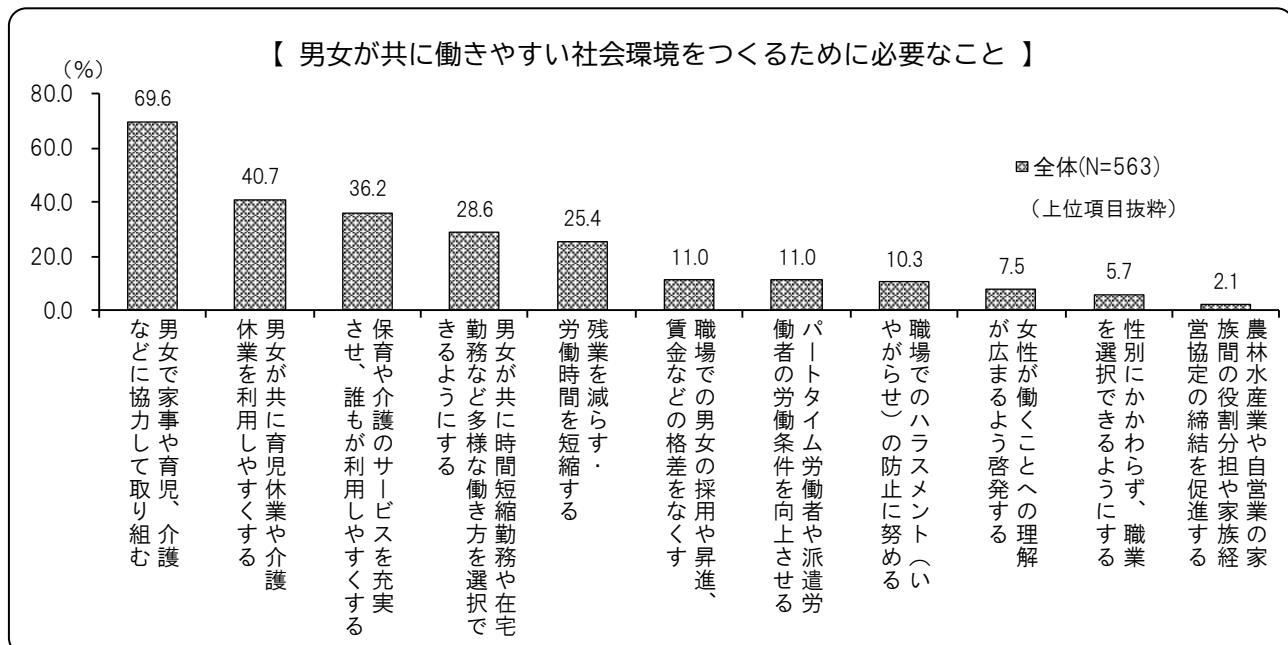
- 育児休業や介護休業を取得できなかった理由としては「職場に迷惑をかけたくなかったから」に次いで「職場が、休暇を取得しづらい雰囲気だったから」「収入が減少してしまうから」と続きます。

【 育児休業や介護休業を取得できなかった理由 】



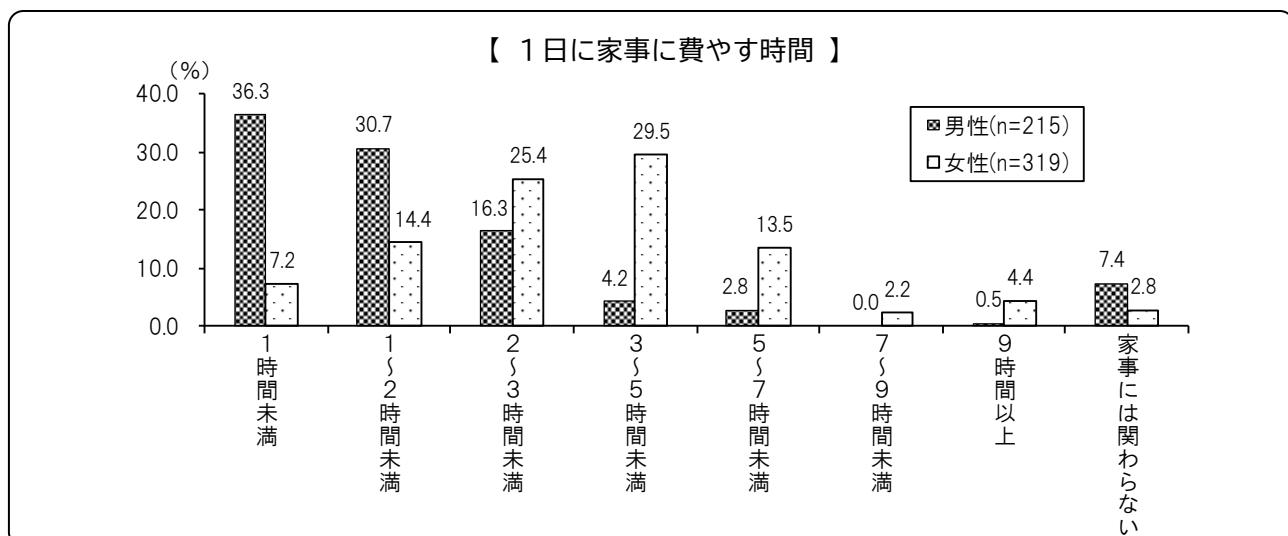
(5) 働きやすい社会環境について

- 男女が共に働きやすい社会環境のために必要なこととして「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が7割（69.6%）と最も高く、以下「男女が共に育児休業や介護休業を利用しやすくする」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくなる」が続きます。



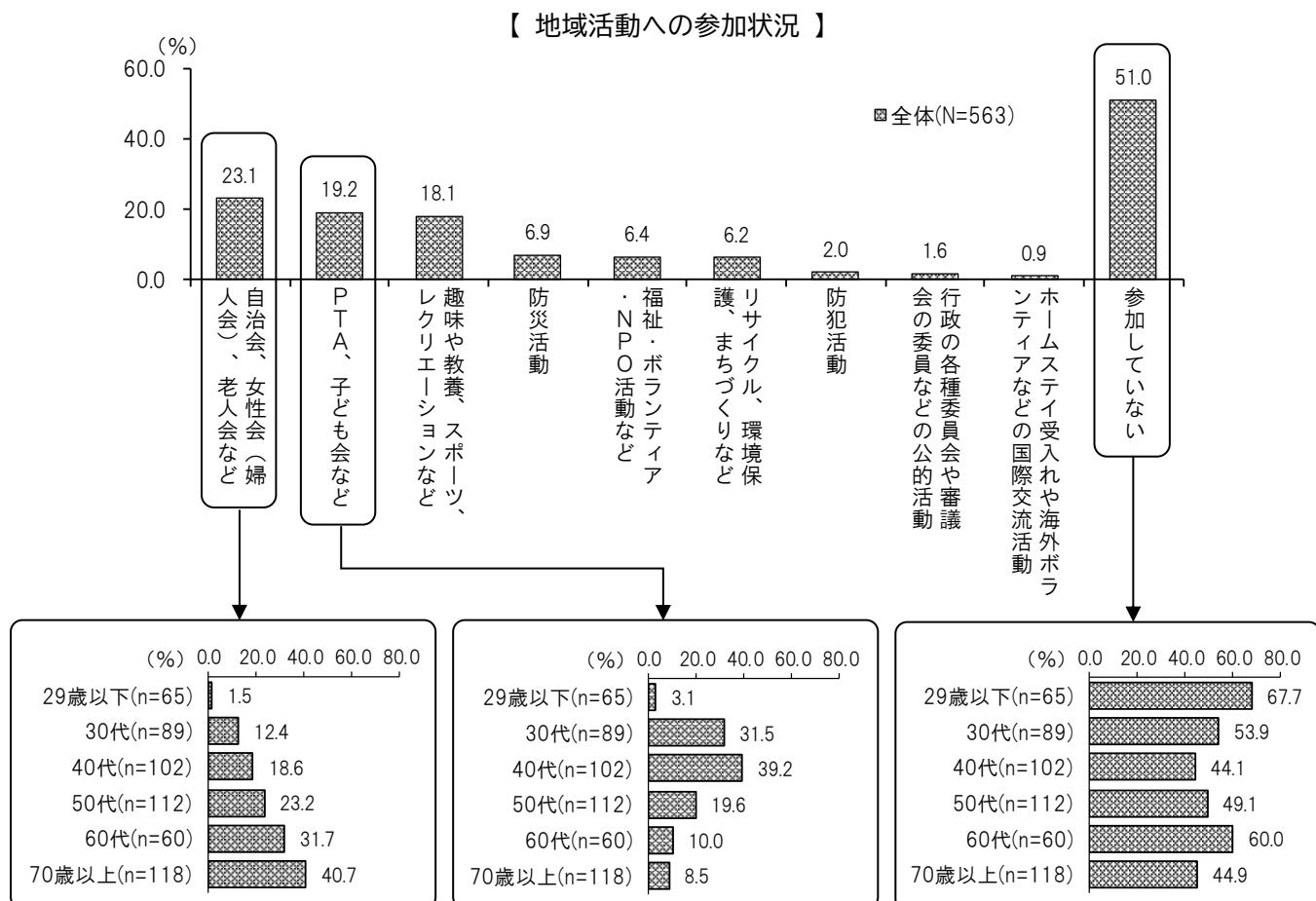
(6) 家事に費やす時間

- 1日に家事に費やす時間については、男性は「2時間未満」（合計）で7割近く（67.0%）を占めているのに対して、女性は「2～7時間未満」（合計）で7割近く（68.4%）を占めており、女性の家事に費やす時間は男性を大きく上回っています。

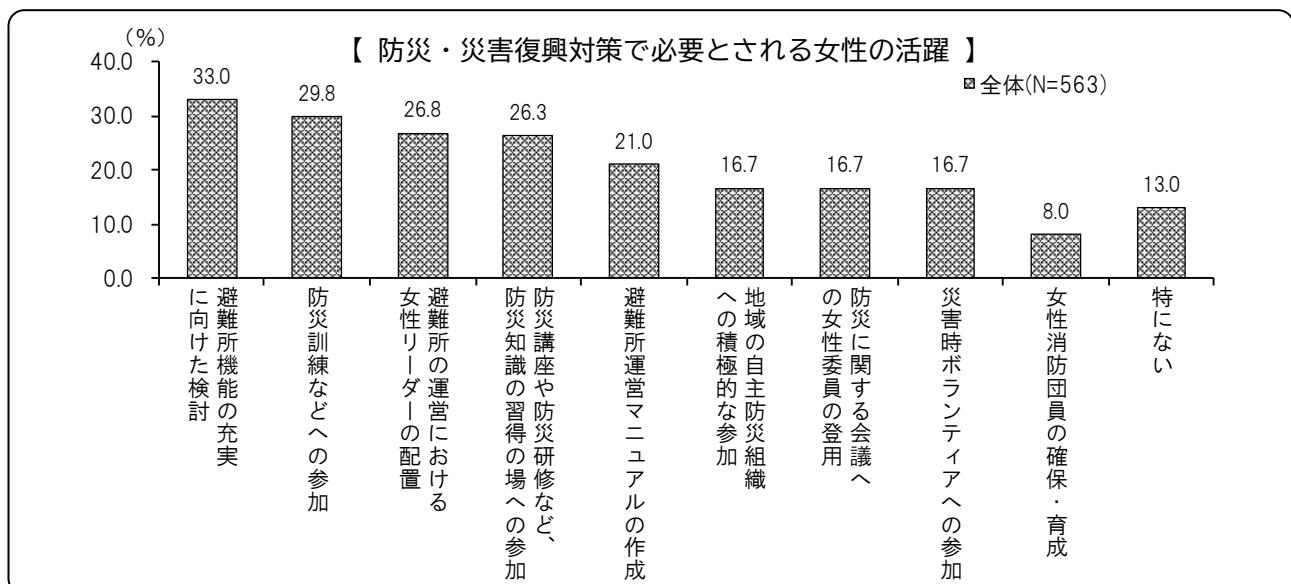


(7) 地域活動等について

- 地域活動への参加については「自治会、女性会（婦人会）、老人会など」は年齢が上がるほど参加する人も多い傾向にあり「PTA、子ども会など」は、子育て世代である30～40代に多くみられます。一方で「参加していない」人は29歳以下で7割近く（67.7%）を占めています。



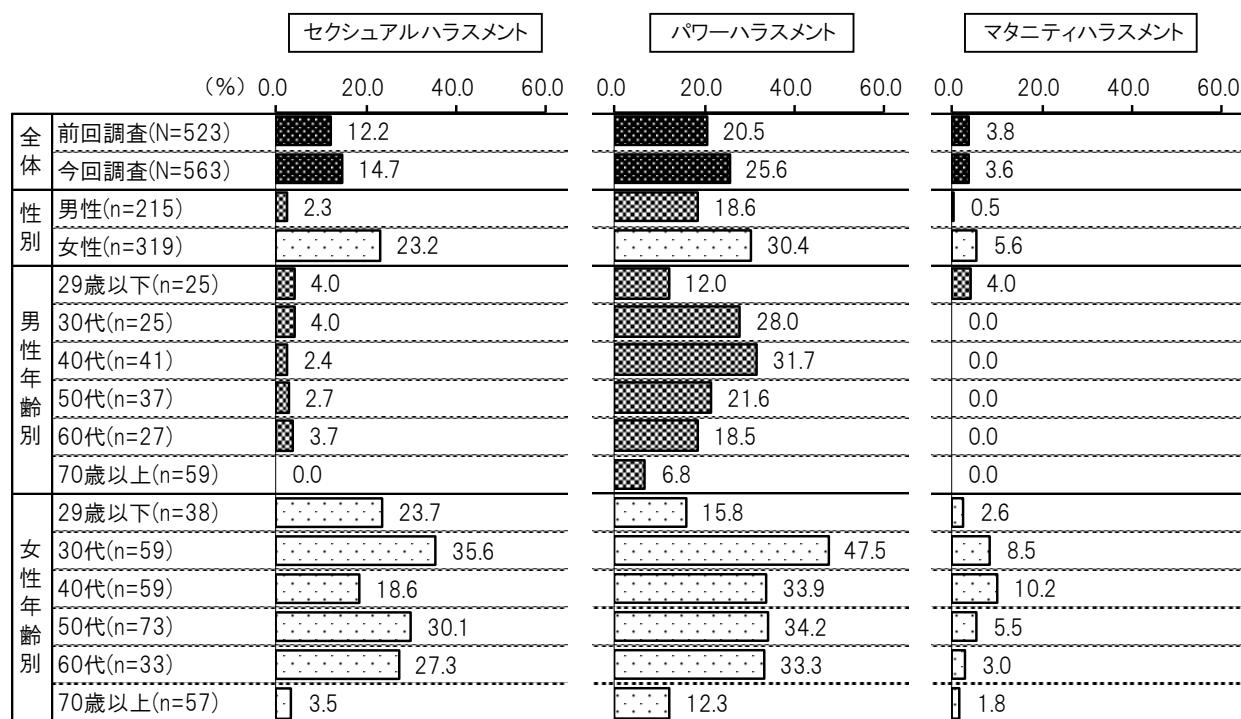
- 防災・災害復興対策で必要とされる女性の活躍については「避難所機能の充実に向けた検討」「防災訓練などへの参加」などが上位に回答されています。



(8) ハラスメントやDVについて

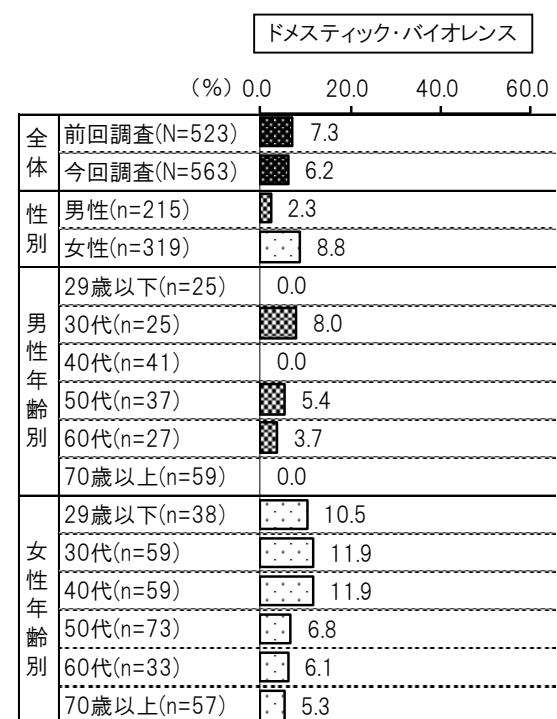
- 女性のおよそ4人に1人程度(23.2%)がセクシュアルハラスメントの被害を受けた経験があると回答しています。パワーハラスメントについても、女性が被害を受けた割合が高くなっていますが、男性も2割近く(18.6%)みられます。

【「自分が被害を受けたことがある」割合】

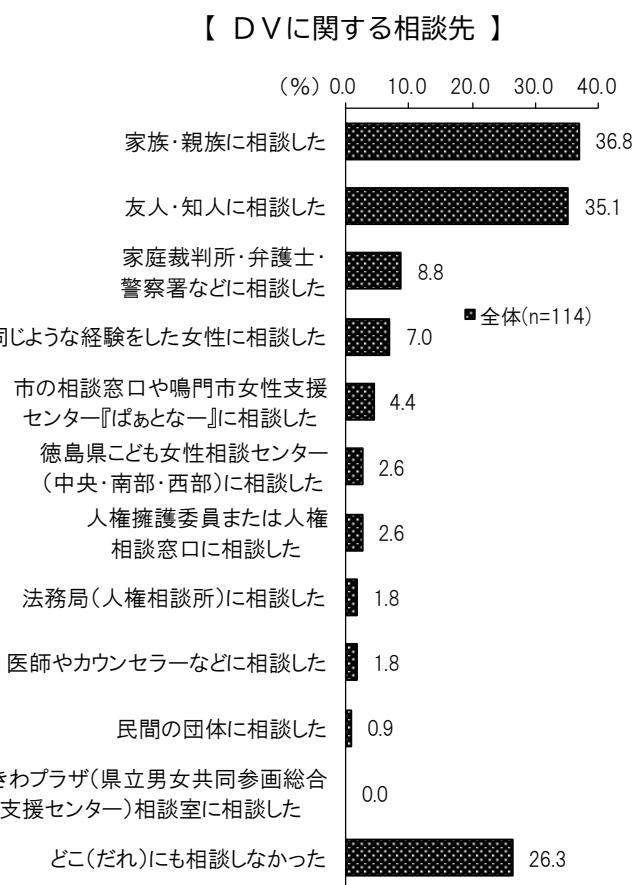


- ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害については、女性の1割程度(8.8%)、特に40代以下で多く回答されています。

【「自分が被害を受けたことがある」割合】



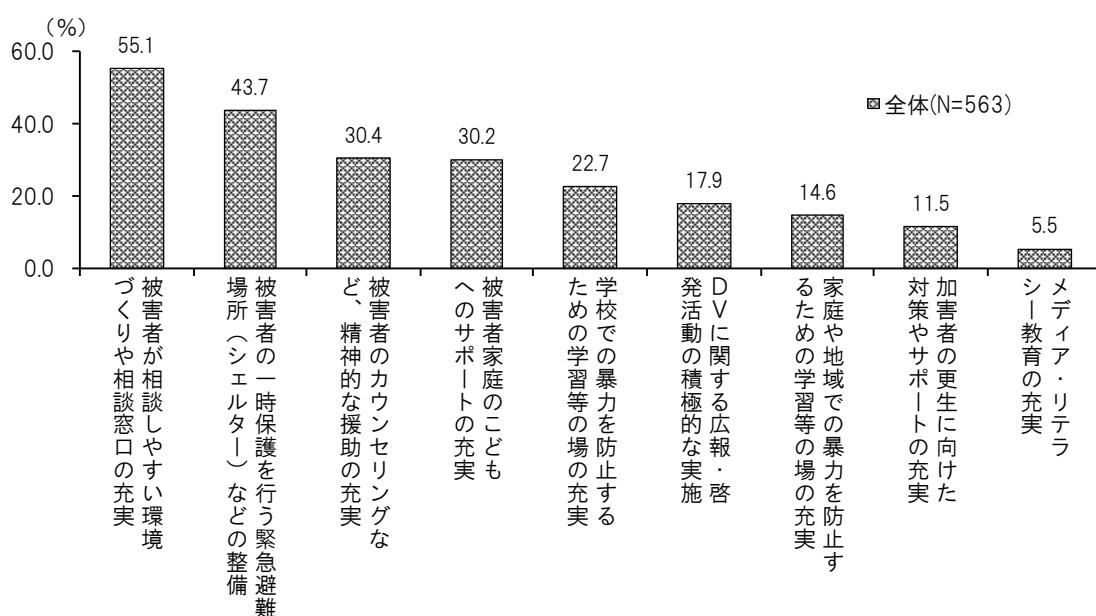
- DV被害経験者の相談先としては「家族・親族」と「友人・知人」が中心であり、公的機関等への相談は少ない状況です。また「どこにも相談しなかった」人が、およそ4人に1人（26.3%）みられます。



注：「ときわプラザ」は令和7（2025）年6月1日から「パーク テレコメディア」に改称

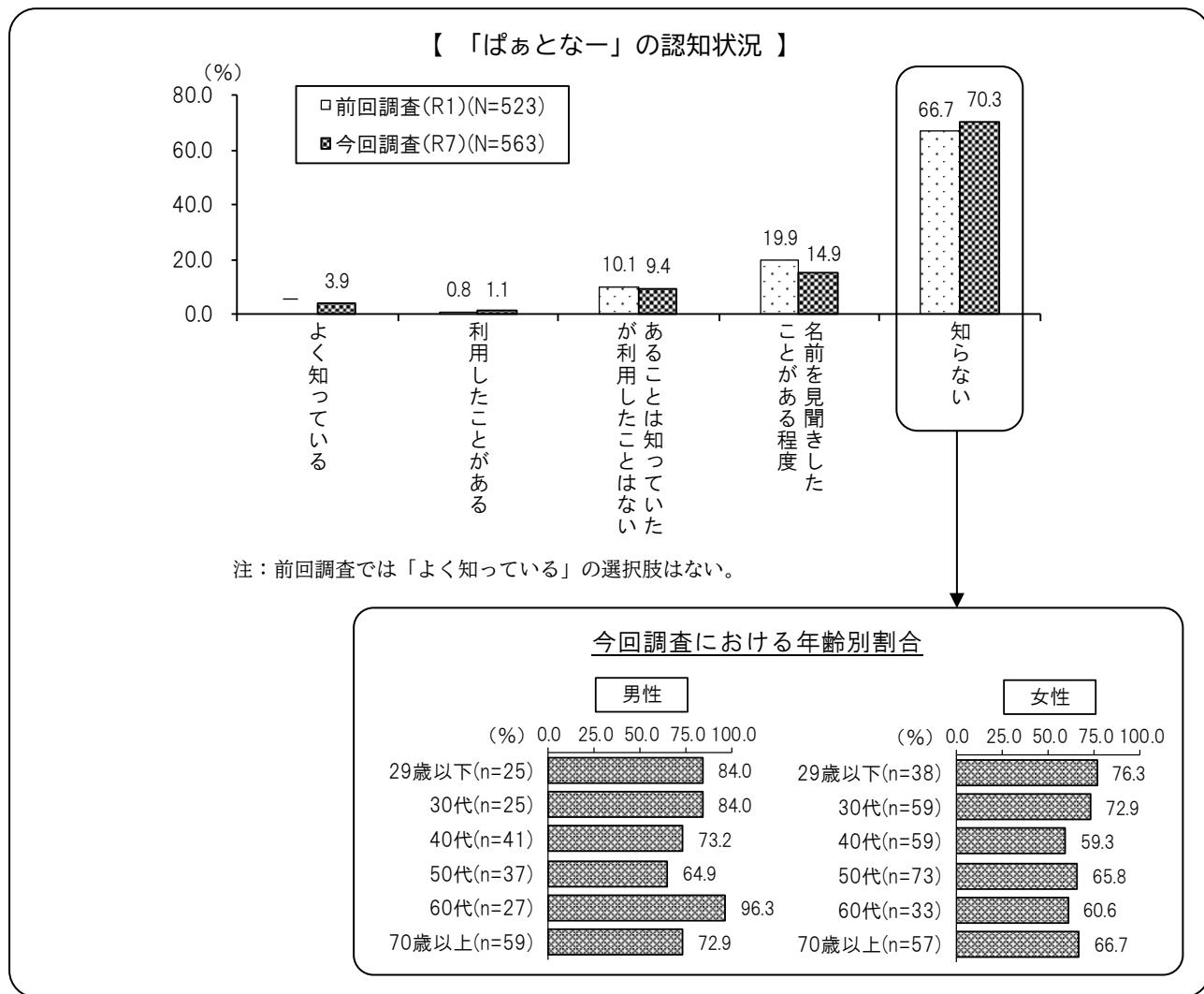
- DV防止に必要な取組としては「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」をはじめ「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」「学校での暴力を防止するための学習等の場の充実」「DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施」「家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実」「対策やサポートの充実」「加害者の更生に向けた対策やサポートの充実」「シーメディア・リテラシー教育の充実」などが求められています。

【 DV防止に必要な取組 】

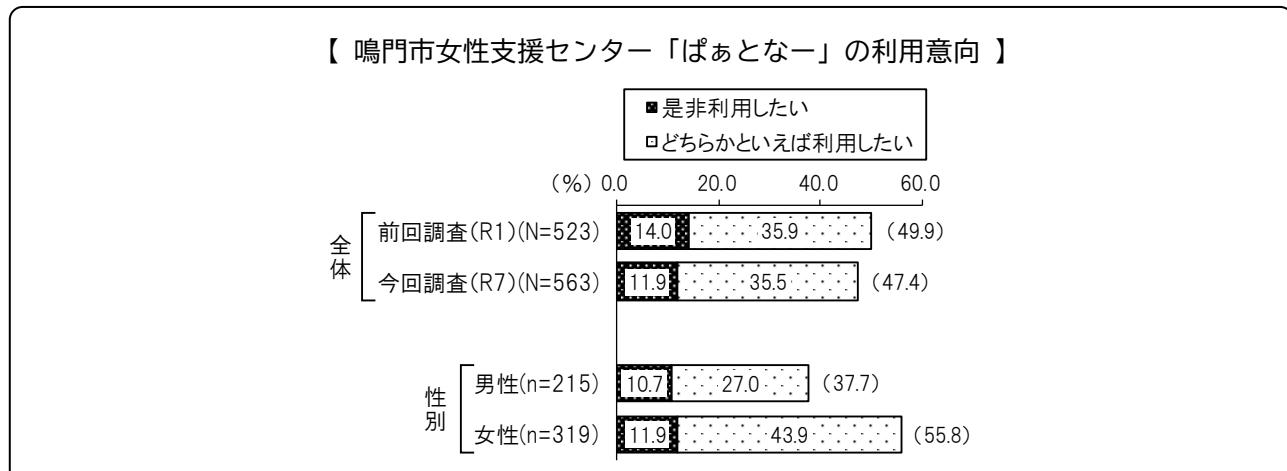


(9) 「ぱあとなー」について

- 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」については、約7割（70.3%）が「知らない」と回答しており、前回調査から大きな変化はみられません。



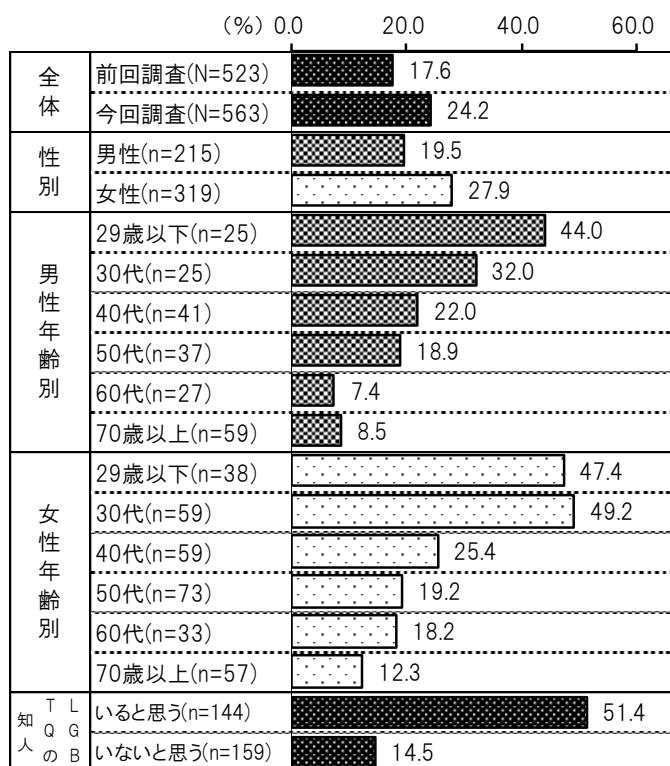
- 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」の今後の利用意向については、合計で半数近く（47.4%）が「利用したい」と回答しており、特に女性に利用希望者が多くみられます。



(10) 性の多様性について

- 「LGBT (Q+)」「性的マイノリティ」の「内容（意味）をよく知っている」割合はおよそ4人に1人(24.2%)となっています。性別では女性、年齢別では男女共に若い年齢層ほど、また、身近に「LGBT (Q+)」「性的マイノリティ」の人が「いると思う」人ほど、よく知っている人が多くなっています。

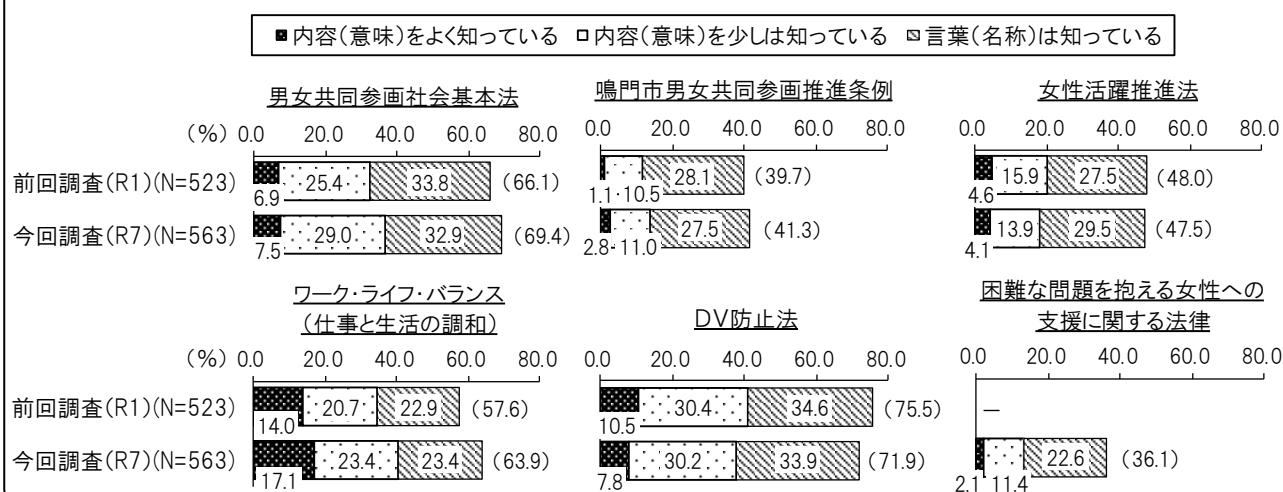
【「LGBT (Q+)」等の「内容（意味）をよく知っている」割合】



(11) 用語の認知について

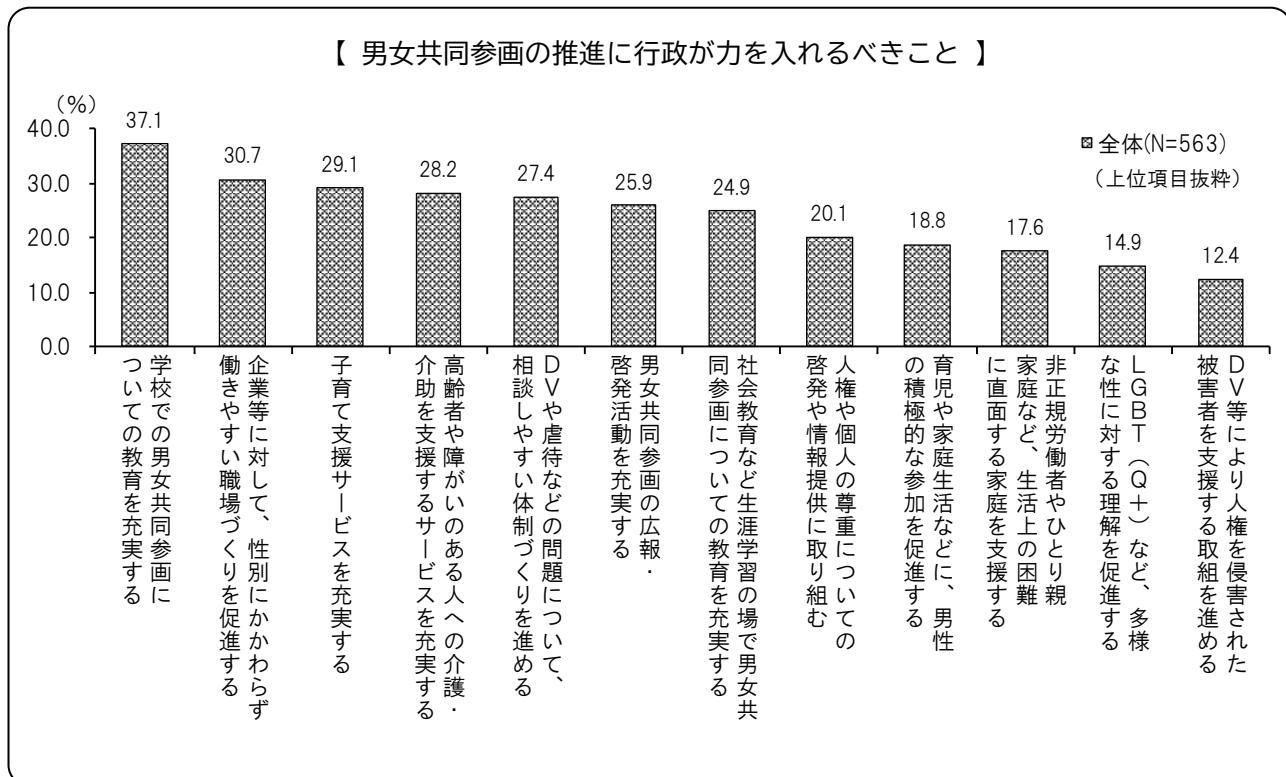
- 男女共同参画に関する用語の認知割合が高い順に「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「DV防止法」「男女共同参画社会基本法」の順となっていますが、前回調査結果と比べ、各項目共に大きな変化はみられません。

【男女共同参画に関する用語の認知状況】



(12) 行政が力を入れるべきこと

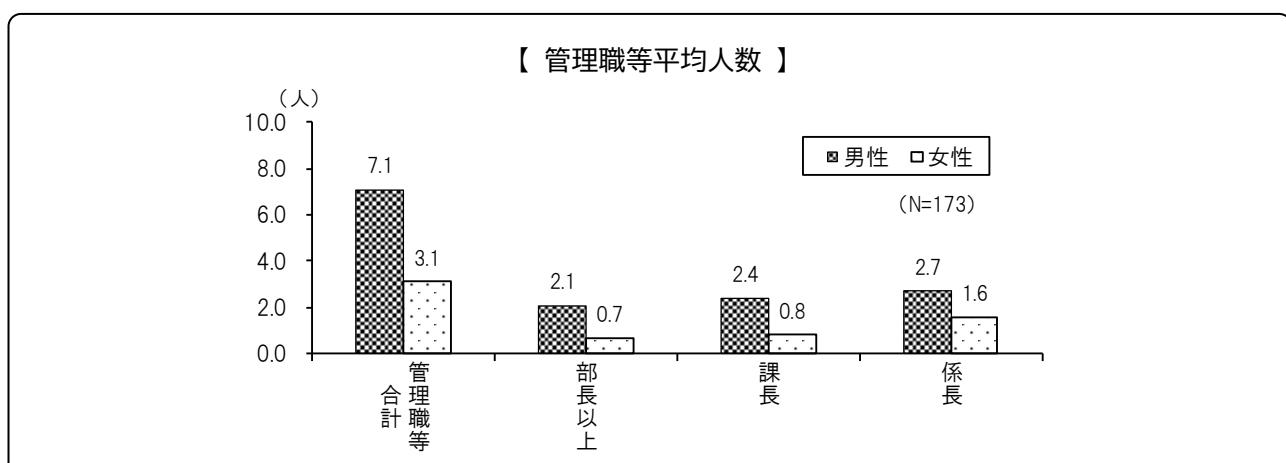
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「学校での男女共同参画についての教育を充実する」を筆頭に「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」などが上位に回答されています。



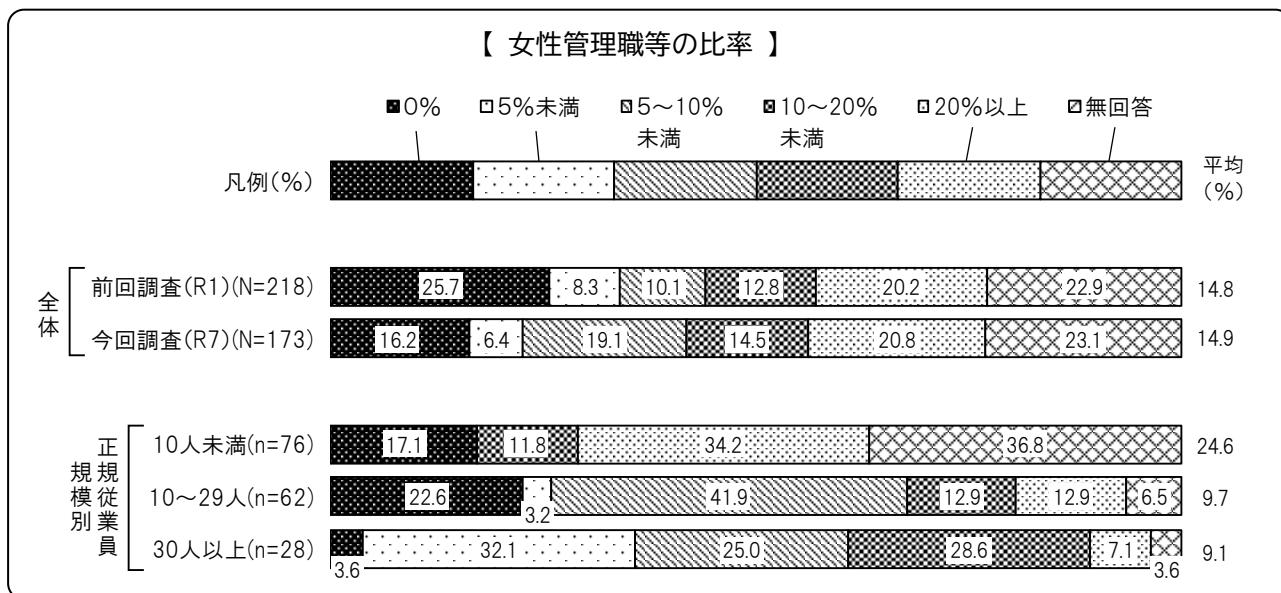
2 事業所アンケート調査結果（鳴門市男女共同参画に関する事業所アンケート調査）

(1) 管理職について

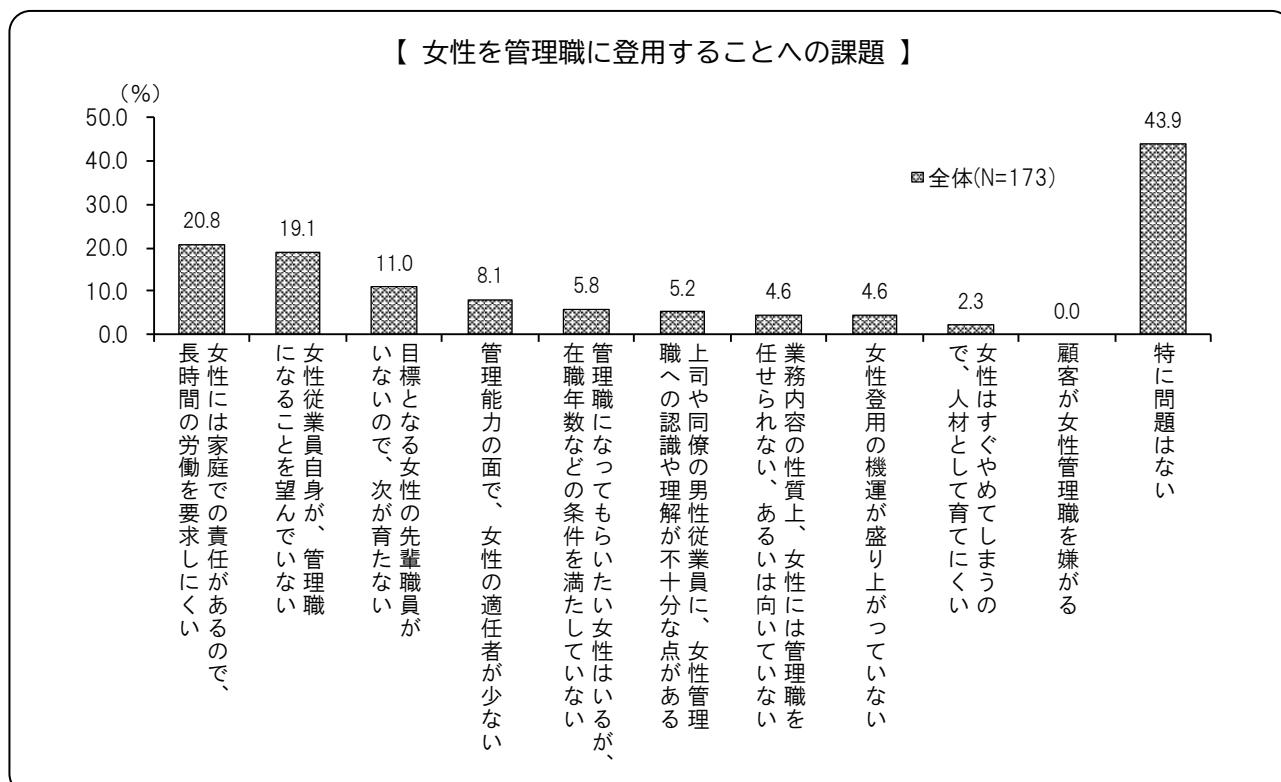
- 男性の管理職等合計人数は平均 7.1 人、女性は 3.1 人となっています。うち、部長以上相当職、課長相当職、係長相当職いずれも男性の平均人数が女性を上回っています。



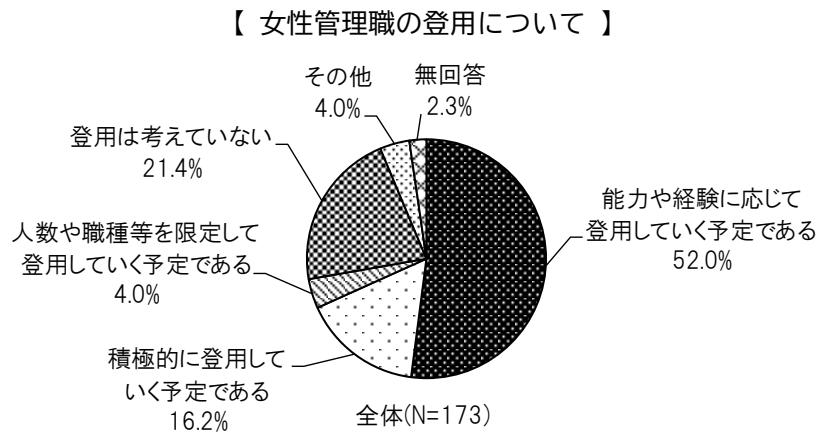
- 管理職等合計(男女合計)に占める女性管理職等の割合をみると、前回調査結果と比べ、女性管理職等がいる割合は増加し、特に「5~10%未満」が増えてます。また、正規従業員規模が30人以上で女性管理職等がいる割合が高くなっています。



- 女性を管理職に登用することへの課題については「女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい」「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」などの順となっていますが、4割以上(43.9%)が「特に問題はない」と回答しています。

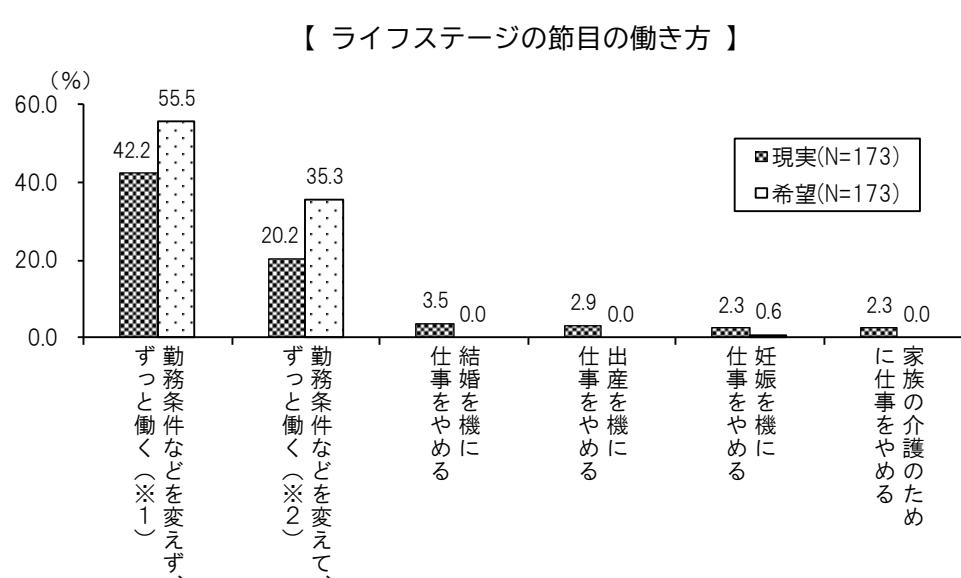


- 女性管理職の登用については「能力や経験に応じて登用していく予定である」が過半数を占めていますが、約2割（21.4%）は「登用は考えていない」と回答しています。



(2) 働き方について

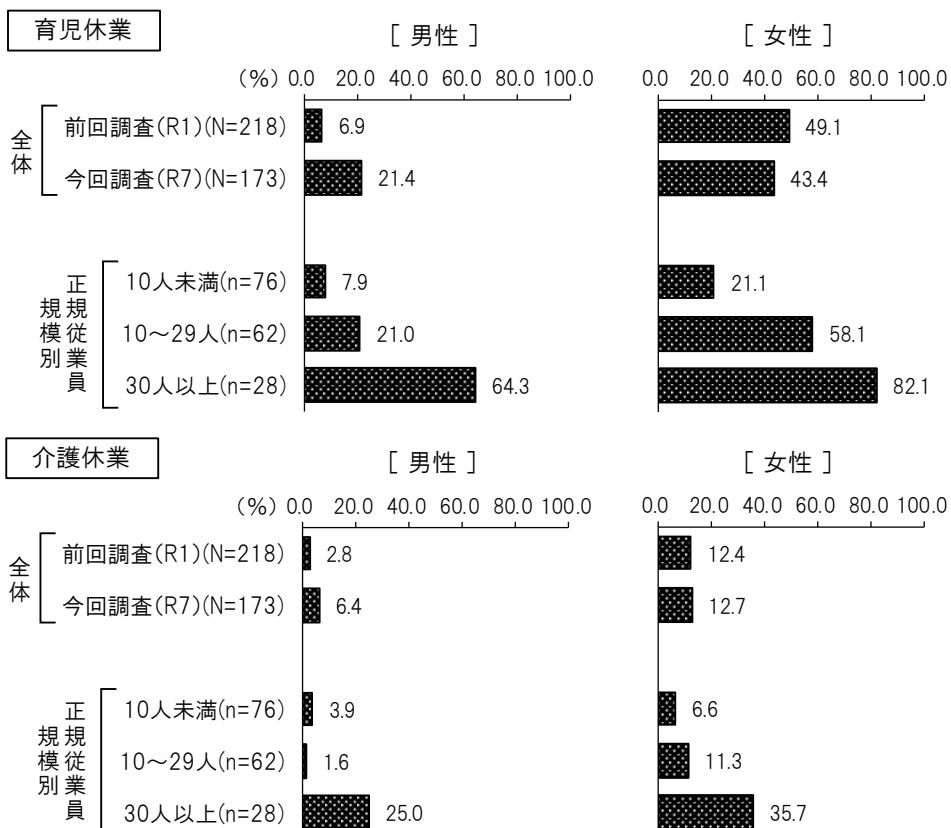
- ライフステージの節目の働き方については、多くの人が「勤務条件を変えずに働き続けたい」と考えており、希望の割合は実際の状況（現実）を大きく上回っています。



(3) 育児休業・介護休業について

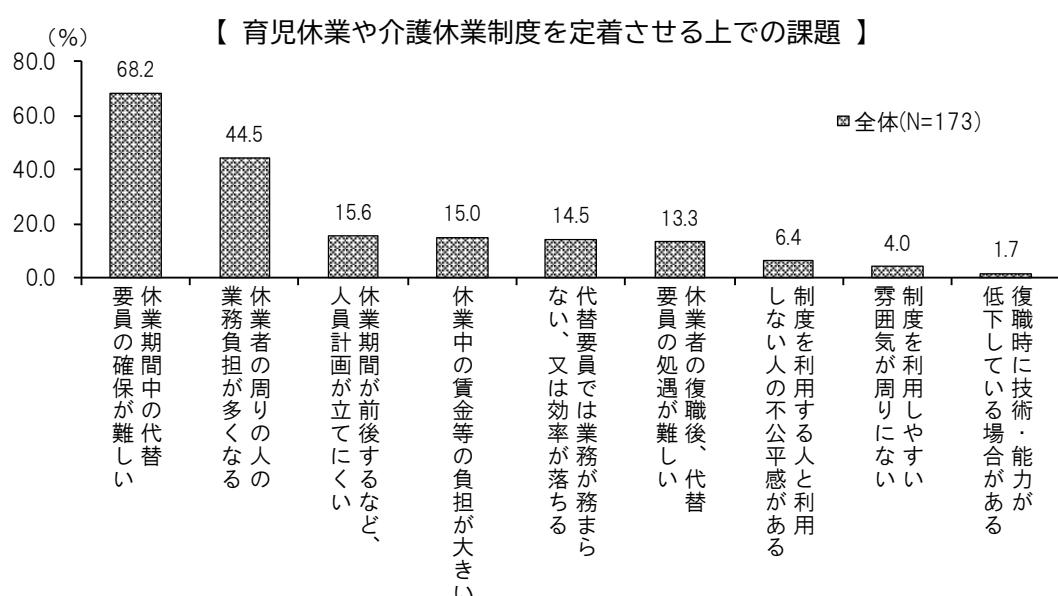
- 育児休業を取得した従業員の割合は、男性が21.4%、女性が43.4%、介護休業は男性が6.4%、女性が12.7%です。特に男性の育児休業取得率は前回調査結果を大きく上回りました。また、いずれも従業員規模が大きな事業所ほど取得率も高い傾向にあります。

【 取得した従業員がいる割合 】



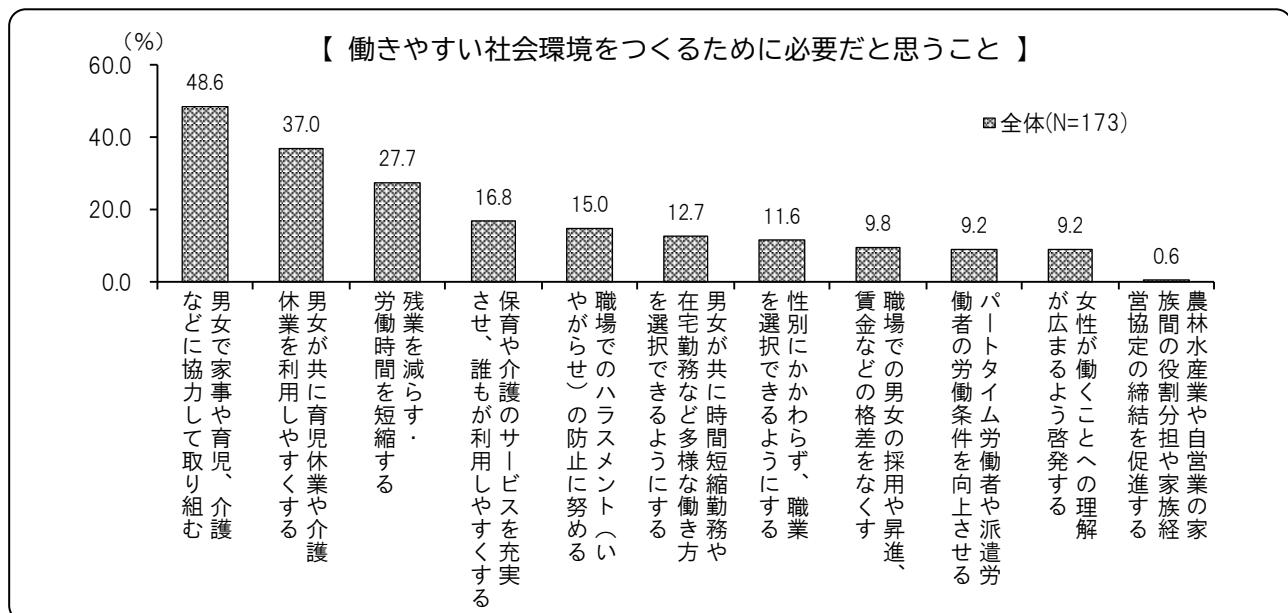
- 育児休業や介護休業制度を定着させる上での課題としては、代替要員の確保をはじめ、休業者の周りの人の負担増などが上位に回答されています。

【 育児休業や介護休業制度を定着させる上での課題 】

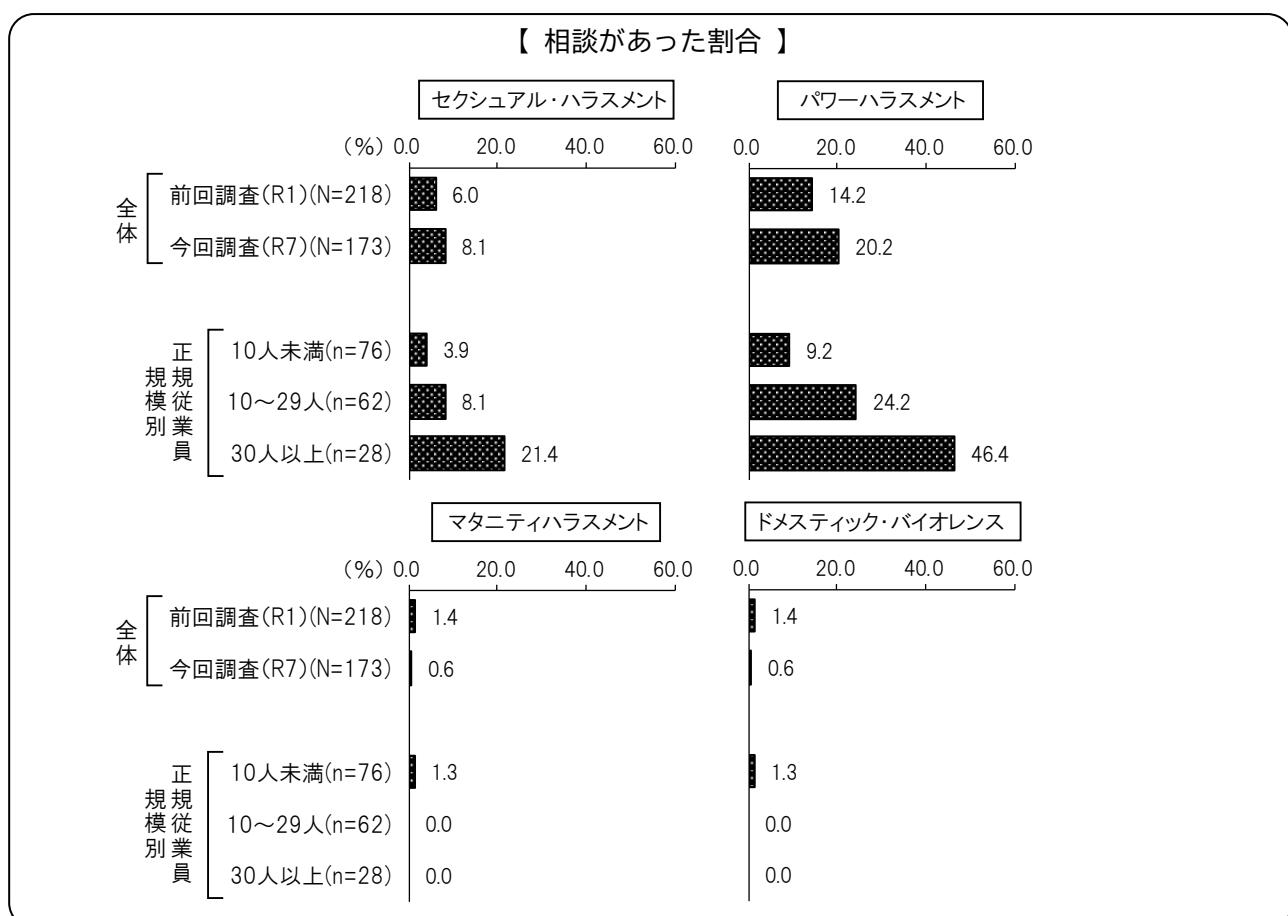


(4) 働きやすい社会環境について

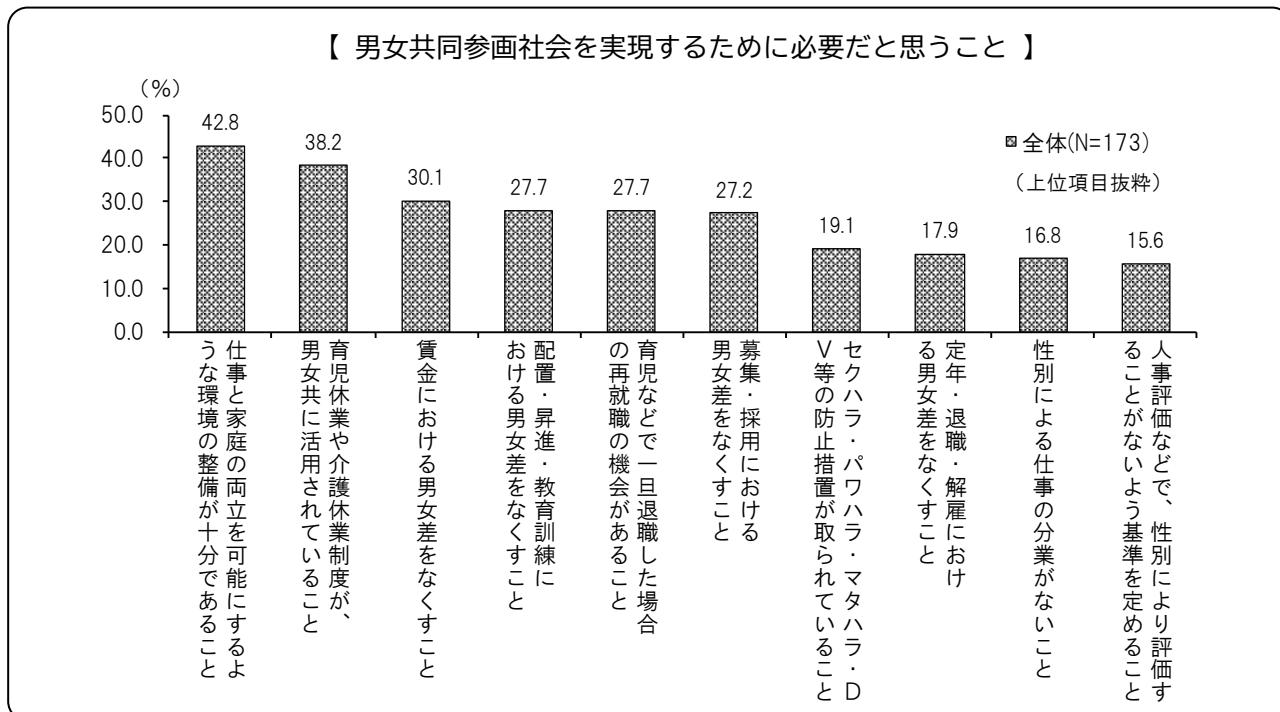
- 働きやすい社会をつくるには、性別にかかわらず家事や育児、介護に協力して取り組むことが最も必要とされ、次いで、育児休業や介護休業を男女が共に利用しやすくすること、そして残業や労働時間の短縮といった、働き方の改革に関する意見が上位に回答されています。



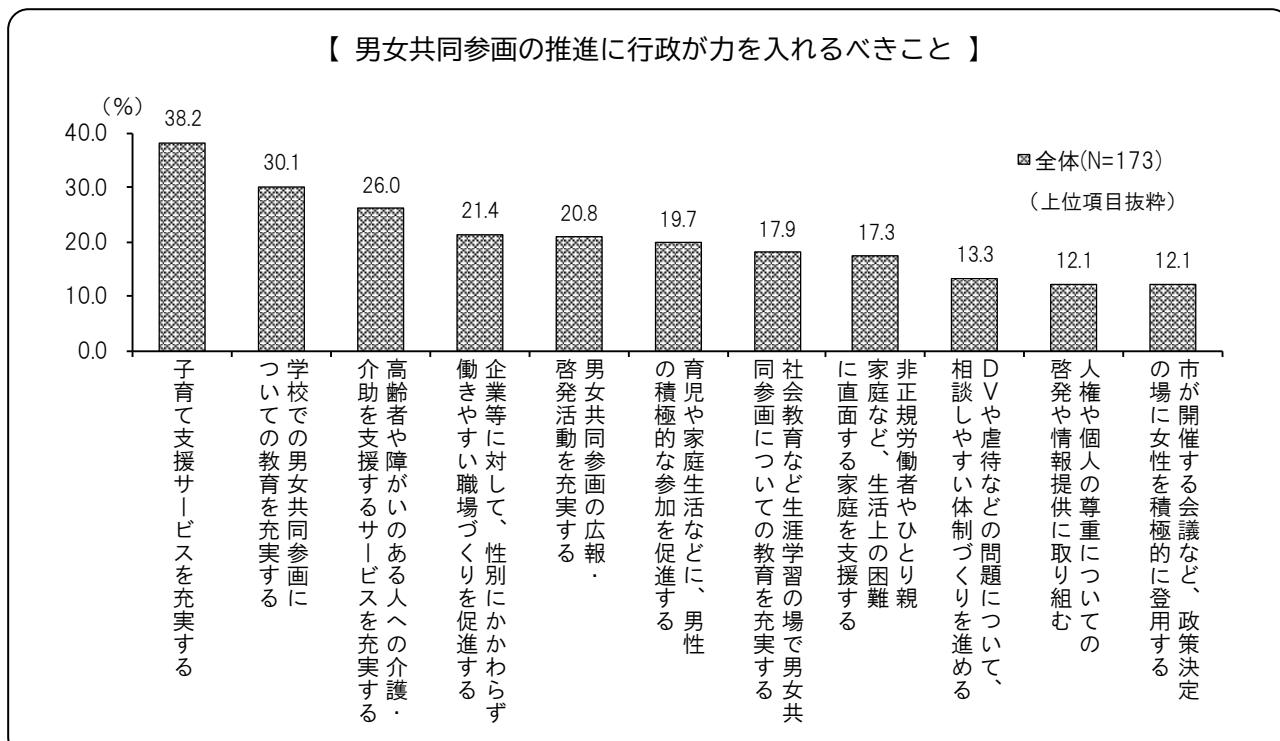
- ハラスメント等に関して「相談があった」割合は「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」共に、従業員規模が大きな事業所ほど高い傾向にあります。



- 男女共同参画社会を実現するには、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりが最も必要とされ、次いで育児休業や介護休業制度の活用などが上位に回答されています。



- 男女共同参画を推進するため、行政に対しては、子育て支援サービスの充実をはじめ、学校での教育の充実、高齢者や障がいのある人への支援サービスの充実などが求められています。

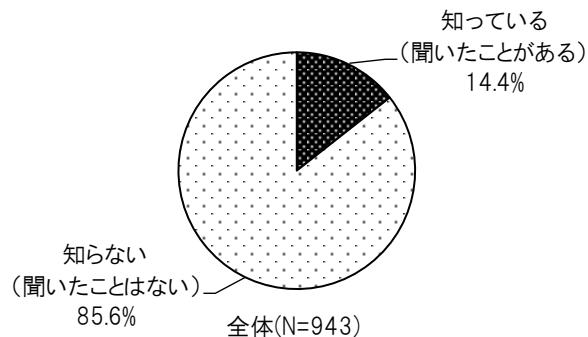


3 中学生アンケート調査結果（男女共同参画に関する中学生アンケート調査）

（1）男女共同参画の認知について

- 男女共同参画社会を「知っている（聞いたことがある）」生徒は 14.4%、「知らない（聞いたことはない）」は 85.6%です。

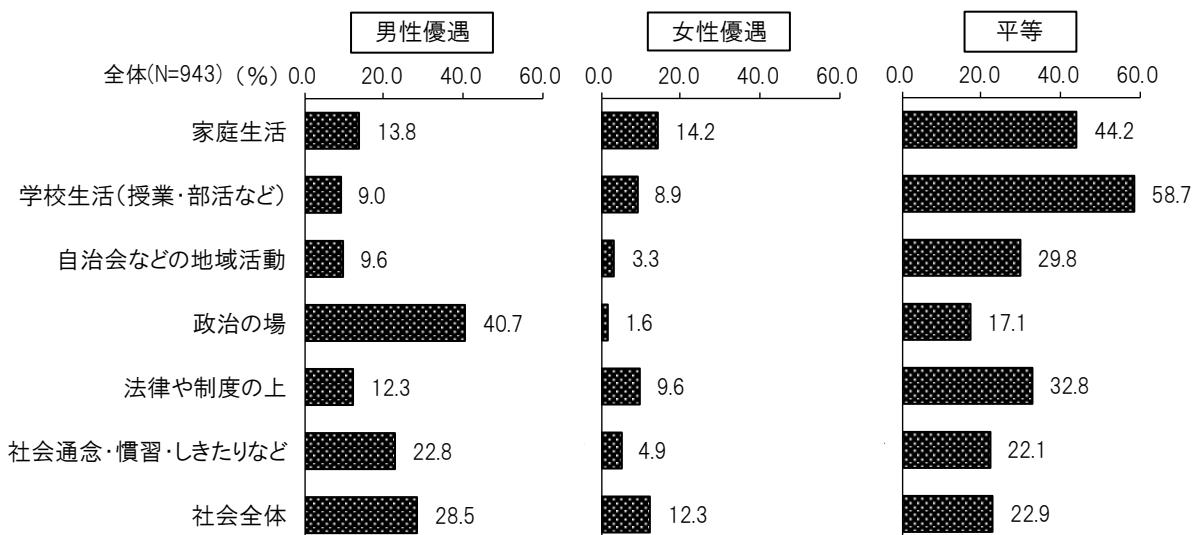
【男女共同参画社会の認知状況】



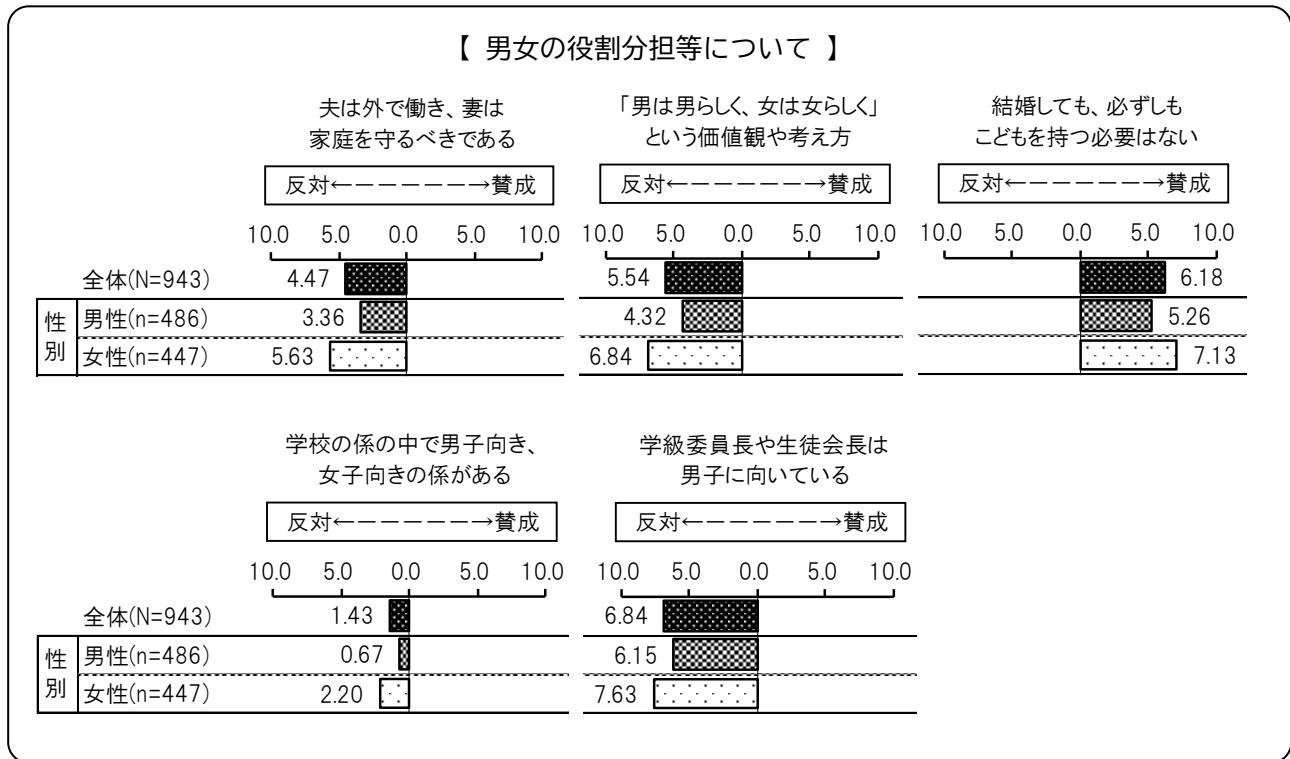
（2）男女の平等意識と役割について

- 男女の平等意識については、ほとんどの分野において「男性優遇」が「女性優遇」の割合を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。「平等」意識が高い分野としては「学校生活」があげられ、市民アンケートの結果と同じ傾向がうかがえます。

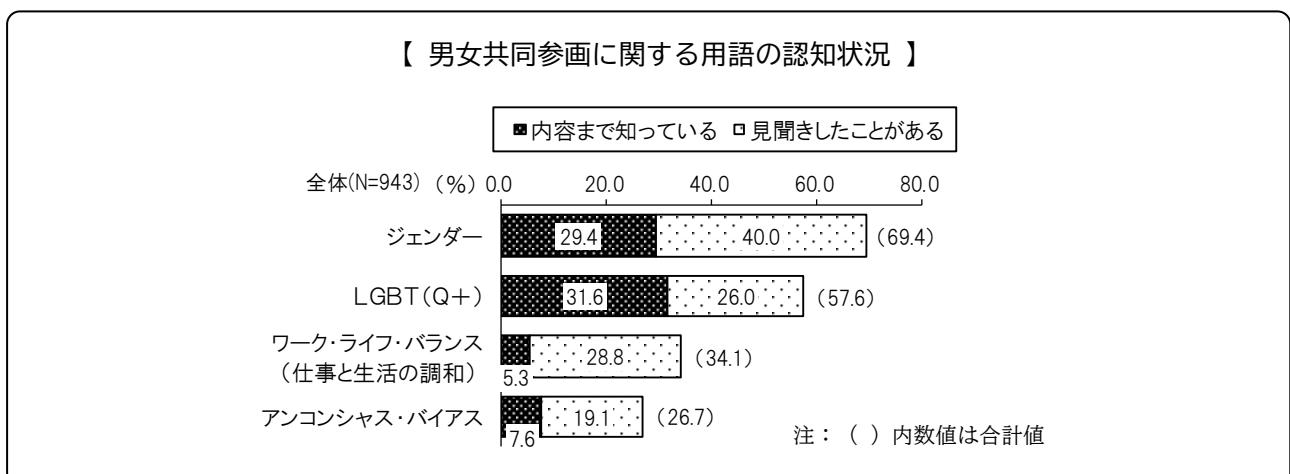
【男女の平等意識】



- 男女の役割分担について、女性は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」で「反対」、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」で「賛成」がそれぞれ男性を大きく上回っています。

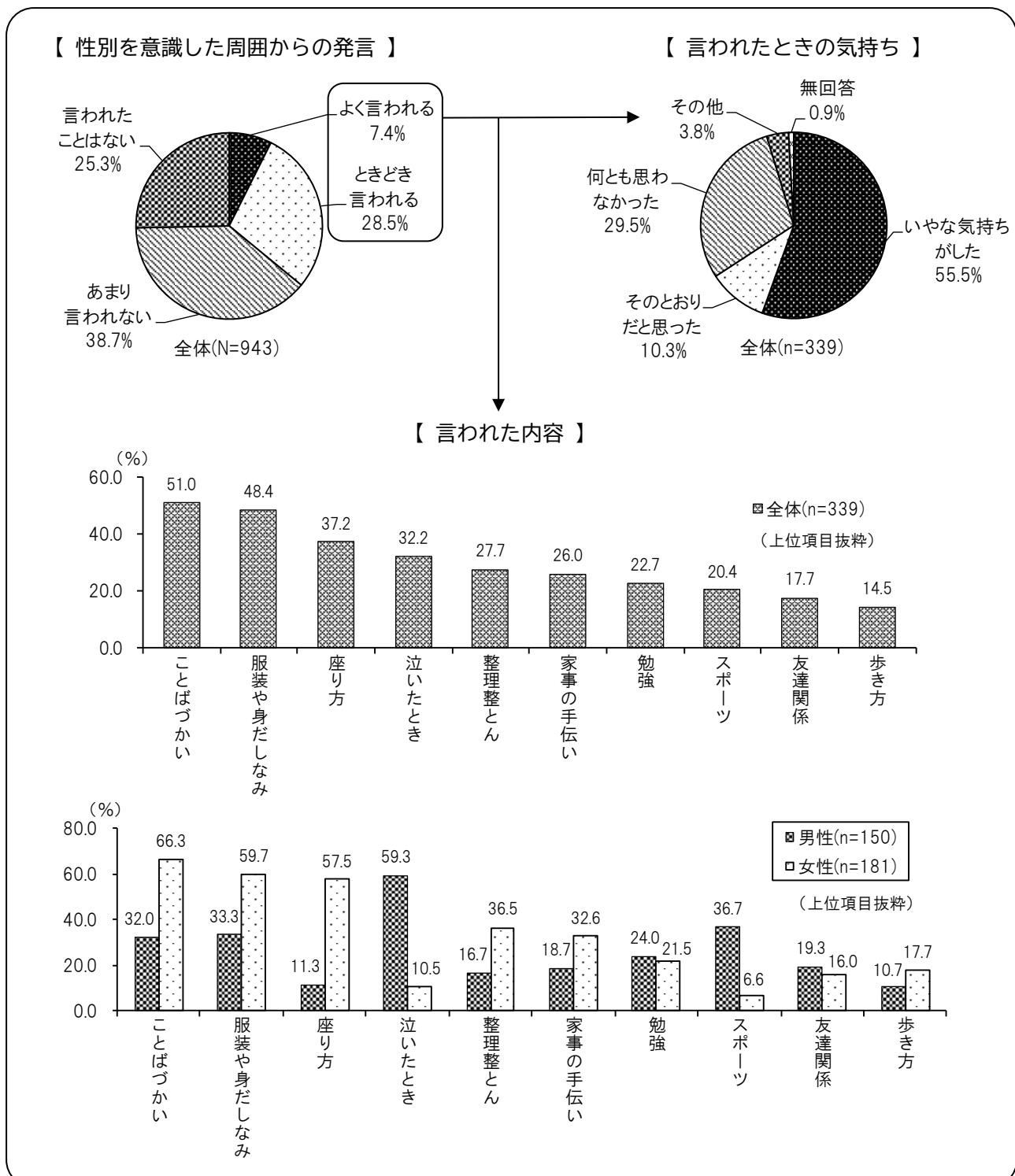


- 男女共同参画に関する用語の認知状況については「内容まで知っている」の割合が高い順に「L G B T (Q+)」「ジェンダー」となっています。一方「知らなかつた」割合が高い順に「アンコンシャス・バイアス」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の順となっています。



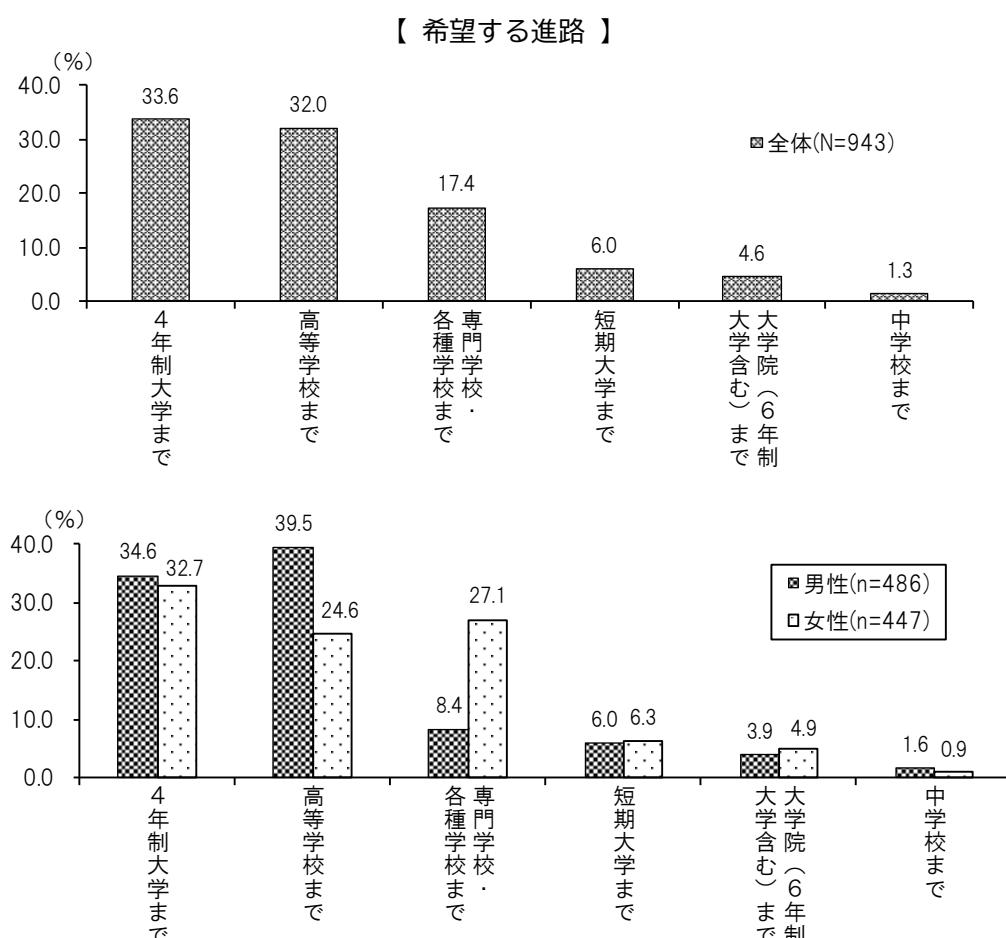
(3) 周囲からの発言について

- 周囲からの性別を意識した発言を経験した生徒は、合計でおよそ3人に1人(35.9%)です。言われたときは「いやな気持ち」と過半数が答えています。また、男性は「泣いたとき」や「スポーツ」、女性は「ことばづかい」や「服装」「座り方」など、性別によって言われる内容に差がみられることが特徴的です。

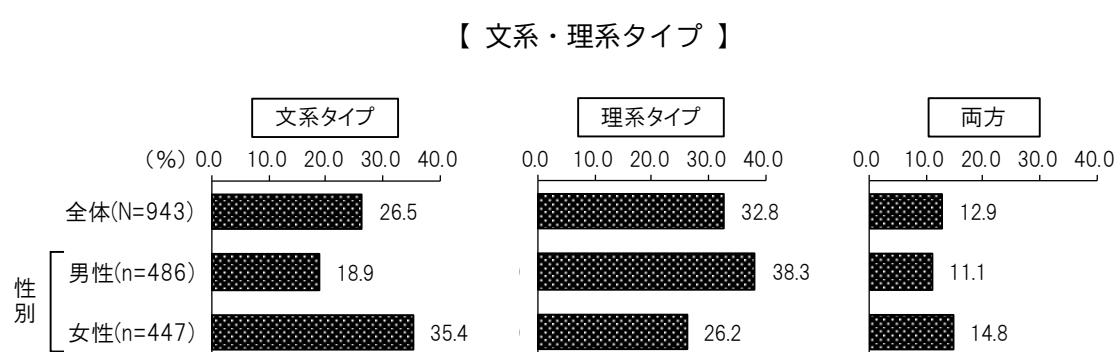


(4) 進路に対する意識等について

- 希望する進路については、男性は女性に比べ「高等学校まで」の割合が高く、女性は「専門学校・各種学校まで」の割合が男性を大きく上回っています。



- 文系・理系タイプについては、男性は女性に比べ「理系タイプ」の割合が高く、女性は「文系タイプ」の割合が男性を大きく上回っています。



【5】関係団体調査結果の概要（回答要旨）

1 男女共同参画の意識づくりについて

【問題点や課題】

- 市役所や議会、学校など意思決定の場で女性が少ない
- 家事や育児の負担が女性に偏り、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強い
- 制度や慣行そのものが障壁となっている
- 地域の慣習や同調圧力が変化を妨げている
- 「男女共同参画」の言葉や趣旨の理解が不十分

【今後必要な取組として団体でできること】

- 女性管理職が増えにくい要因の把握、働き方や会議の運用方法の見直し
- 研修やイベント、短時間動画の活用等による、多様性に関する学びの機会の充実
- 相談支援や法的支援の窓口を周知し、具体的な支援につなぐ仕組みの構築
- 父親の家事、育児への参加の促進
- 慣行や意思決定プロセスの点検、見直しによる組織内の不公平感の軽減

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 年功序列や同調圧力を改め、意見を言いやすい職場づくりの推進
- 採用や人事評価の見直し、女性管理職の登用、男性の育児休暇取得の促進
- 若い年齢層や多様な人材の委員への登用、参画経路の整備
- 学校や地域の学びの場において、教材や行事、部活動等におけるジェンダーへの配慮
- SNSや広報、イベント等での分かりやすい周知、好事例の紹介

2 学びの場における男女共同参画の意識づくりについて

【問題点や課題】

- 社会の固定的な性別役割分担意識により、男性優位の言動などに気付きにくい
- 校長や教頭など、上位職の男女比の偏りが子どもの目に触れる
- セミナーへの参加者が少ない
- 家庭や地域への意識啓発が不足している

【今後必要な取組として団体でできること】

- 「我が身のこと」として考えられる場づくり
- ジェンダーの視点を組み込んだ研修や動画視聴など短時間学習
- こども向け体験活動の充実
- こどもや保護者の声を十分に聴く仕組みの構築

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 外部人材を積極的に登用した学びの機会の創出、学校における管理職への女性の登用
- デートDV防止が体験的に学べる授業の実施
- 保護者向けセミナーや広報等を通した、男女共同参画の分かりやすい周知、様々な事例の紹介や収集、共有

3 女性が活躍できる基盤づくりについて

【問題点や課題】

- 会議で発言しにくい雰囲気や心理的な圧力（沈黙圧力）がある
- 管理職や意思決定の場における女性の比率が低く、数値目標や進捗管理が不明確
- 審議会、委員会における女性の登用が単なる数合わせで、同じ人に偏る
- 「女性人材バンク」への違和感、登録者が少なく人材が循環していない
- 就労中や子育て中の若年女性は復職や活動の継続が難しく、職場の配慮も乏しい

【今後必要な取組として団体でできること】

- 必ず全員が発言できる会議の運営
- 役員、委員の女性比率の引き上げ目標や目標達成期限の明示、公開
- 内部研修の実施、啓発、登用の要件や選考プロセスの見直し
- 新規女性人材の発掘、若手の育成

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 女性管理職を増やす施策、女性比率や登用数、登用後の定着率等の指標の設定と公開
- 審議会や委員会における「充て職」制度など推薦方法の刷新
- 育児や介護などがあっても、さまざまな活動に参加できる支援体制の整備
- 人材バンクの男女共通化や登録の促進など、機能の見直し

4 働く場における男女共同参画の促進について

【問題点や課題】

- 女性にお茶くみなど業務と関係のない無償労働を押し付けるなど、固定観念の根強さ
- 女性自身の考え方、研修の不足
- 賃金や昇進の格差、セクハラやマタハラの存在、業務分担への配慮の不足

【今後必要な取組として団体でできること】

- 「できるときにできる」運営、休みやすい体制づくり
- 職場を対象とした啓発、研修、女性の意識向上を促進する講演会等の開催

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 各事業所への指導や啓発、研修への支援、継続的なモニタリング（進捗状況の確認）
- 職場の男女不平等に特化した相談窓口の設置の促進
- ワーク・ライフ・バランスを促進する条例、施策の検討
- 行政の職場改善に向けた取組

5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について

【問題点や課題】

- 長時間労働や固定的な性別役割分担意識等で家事や育児、介護の負担が女性に偏る
- 育休取得率や残業時間、女性管理職比率等の目標の設定、見える化が不十分
- 出産や育児、介護で女性のキャリアが止まり、元に戻るのが困難

【今後必要な取組として団体でできること】

- 男性に対する育児への参加、家事の分担の普及を促進、啓発、実践事例の共有、女性の意識改革の促進
- ワーク・ライフ・バランスや各種制度の使い方等の研修の開催

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 働き方改革の後押し、家庭と仕事の両立への支援
- 育休取得率や残業時間、女性管理職比率などの数値目標の設定、進捗の公開
- 専用相談窓口の周知、相談体制の明確化
- 休業取得による欠員を調整する仕組みの整備
- 育休等の復職後に同等ステージ（キャリア）に戻ることができる人事運用

6 地域社会における男女共同参画の推進について

【問題点や課題】

- 若年層の地域への参加が少ない、地域活動の魅力の不足
- 自治会未加入者の増加、高齢化や独居化による担い手の不足、地域コミュニティの希薄化による活動力の低下
- 根強い地域の慣習や固定的な性別役割分担意識で、リーダーや意思決定が男性に偏る
- 防災におけるジェンダーの視点や国際的知見、意識の不足

【今後必要な取組として団体でできること】

- ジェンダーの視点を反映した活動
- 会員の募集、他団体との交流や連携の強化
- イベントやパンフレットの配布等による啓発、地域での交流や情報交換
- 防災や人権、男女共同参画に関する研修の充実

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 男性の家事への参加を促進するための啓発活動
- リーダーの意識改革、計画や運営に女性が参画しやすい仕組みづくり
- 団体同士の交流プラットフォームの設置、活動の可視化、広報の強化

7 あらゆる暴力を根絶する社会づくりについて

【問題点や課題】

- 加害者の自覚が乏しい。研修の形骸化
- ハラスメントやDV、性暴力に関する法制度の周知、啓発不足、実態把握が不十分
- 職場のパワハラ等について、被害者が相談しにくい雰囲気がある
- 市町村によって相談、支援体制に地域差がある

【今後必要な取組として団体でできること】

- 加害者への聞き取り、教育プログラム等の働きかけ
- 大学等でのデータDVや性暴力対策等に関する講座の開催
- 人権意識の継続的な啓発
- 関連する法律や制度の学習会、面接や電話による人権相談

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 外部人材を活用した学校での講座や委員を対象とした研修の開催
- 相談支援のワンストップ体制の強化、窓口の周知
- 実態や支援内容のデータ、事例の発信
- 加害者教育プログラムの整備や導入、見て見ぬふりをしない職場や地域風土づくり
- 関係機関との連携の強化、自治体間の差を解消するための基準づくりや対応の標準化

8 生涯を通じた健康づくりへの支援について

【問題点や課題】

- 大人が健康や性に関する知識を学べる機会が少ない
- 困難を抱える女性の実態の把握と支援が不十分
- 高齢者は健康教室等への移動手段が障壁となっている
- 女性は仕事、子育て、介護の負担が重く、健康づくりが後回しになっている
- 健康施策の現状の把握、効果の検証が見えにくい

【今後必要な取組として団体でできること】

- 健康や性教育等の研修や講座の継続的な開催、参加しやすい講座等の実施
- 世代間交流やイベントへの協力

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- 職場や学校で健康や性について学べる機会づくり
- 妊産婦から子育て期までの切れ目ない支援、健診の促進と疾病等の早期発見
- 困難を抱える女性の実態調査、相談窓口などの支援策の検討
- 自宅でも健康づくりに取り組める環境の整備
- 高齢者のための移動支援の充実

9 誰もが安心できるまちづくりについて

【問題点や課題】

- 生活困窮制度の周知不足、手続きの負担が大きい
- 困窮層の増加やひとり親の孤立、個別ニーズの多様化で支援が行き届かない
- 行政との連携、役割の補完が弱い
- 地域の担い手の高齢化、助け合い意識の希薄化

【今後必要な取組として団体でできること】

- 誰でも気軽に「居場所」の運営や地域イベントの実施と周知
- 現場で把握した課題を行政へフィードバック、見守りや声かけの継続
- 若者への働きかけ、参加の機会づくり

【今後必要な取組として行政が行うべきこと】

- アウトリーチ等プッシュ型支援、オンライン化など手続きの簡素化
- きめ細かな相談支援体制、ひとり親同士の交流や情報共有の場の整備
- 民間団体との協働、地域のつながりづくりの支援
- 住民のボランティア等への参加の促進、生きがいの創出

【6】各種調査結果等から読み取れる本市の課題

1 固定的な性別役割分担意識の解消と多様性の尊重に向けた意識づくり

- 「政治の場」をはじめ「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」における男性優遇意識は、依然として根強く、また「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識については、性別や年齢による意識差が顕著にみられます。固定的な性別役割分担意識や無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、性別や年齢を見据えた、よりきめ細かな情報発信手段を活用した啓発活動の推進が必要です。
- 「L G B T（Q+）」「性的マイノリティ」について、内容を知っている人は前回調査からやや増加しましたが、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、より正しい理解を促進する必要があります。また「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」「鳴門市男女共同参画推進条例」など、名称は知っているが内容までよく知らない人が多くみられます。幅広い年齢層に対して、法令や制度の社会的背景等も含めて、より正しい理解を促進する必要があります。

2 人権や男女共同参画を学ぶ場の充実と多様な進路選択に向けた意識づくり

- 児童・生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に發揮できるよう、この度の中学生アンケート調査結果等も踏まえ、学校等において、性別にかかわらずお互いを尊重する意識の醸成を促進する必要があります。そのため、人権や男女共同参画に関する学びの場の充実をはじめ、一人ひとりの個性や能力に応じた、多様な選択を可能にする進路指導など、固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育の推進が求められます。
- 大人からこどもに対する「男だから」「女だから」といった性別を意識した発言について、決めつけや押しつけとならないよう、保護者等に対する啓発活動が必要です。
- 生涯学習の場をはじめ、多様な場や機会を活用した、幅広い世代に対する人権や男女共同参画についての講座やセミナーの開催を充実するとともに、参加を促進するための効果的な周知が必要です。

3 政策方針決定過程における女性参画の推進と女性活躍の環境づくり

- 議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、女性リーダーの育成に向けた研修の充実や女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。また、女性の活躍の場の拡大に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の促進が必要です。
- 社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を高めるため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を継続的に推進する必要があります。
- 庁内においては「鳴門市特定事業主行動計画」に基づき、性別にとらわれない適材適所の人員配置をはじめ、女性の更なる職域拡大施策に向けた取組が必要です。

4 柔軟な働き方と家事・育児・介護を分かち合う環境づくり

- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、事業所等に対する啓発活動の充実が必要です。
- 事業所等に対して、女性が結婚や出産を理由として退職せずに働き続けることができるよう、個別のニーズに応じた再雇用への支援やキャリア形成に向けた支援、柔軟な働き方の整備などを促進する必要があります。
- 家事や育児、介護は主に女性が担っており、特に家事、育児の負担が大きくなっています。多様な働き方や暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発するとともに、男性の家事、育児等への参画を促進する講座の開催、子育てや介護サービスの充実など、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。

5 幅広い世代が参加しやすい地域活動と男女共同参画の視点に立った防災対策

- 若い世代が地域活動にあまり参加していない現状を踏まえ、地域活動に関する情報を世代に応じた多様な伝達手段を活用して、分かりやすく発信する必要があります。また、それぞれの世代に応じた興味ある活動の提案など「参加へのきっかけづくり」を検討し、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を促進していくことが必要です。また、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組の充実が必要です。
- 災害発生時の対応については、性別にかかわらず誰もが参加しやすい防災訓練の場づくりをはじめ、地域で日頃から災害発生時の対応を話し合い、地域と行政や関係機関が連携した助け合いや支え合い活動を促進する取組が必要です。

6 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- 専門機関に相談した人が少ない現状を踏まえ、相談先の周知を充実するとともに、気軽に相談でき、適切に支援につなぐ必要があります。また、被害者の家族や子どもへの支援、一時保護への速やかな対応など、より迅速に対応できるよう関係機関との連携の強化が必要です。

7 健康づくりへのきめ細かな支援の充実

- 健康診断やがん検診の受診率の向上に向けた取組の充実をはじめ、健康づくり活動に関する情報を、多様な伝達手段を活用して分かりやすく発信する必要があります。また、妊娠や出産等に関する情報提供の充実を図るとともに、きめ細かな支援と切れ目のない支援の充実が必要です。

8 安心して暮らすための福祉の充実と困難を抱える女性への支援

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、誰もが地域で安心して生活できるよう、本市における個別の福祉計画に基づき、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、市民一人ひとりの状況やニーズに応じた適切なサービスの提供が必要です
- 女性が、経済的に困難な状況にある場合やひとり親家庭である場合、また、日常生活において性的な被害を受けていること、家庭の状況や地域社会との関係性など、さまざまな事情により困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、全ての女性が、安心して自立して暮らせる社会の実現を目指す必要があります。

第4章 計画の内容

【1】基本理念と基本目標

第3次計画では、その基本理念を「共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまちなると」と定めるとともに「お互いを認め合うまち なると」をはじめとする3つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」では、市の将来都市像を「ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたな なると」と定めています。また、基本目標の一つとして「6 みんなで創る自立したまちづくり～お互いを尊重し、誰もが活動できる社会づくり」を掲げ、その中に男女共同参画や人権教育の施策を位置付けています。

本市における、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向は「鳴門市男女共同参画推進条例」を基本として、人権や男女共同参画についての理解と認識を深め、お互いを尊重する意識を身につけるための幅広い啓発活動と学びの場の充実を推進するとともに、女性の職場や地域活動への更なる進出や活躍できる環境づくり、あらゆる暴力の根絶を目指すこととしています。

本計画においても、第3次計画の基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、お互いに認め合い、誰もが活躍し安心して暮らせる男女共同参画社会の実現により、市民一人ひとりが幸せを実感する「ウェルビーイング※」を高めていくことを目指します。

※ 心身共に健康で、自分らしく安心して暮らしている「幸せで充実した状態」のこと。

● 基 本 理 念 ●

共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なると

【2】基本目標

第3次計画においては、3つの基本目標に基づき、それぞれに基本施策を掲げ、さまざまな取組を推進してきました。本計画においては、第3次計画の考え方を継承しつつ、社会的背景や本市の課題を踏まえて、改めて次の基本目標を掲げます。

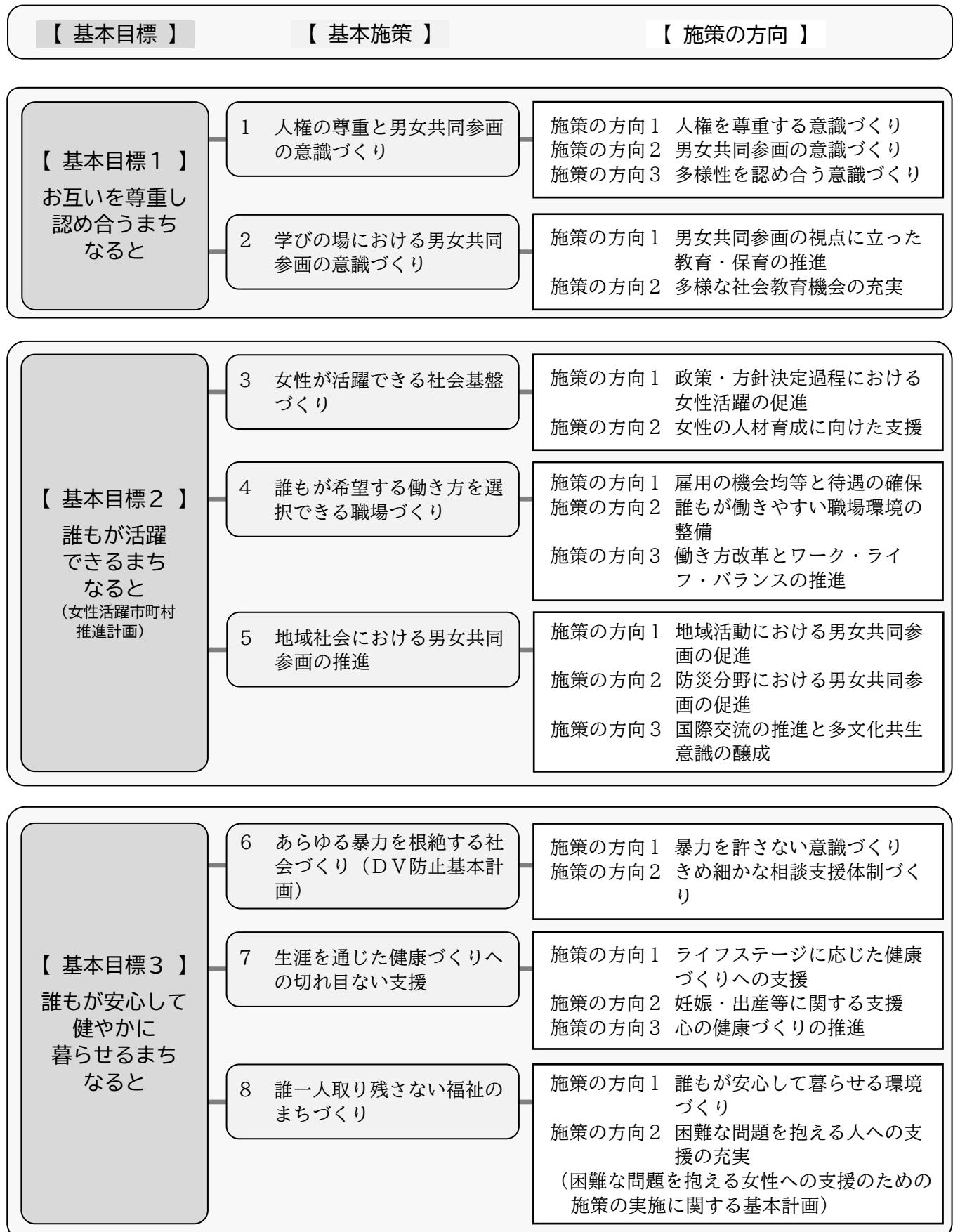
基本目標に基づいて展開される施策については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 お互いを尊重し認め合うまち なると

基本目標2 誰もが活躍できるまち なると（女性活躍市町村推進計画）

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

【3】施策の体系



第5章 施策の展開方向と具体的な取組

【 基本目標1 】 お互いを尊重し認め合うまち なると

【 基本施策1 】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

一人ひとりがお互いに人権を尊重する意識を大切にしながら、相手を思いやり、認め合う社会の実現のためには、市民の意識の向上を図ることが必要です。そのため、セミナーや講座、パネル展示などを活用した、人権や男女共同参画に関する啓発活動を推進するとともに、あらゆる世代に向けて、多様性に配慮した分かりやすい情報の発信に取り組みます。

「LGBT（Q+）」「性的マイノリティ」等をはじめとする多様性を認め合う社会の構築に向けて、多様な広報媒体を活用した啓発活動を推進し、市民の正しい理解を促進します。

[施策の方向1 人権を尊重する意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
市民への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 国の人権啓発活動地方委託事業を活用した人権セミナーをはじめとする各種人権啓発事業の実施により、市民意識の向上を図ります。○ 市民の意識変革、行動変容を促すためアンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発を推進します。	人権推進課
職員への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 職員に対する職階に応じた研修をはじめ、部落解放・人権徳島地方研究集会への参加の促進など、職員の人権及び男女共同参画に対する意識の向上を図ります。	人事課 人権推進課

[施策の方向2 男女共同参画の意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
分かりやすい情報提供と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画の啓発につながる情報を、広報紙等多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく提供し、市民意識の向上を図ります。○ 市民への「鳴門市男女共同参画推進条例」や「鳴門市男女共同参画都市宣言」の周知をはじめ、男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、鳴門市立図書館への特設コーナーの設置や広報紙等を活用し、男女共同参画社会の気運づくりを推進します。○ 広報紙等においては、多様性に配慮し、誰もが関心を持てるよう、分かりやすい説明に努めます。	秘書広報課 人権推進課

取組名	取組内容	担当課
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家事の分担を見直す時期ともなる、市民からの婚姻届や出生届の受領時に、男女共同参画に関するパンフレット等を配布するなど、家庭や地域への男性の参画を重視した啓発を推進します。 ○ 妊娠届出時や妊娠後期の面談、沐浴実習等を通して、男女が共に支え合う家庭環境づくりを促進します。 	人権推進課 こども家庭センター

[施策の方向3 多様性を認め合う意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
多様性の尊重に向けた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「L G B T (Q+)」「性的マイノリティ」や在日外国人、被差別部落や障がいのある人等に対するさまざまな差別や偏見の意識を解消するために、人権セミナーをはじめ、広報紙等を活用した周知、啓発を推進し、市民への正しい理解を促進します。 	人権推進課
多様な社会的背景を持つ人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「性的マイノリティに関する電話相談」や「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の周知、啓発を推進します。 ○ 「L G B T (Q+)」「性的マイノリティ」や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々や障がいのある人等、さまざまな差別により困難な立場に置かれている人が、安心して相談できるよう、関係部署や関係機関との連携を確保するとともに、相談員の専門性の向上を図ります。 	人権推進課

【 基本施策2 】学びの場における男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の推進に当たっては、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるためのきっかけづくりが重要です。そのため、こどもが発達段階に応じて、その個性や能力を十分発揮できるよう、性別にかかわらず、個性を尊重する意識を醸成する保育や教育を推進するとともに、保護者や教職員の人権意識や男女共同参画の意識の醸成を図ります。また、誰もが参加しやすい多様な学びの場の機会の充実に努めます。

[施策の方向1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進]

取組名	取組内容	担当課
児童・生徒への意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ こどもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、性別にかかわらず個性を尊重する意識を養うことができるよう「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用した就学前教育、保育を実践します。	こども保育教育課 学校教育課
保護者等への啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者や関係機関に鳴門市中央保育所が発行する「ふれあい新聞」を配布し、保護者の人権意識、男女共同参画の意識の醸成を図ります。○ 学校だよりや学校（園）内の掲示物については、人権を意識した表現や内容を心がけ、保護者をはじめとする市民の理解を促進します。	こども保育教育課 学校教育課
教職員の意識等の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ 市人権教育研究指定校における、男女共同参画に関する研究を実践するとともに、教職員等を対象とした人権研修会を開催し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。○ 保育所等や学校の教職員を対象とした「鳴門市男女共同参画推進条例」の周知活動を推進し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	こども保育教育課 学校教育課

[施策の方向2 多様な社会教育機会の充実]

取組名	取組内容	担当課
社会教育・生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 文化イベント等の開催を通じて、人と人がきずなを深め、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。○ 防災や人権、SDGsなど幅広い分野にわたるテーマによる、誰もが参加しやすい各種学級や出前講座を開催するなど、市民の学びの場の充実に努めます。○ 「子どもの読書活動推進計画」の目標達成に向けた取組を実施します。	文化交流推進課 総合教育人権課

取組名	取組内容	担当課
市民への参加促進	○ 広報紙等多様な媒体を活用した周知をはじめ、地区自治振興会等を通した情報提供や声かけなど、講座、講演会等への市民の参加を促進します。	市民協働推進課

【 基本目標2 】誰もが活躍できるまち なると（女性活躍市町村推進計画）

【 基本施策3 】女性が活躍できる社会基盤づくり

男女が共に個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のためには、女性活躍推進に向けた取組の更なる充実が必要です。そのため、審議会等をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の推進を図ります。

庁内においても、女性リーダーの育成等に努めるとともに、鳴門市女性人材バンクの周知や啓発、市内で活動する女性グループの活動への支援を推進します。

[施策の方向1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進]

取組名	取組内容	担当課
女性活躍推進に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 女性が職場で活躍することの重要性や支援・育成の方法について、研修等を通して、職員の意識の向上を図るとともに、次世代の女性リーダーの育成に努めます。○ 審議会等における女性委員の登用について、毎年の進捗管理により効果的な取組と課題を共有するなど、更なる取組を推進します。	人事課 人権推進課
鳴門市女性人材バンクの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 広報紙等を活用し「鳴門市女性人材バンク」の周知、啓発を行い、登録者数の増加や活用を図ります。	人権推進課
審議会等への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none">○ あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の推進、啓発に努めます。特に審議会等における女性委員の登用率の向上を目指します。	全部局
あらゆる分野への女性の積極的登用の促進	<ul style="list-style-type: none">○ 広報モニターの男女比均等に向けて取り組むとともに、幅広い世代の女性モニターの意見の反映に努めます。○ 市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、広報紙等多様な媒体を活用し、女性グループを含めた各種団体の活動状況を発信するとともに、適切な支援に努めます。○ 農協や漁協、県と連携し、各種研修会等への参加の周知や農業委員等への女性の登用を促進します。	秘書広報課 市民協働推進課 農林水産課

取組名	取組内容	担当課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	○ 企業等に対して、男女共同参画や働き方改革に関連する法や制度等を周知するとともに、女性や多様な人材の能力を十分に発揮できるよう、職場環境などにおける積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図ります。	人権推進課 商工政策課
特定事業主行動計画の推進	○ 「特定事業主行動計画」に定める目標である女性管理職の登用の拡大、男性の育児休業取得率の向上を目指します。 ○ 研修等を通した女性職員のキャリア形成支援等により、女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	人事課

[施策の方向2 女性の人材育成に向けた支援]

取組名	取組内容	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	○ 女性グループ活動状況報告書を作成し、地域の女性グループ間で広く情報の共有を図るとともに、グループの現状や課題を集約し、活動の活性化を支援します。 ○ 漁協女性部と連携したテレビ鳴門の情報番組の収録をはじめ、農協や漁協等における女性部の活動を支援します。	人権推進課 農林水産課 総合教育人権課
職員の管理職への育成	○ 職員に対する市主催の研修及び県自治研修センター等の研修への参加を促進します。 ○ 研修等を通して、職員の計画的な人材の育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用、改善を図ります。	人事課

【 基本施策4 】誰もが希望する働き方を選択できる職場づくり

働く場における男女共同参画の推進に当たっては、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保され、働きやすい職場環境が整備されることが必要です。そのため、多様な手段を通して事業所等への周知や啓発を行い、環境の整備を促進します。また、雇用の拡大や企業が求める人材を育成するための情報発信をはじめ、家内労働者等の労働環境の整備を促進します。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進に向けて、男性の家事、育児等への参画の促進、家事、育児、介護の役割を性別にかかわらず協力して責任を果たせるよう意識啓発や支援に努めます。

庁内においても、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに努めるとともに、市民の模範となるよう、特定事業主行動計画を推進します。

[施策の方向1 雇用の機会均等と待遇の確保]

取組名	取組内容	担当課
事業所等への理解促進	○ 広報紙等を通して「鳴門市男女共同参画推進条例」「男女雇用機会均等法」等の関係法令に関する情報を発信し、事業所等における周知及び理解を促進します。	人権推進課 商工政策課
能力開発と人材の育成	○ 労働関係機関が実施する各種講座の情報提供をはじめ、技能検定等に関する情報を発信し、資格取得のための専門的知識の修得を促進し、雇用の拡大や企業が求める人材の育成を図ります。	商工政策課
家内労働者等の労働環境の整備促進	○ 県や農協と連携し「家族経営協定」等の制度の周知、締結の促進に努め、家内労働者や家族従事者の労働環境の整備を促進します。	農林水産課

[施策の方向2 誰もが働きやすい職場環境の整備]

取組名	取組内容	担当課
就労環境の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徳島県はぐくみ支援企業認証制度」や支援窓口の周知に努め、事業主に仕事を両立しやすい職場環境づくりを促進します。 ○ 地域に整備したコワーキングスペース^{※1}で講座等を実施するなど、利用を促進し、事業所等への柔軟な働き方を支援する環境の整備を図ります。 ○ 労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知、啓発に努めます。 	商工政策課
庁内労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内ネットワークを活用し、職員への子育て支援制度の周知と利用の促進をはじめ、男性職員の育児休業取得や育児参加を推進します。また、育児休業からの円滑な職場復帰を図ります。 ○ 研修等への参加を通して、職員のハラスメントに対する正しい認識と理解を深めるとともに、相談窓口の周知に努めます。 	人事課

※1 特定の企業や組織に属さない個人や小規模な団体が、共有の空間で働く場所のこと。

[施策の方向3 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進]

取組名	取組内容	担当課
多様な働き方に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターの運営の支援や周知に努めるとともに、「生活支援サポーター養成講座」を開催するなど、生活支援の担い手を継続的に育成します。 ○ 庁内業務の平準化や効率化、有給休暇の取得を促進し、働きやすい環境を整備するとともに、全庁的なテレワークや育児、介護のための「早出遅出勤務制度」の活用など、柔軟な働き方を選択できる環境づくりに努めます。 	人事課 長寿介護課
子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画^{※2}」に基づき、子育て支援サービスの充実をはじめ、子育てに関する相談支援体制の充実、子育て家庭の交流の場の充実など、総合的な子育て支援施策を計画的に実施します。 	子育て支援課

※2 令和8（2026）年度より「鳴門市こども計画」と一体化

取組名	取組内容	担当課
安心して介護できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事への積極的な参加を促進するとともに、フレイル予防について理解を深めることができるよう、シニアメンズクッキングの周知、啓発を推進します。 ○ 家族介護教室や「介護者家族の会定期相談会」など、家族介護者への支援事業を実施するとともに、事業の周知、啓発を推進します。 	長寿介護課

【 基本施策5 】地域社会における男女共同参画の推進

地域において、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる暮らしを実現するためには、共に参画して協力し、支え合う社会づくりが重要です。そのため、誰もが互いに協力して地域活動に取り組めるよう、地域で活動する団体を支援するとともに、環境問題について学べる場を提供します。また、近年大きな災害が多発的に発生している現状を踏まえ「フェーズフリー」意識の浸透を図る啓発や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を推進するほか、多文化共生社会の実現に向け、国際理解や国際交流を推進します。

[施策の方向1 地域活動における男女共同参画の促進]

取組名	取組内容	担当課
地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none">○ 広報紙等多様な媒体を活用し、地域活動団体の活動状況や参加者の募集等を周知し、活動を支援します。○ 地域課題の解決に向けて、市民による自主的なまちづくり活動を支援するとともに「地区自治振興会会長と市長との懇話会」の開催等を通して、意見交換や課題の共有を図ります。○ 食生活改善推進員によるヘルスマイト事業を推進し、周知、啓発活動を充実し、男性の参加を促進します。	市民協働推進課 健康増進課 人権推進課
環境問題に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 環境問題に関するイベントや講座等を開催し、環境保全について学べる場を提供するとともに、誰もが参加できるリサイクルプラザでの体験学習を開催します。	環境政策課 クリーンセンター廃棄物対策課

[施策の方向2 防災分野における男女共同参画の促進]

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	<ul style="list-style-type: none">○ 地域における出前講座や防災訓練において「フェーズフリー※」の周知、啓発を図り、地域コミュニティや市内の事業所等への一層の浸透を図ります。○ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するため、平常時から多様な視点を踏まえた研修会や防災訓練の実施をはじめ、庁内で女性職員のワーキンググループを組織し、課題解決に向けた議論を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を図ります。○ 市の地域防災の担い手となる「地域防災リーダー」の養成について、女性へのアプローチを促進するとともに、地域等における活動の活性化に資する情報提供や連携を図ります。	危機管理局 消防総務課

※ 災害が起きた場合、平常時と同じものや仕組みをそのまま使えるようにする考え方（体育館を避難所として使う、ふだんはお知らせに使うLINEやアプリを安否確認や避難情報伝達手段として使う・・・など）

[施策の方向3 国際交流の推進と多文化共生意識の醸成]

取組名	取組内容	担当課
国際理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象としたドイツ語講座や中国語講座、こども向けの中国に関する「おはなしタイム」等の開催をはじめ、広報紙等を通して、国際動向等の情報を市民に発信し、国際理解の促進を図ります。 	文化交流推進課 人権推進課
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドイツ・リューネブルク市をはじめとする姉妹・友好都市との交流を推進するとともに、交流団体を支援し、国際理解や国際交流を深めます。 ○ 鳴門教育大学と連携し、児童・生徒と世界各国の留学生との異文化交流を図り、国際理解教育の推進と多文化共生意識の醸成に努めます。 	文化交流推進課 学校教育課
インバウンド誘客の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ インバウンド誘客の積極的な推進により、外国人を受け入れる環境整備などを通じて、市民の国際理解を図ります。 	観光振興課

【 基本目標3 】誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

【 基本施策6 】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止基本計画）

誰もが尊厳と誇りを持って生きることができる社会の実現には、あらゆる暴力を根絶するための継続的な取組が必要です。そのため、さまざまな機会や場を活用して、DVやデータDV、虐待、ハラスメント等あらゆる暴力の防止や正しい理解の促進に向けた啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、DV被害者や子どもに対する相談支援体制の充実を図るとともに、多様な媒体を活用して、相談窓口である鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」の認知の拡大を図ります。

[施策の方向1 暴力を許さない意識づくり]

取組名	取組内容	担当課
DVなど多様化する暴力防止に向けた啓発の推進	○ 「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～11月25日)、「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)に合わせ、広報紙等を活用して、DV防止に関する啓発活動を行い、意識の高揚を図ります。	人権推進課
市民への相談窓口の周知啓発	○ 広報紙等を活用し、鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」の広報物を設置する市内の協力事業者を募集し、相談窓口としての認知度の拡大を図ります。	人権推進課
若年層へのデータDV防止の啓発	○ データDVの被害防止に向け「はたちの記念式典」での冊子の配布をはじめ、中学校・高等学校での予防教育、出前講座や公式LINEを活用した情報発信等、若年層を対象とした意識啓発活動を推進します。 ○ 関係機関と連携し、中学校の授業を通して、命の尊さや自身を大切にする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい理解の促進に取り組みます。	人権推進課 学校教育課
ハラスメントに対する理解の促進	○ セクシュアルハラスメントをはじめ、さまざまなハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、幅広い世代を対象に、あらゆる場や機会においてハラスメントへの認識や理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課 商工政策課 学校教育課

[施策の方向2 きめ細かな相談支援体制づくり]

取組名	取組内容	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者の早期発見や速やかな通報により、適切な支援につなぐため、県主催の「DV被害者等支援ネットワーク研修会」や相談業務従事者の資質向上を図る「スーパービジョン研修」などへの職員の参加を促進するとともに、市主催のDV対策会議を開催し、庁内関係部署及び関係機関との連携を強化します。 	人権推進課
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」において、被害者の性別にかかわらずDVの救済、支援を行うとともに、早期発見と防止に向けた啓発を推進します。 ○ 相談員の資質の向上に向けた研修やセミナー等への参加を促進するとともに、相談員の個人的負担感の軽減を図ります。 ○ DVと児童虐待への対応との連携を強化し、DV被害者のかどもを含めた適切な相談支援に努めます。 	人権推進課
被害者保護のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者が加害者から避難可能な施設との委託契約を結び、緊急一時保護に備えるとともに、避難所入所費用を助成します。 ○ 警察や県等関係機関と連携し、情報の共有に努め、被害者の安全の確保を図ります。 ○ 保護命令制度について、分かりやすい情報提供に努めるとともに、書類作成などの支援を行います。 	人権推進課
支援対象者の保護と相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票閲覧制限を含む被害者保護に向けた複数人職員体制を整え、庁内での相談対応や情報共有を徹底します。 ○ 選挙人名簿閲覧時の情報保護にも努めるとともに、相談内容に応じて関係機関と連携し、法律相談窓口の紹介も行います。 ○ 国民健康保険の資格取得や喪失について適切な助言等を行います。 	市民課 保険課 選挙管理委員会事務局
早期発見・相談対応と虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 24時間365日受信が可能な「障がい者虐待通報専用ダイヤル」を活用し、迅速な対応と庁内連携を図るほか、市の相談窓口や地域包括支援センターを通して高齢者虐待の予防や早期支援に努めます。 	長寿介護課 社会福祉課

取組名	取組内容	担当課
生活支援と住宅確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援を推進します。 ○ DV被害者に対しては市営住宅への入居配慮や住宅確保の支援を行います。 	社会福祉課 まちづくり課
こどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市要保護児童対策地域協議会」と連携し、情報共有を図るとともに、相談業務の専門性を高め、対象者への適切な支援のためのアセスメント※を実施します。 ○ 子育て支援事業者及び保育施設との連携や情報共有を図り、支援が必要な家庭への適切な支援に努めます。 ○ DV被害者の子どもの転校時における手続きについて、学校や関係機関と連携し、徹底した情報管理と就学を支援します。 ○ 子育て支援事業が必要な子育て家庭を対象として、関係機関と連携し、個々のニーズに合わせた支援や事業の案内を行います。 	人権推進課 子育て支援課 こども保育教育課 こども家庭センター 学校教育課
被害者支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV防止に向け、府内や関係機関とのネットワークの構築を推進するとともに「パートナーシップ協定」を締結する他の自治体と連携し、DV相談や支援を行います。 	人権推進課

※ 適切な支援内容や方法を検討するために評価、分析を行うこと。

【 基本施策 7 】生涯を通した健康づくりへの切れ目ない支援

誰もが生涯にわたって健康で豊かに暮らすことができる社会の実現には、市民の健康づくり活動が必要です。そのためスポーツイベントや健康づくり相談といった健康保持のための事業の充実や食育の推進、がん検診の受診の促進、心の健康づくりなど、多様な健康づくり施策に取り組みます。また、こども家庭センターを拠点として妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うとともに、学校教育の場で性や健康について自ら正しい判断ができるよう、児童・生徒の発達段階に応じた健康教育と保護者への意識啓発に取り組みます。

[施策の方向 1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援]

取組名	取組内容	担当課
健康保持のための事業の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 「NARUTOスポーツデー」として、市民が気軽に参加できるイベントを実施し、市民の運動、スポーツの習慣化や健康増進、地域の活性化につなげます。○ イベント開催時等、さまざまな機会を活用して健康相談を実施し、市民の生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図ります。	スポーツ課 健康増進課
がん検診等の受診促進	<ul style="list-style-type: none">○ 「鳴門市健康増進計画（健康なると21）（第三次）」に基づき、出前講座や健診結果説明会の実施などにより、自身の健康状態の把握及び理解が深まるよう努めます。また、オンラインでの保健指導等、相談しやすい環境を整備し、相談利用者の拡大を図ります。	保険課 健康増進課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 「鳴門市食育推進計画」に基づき、食育の重要性を周知、啓発するとともに「おやこの食育教室」や「ヘルスマイト事業」等により、望ましい食習慣の定着や食を通した心身の健全な育成を図ります。	健康増進課

[施策の方向 2 妊娠・出産等に関する支援]

取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○ こども家庭センターを拠点として、関係機関との連携や支援体制を構築し、妊娠期から切れ目ない支援を行います。	こども家庭センター

取組名	取組内容	担当課
マタニティマークの普及促進	○ 妊婦に優しい環境づくりに向けて、母子健康手帳交付時に、全ての妊婦にマタニティマーク※のグッズなどを配布するほか、転入した妊婦にはマタニティマークの趣旨を説明し、普及を図ります。	こども家庭センター
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進と徹底	○ 学校教育の場において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する授業を実践し、性や健康について自ら正しい判断ができるよう、児童・生徒の発達段階に応じた健康教育と保護者への意識啓発に取り組みます。	学校教育課

※ 妊娠中であることを周囲に知らせるためのマークで、バッヂやキーホルダー等に印刷し、妊婦が公共の場で安心して過ごせるように配慮を促す目的で使われる。

[施策の方向3 心の健康づくりの推進]

取組名	取組内容	担当課
心の健康づくりと自殺対策の推進	○ 「鳴門市健康増進計画（健康なると21）（第三次）」における施策「こころの健康づくり」に基づき、広報紙等多様な媒体を活用した周知、啓発や講演会の開催などを通して、市民の自殺対策への関心を深め、関係機関と連携して「生きることの包括的な支援」の推進に取り組みます。	健康増進課

【 基本施策8 】誰一人取り残さない福祉のまちづくり

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、さまざまな生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすには、生活支援の充実が必要です。そのため、生活支援等の事業に取り組むとともに、重層的な支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。

困難な問題を抱える人への支援に関する取組（施策の方向2）については「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

[施策の方向1 誰もが安心して暮らせる環境づくり]

取組名	取組内容	担当課
高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、生活支援や生活環境の向上、権利擁護の推進など高齢者福祉の充実及び介護保険事業の着実な推進に取り組みます。○ 高齢者の身体や財産の保護、安心・安全のため「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」等関係機関との連携を図るとともに、交通安全啓発活動に取り組みます。	市民協働推進課 長寿介護課
障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none">○ 「鳴門市障がい者計画」に基づき、障がいのある人を対象とした地域活動支援センター事業をはじめ、さまざまな生活支援や生きがいの創出、地域交流の促進等の事業を推進します。○ 「鳴門市障がい福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に向けた各種事業に取り組みます。	社会福祉課
外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 鳴門教育大学等と連携し、市内在住の外国人に役立つ情報の提供に努め、誰もが暮らしやすい環境の整備を推進します。	文化交流推進課

[施策の方向2 困難な問題を抱える人への支援の充実]

(困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画)

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」や関係機関等の相談窓口に関する周知を推進します。 	人権推進課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳴門市地域福祉計画」に基づき、高齢者や障がいのある人など誰もが地域で安心して生活できるよう、地域コミュニティの再構築をはじめ、社会参加の場づくりや支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。 ○ さまざまな問題を抱える女性の総合相談窓口として、支援内容の周知に努めるとともに、関係機関と連携を図り、女性が抱える問題や課題の解決に向けて支援に取り組みます。 ○ 包括的な支援体制の整備に向けて、市民から相談に対応している庁内各所属間の連携及び市内の相談支援機関をはじめとする関係機関との連携を強化し、支援に必要な情報を円滑に共有する「誰一人取り残さないネットワーク会議」を毎年開催します。 	長寿介護課 人権推進課 社会福祉課
生活上困難に直面する人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者を対象に、鳴門市生活困窮者自立相談支援センター「よりそい」において、関係機関等との連携による継続的な支援を推進し、自立に向けた支援につなぎます。 	社会福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当の支給や鳴門市奨学金を支給するとともに、制度の周知に努めます。 ○ ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。 ○ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じるとともに、生活に困窮しているひとり親家庭の相談者が求める、生活に必要な情報や就労に役立つ情報を提供し、自立を支援します。 	子育て支援課 こども保育教育課 まちづくり課 学校教育課

【相談窓口一覧】

実施機関・名称	電話番号等	相談時間等	ホームページ
【鳴門市の相談窓口】 鳴門市女性支援センター 「ぱあとなー」	088-684-1413 メール： partner@city.naruto.i-tokushima.jp	9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	
女性の悩み110番 (徳島県こども女性相談センター)	088-623-8110(中央)	9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	
配偶者暴力相談支援センター (徳島県こども女性相談センター)	088-652-5503(中央) #8008(共通相談ダイヤル)	24時間受付 夜間(17:00～翌朝9:00)・ 土・日・祝日・ 年末年始は、コール・ センターが対応	
DV相談+（プラス） (内閣府)	0120-279-889	電話・メール： 24時間受付 チャット： 12:00～22:00	
徳島県性暴力被害者支援センター 「よりそいの樹とくしま」	088-623-5111(中央) #8891(共通相談ダイヤル)	24時間受付 夜間(17:00～翌朝9:00)・ 土・日・祝日・ 年末年始は、コール・ センターが対応	
性暴力に関するSNS相談 「Cure-time（キュアタイム）」 (内閣府)	次のサイトよりアクセス https://curetime.jp/	チャット： 17:00～21:00 メール： 24時間受付	
みんなの人権110番 (徳島地方法務局)	0570-003-110	8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)	
フレア相談室 (徳島県立男女共同参画 総合支援センター)	088-626-6188	10:00～12:00、 13:00～17:00 (火(祝日の場合は、翌日)・日・ 年末年始を除く)	
警察総合相談センター	088-653-9110 #9110	24時間受付	

第6章 計画の推進に当たって

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

男女共同参画に係る取組は、周知、啓発のみならず労働、教育、保健、福祉など庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的にさまざまな取組を推進する体制の充実を図ります。

2 鳴門市男女共同参画推進審議会等における進捗の点検、評価

男女共同参画に関する識見を有する学識経験者や関連団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」において、本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、取組への反映に努めます。また、庁内においては、「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」などにおいて、進捗の管理を行います。

【2】計画の周知及び点検・評価

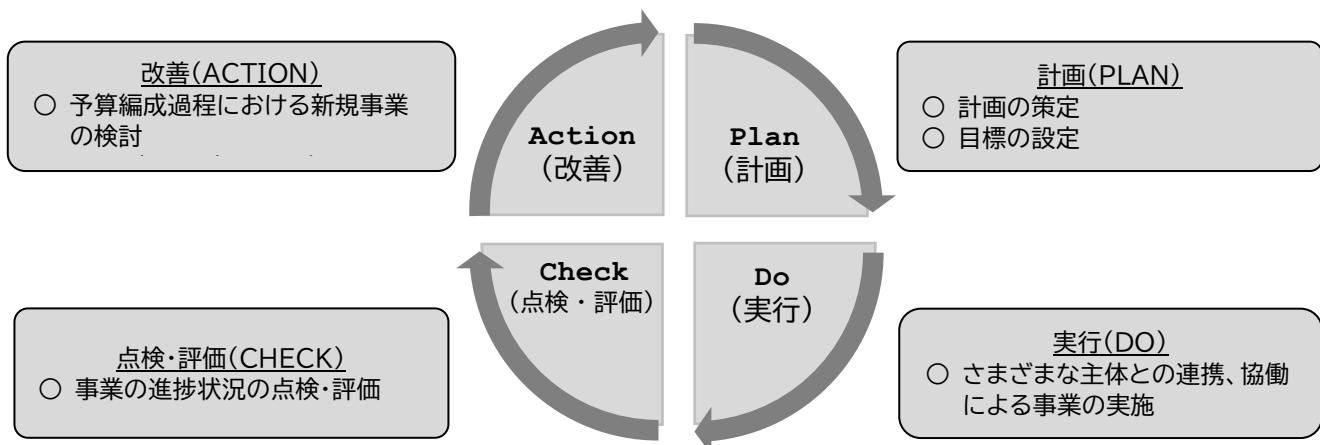
1 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市民、事業所、関係機関や関連団体等と行政の連携と協働による推進が重要です。そのため、広報紙等多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく、本計画の事業や進捗状況等を公表し、周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して市民の意見やアイデア等を把握し、市民目線を生かした施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに常に改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



【3】数値目標の設定一覧表

評価項目	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	把握方法
1 幸福度（Well-Being 調査）	6.3 点	6.5 点	Well-Being 全国調査

【 基本目標1 】お互いを尊重し認め合うまち なると

基本施策1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
2 社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.2%	増やす	市民意識調査	
3 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	9.4%	増やす	市民意識調査	
4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する反対する市民の割合	71.7%	増やす	市民意識調査	
5 「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	41.3%	増やす	市民意識調査	
6 「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を知っている市民の割合	30.3%	増やす	市民意識調査	
基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり				
7 学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	54.2%	増やす	市民意識調査	
8 大人から「男だから〇〇しなさい」「女だから〇〇しなさい」と言わされた中学生の割合	35.9%	減らす	中学生アンケート調査	
9 「アンコンシャス・バイアス」という言葉や意味を知っている中学生の割合	26.7%	増やす	中学生アンケート調査	

【 基本目標2 】誰もが活躍できるまち なると（女性活躍推進計画）

基本施策3 女性が活躍できる社会基盤づくり				
10 審議会等における女性委員の割合	36.9%	40.0%以上	全部局	
11 市職員の女性管理職の割合	29.6%	30.0%以上	人事課	
12 鳴門市女性人材バンク登録者数（累計）	22名	40名	人権推進課	
基本施策4 誰もが希望する働き方を選択できる職場づくり				
13 「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	45.6%	増やす	市民意識調査	
14 職場（仕事の場）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	21.5%	増やす	市民意識調査	

注：市民意識調査及び事業所アンケート調査は、令和7（2025）年3月実施（以下同様）

評価項目		現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	把握方法
15	農業における家族経営協定の締結数（累計）	163 戸	178 戸	農林水産課
16	市男性職員の育児休業取得率	50.0%	85.0%	人事課
17	日常生活において「仕事と家庭生活を両立している」市民の割合	35.5%	増やす	市民意識調査
18	育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合	21.4%	増やす	事業所アンケート調査

基本施策5 地域社会における男女共同参画の推進

19	地域活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	27.0%	増やす	市民意識調査
20	防災会議の女性委員の割合	21.4%	30.0%以上	危機管理局

【 基本目標3 】誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

基本施策6 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止基本計画）				
21	鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」を知っている市民の割合	29.3%	増やす	市民意識調査
22	DVの被害を受けたことがある市民の割合	6.2%	減らす	市民意識調査
23	DV経験者でどこ（だれ）にも相談しなかった市民の割合	26.3%	減らす	市民意識調査
基本施策7 生涯を通した健康づくりへの切れ目ない支援				
24	健康寿命	男性 79.7 歳 女性 83.6 歳	延ばす	健康増進課
基本施策8 誰一人取り残さない福祉のまちづくり				
25	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容や言葉を知っている市民の割合	36.1%	増やす	市民意識調査

注：上記 15、16、24 については、令和6（2024）年度の数値

資料編

- 策定の経過
- 鳴門市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 鳴門市男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 用語解説・・・等

「資料編」については、本計画の確定版に掲載します。